

【公募説明会用資料】

2019年度（平成31年度）

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

**（民間事業者による分散型エネルギーシステム
構築支援事業（経済産業省連携事業））**

公募要領

平成31年4月

公益財団法人 北海道環境財団

補助金の交付申請をされる皆様へ

本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令の定め、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）交付要綱（平成31年4月1日付け環地温発第19040117号。以下「交付要綱」という。）及び民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）実施要領（平成31年4月1日付け環地温発第19040118号。以下「実施要領」という。）の規定によるほか、交付規程の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、環境省又は財団の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもあります。また、事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分に理解いただいたうえで、交付申請してください。

1 本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、財団としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

本補助金に対し交付申請をされる方、申請後に採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点を十分に認識されたうえで、交付申請を行っていただきますようお願いいたします。

（1）虚偽の交付申請、不正行為に対する措置

交付申請書類に虚偽又は事実と異なる内容の記載があった場合、補助金交付の前後に関わらず補助事業に関し不正行為が認められた場合、過剰設備の計上が認められた場合などには、事業の不採択、採択の取消し、交付決定を解除し、補助金の返還等の措置をとるとともに、支払済みの補助金がある場合はそのうち取消し対象となった額を返還していただくこととなります。

（2）個人情報の取扱い

交付申請書の提出をもって、別表3「個人情報の取扱事項」に同意いただいたものとみなしますので、ご本人に確認してください。

（3）他の補助事業との関係

補助対象経費には、本補助金以外の国の補助金を受ける場合は補助対象外となります。本補助金以外の国の補助事業に申請している又は申請する予定の場合は、実施計画書（様式1別紙1）にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

（4）中間報告・現地調査

補助事業の適正かつ円滑な実施のため、事業実施中に遂行状況の報告（中間報告）を求めるとともに、事業実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。

（5）維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助金交付の目的に従って、補助事業者の責任の下で効率的運用と適切な維持管理が講じられる必要があります。また、導入に関する各種法令を遵守する必要があります。

（6）取得財産

補助金で取得した財産を処分（目的外使用、譲渡等を含む。）しようとする場合は、あらかじめ財団に申請を行い、承認を受けなければなりません。

財団は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

（7）完了実績報告

補助事業が完了した場合は、その完了後30日以内又は2020年2月28日のいずれか早い日までに補助金の完了実績報告書を財団に提出しなければなりません。

（8）二酸化炭素の削減量の把握

補助事業者は、補助事業の完了後は、事業の実施による二酸化炭素の排出削減量の把握を行う必要があります。また、交付規程に基づき、財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供する必要があります。

（9）事業報告書の作成及び提出

補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の終了後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等についての事業報告書を環境大臣に提出するものとします。

なお、2020年度終了までにその報告担当者を財団に報告していただきます。

（10）補助事業完了後の検証評価

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した技術やシステムの稼働状況、管理状況及び補助事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から検証評価事業の委託を受けた団体による現地調査が実施される場合があります。

(11) 事業内容の公表等

補助事業の実施内容・成果については、広く国民に情報提供していくことが重要であることから、国内外を問わず積極的に公表するように努めるとともに、その際は、環境省「民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）」によるものである旨をわかりやすい形で明示する必要があります。

(12) 会計検査院の検査

補助事業期間終了後5年間のうちに、会計検査院による実地検査等が実施される可能性があります。補助事業に関する書類は会計検査院の求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

2 上記の事項が十分果たされないときは、環境省又は財団より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定の解除やそれに伴う補助金の返還を求めることもあります。

3 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法第29条から第33条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業(経済産業省連携事業))

公募期間及び書類提出先

1. 公募期間

平成29年度及び平成30年度「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金(分散型エネルギーシステム構築支援事業のうちエネルギーシステム構築事業)」に採択され、2019年度に継続して申請を行う事業

2019年4月10日(水)～5月8日(水)

公募開始 : 4月10日(水)

締切 : (一次) 4月19日(金) 18時(必着)

(二次) 5月8日(水) 18時(必着)

※ 公募期間内は随時申請を受け付け、各締切までに到着し、かつ記載内容に不備のない申請について、審査及び交付決定を行います。(申請書類一式の中に不備書類や不足書類がある場合、申請不受理扱いや審査対象外とすることがあります。)

2. 書類提出先

〒060-0004

北海道札幌市中央区北4条西4丁目1番地 伊藤・加藤ビル4階

公益財団法人 北海道環境財団

「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業(経済産業省連携事業))」交付申請書在中

3. 提出方法

※ 申請書提出方法は、原則郵送のみと致します。

※ 郵便事情・事故により期日までに到着しなかった提出書類等については、財団では責任を負いかねます。書類等の提出にあたっては、配達状況が確認できる手段で郵送して下さい。申請書類の到着状況についての個別の問い合わせには対応できないので注意して下さい。

※ 原則として申請書類は返却しないため、必ず写しを控えて下さい。

4. 申請・お問い合わせ先

公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部

TEL : 011-206-1573 FAX : 011-206-1574

メール：bunsan_ask@heco-hojo.jp

お問い合わせの際には原則電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように法人名又は団体名及び事業名をご記入ください。

(お問い合わせ等の受付時間)

[月～金] 9：30～18：15 (12：15～13：00を除く)

<メール件名記入例>

「【株式会社〇〇〇】分散型エネ」

交付申請書類は財団ホームページ <http://www.heco-hojo.jp/cat-04/competition.html> からダウンロードすることができます。

目次

1.	補助金の趣旨	P. 1
2.	実施計画書の要件	P. 2
3.	補助金の内容	P. 3
4.	予算	P. 12
5.	補助金の手続き	P. 13
6.	補助事業の申請、実施における注意事項	P. 16
7.	補助事業申請に係る提出書類	P. 21
8.	別紙参照資料	P. 25 ~ P. 109
	(別紙①) 特定設備の要件	
	(別紙②) 添付資料3.(3) ※「特定設備に関する特記事項」の詳細	
	(別紙③) 添付資料6.(3) 「実施のための手続き状況」の記載内容	
	(別紙④-1) 環境性の考え方	
	(別紙④-2) 経済性の計算方法	
	(別紙⑤) 環境性計算シート(記入例)及び計算根拠の書き方	
	(別紙⑥) 各種契約の取扱い	
	(別紙⑦-1) (様式第1) 交付申請書	
	(別紙⑦-2) (様式第1 別紙1) 実施計画書	
	(別紙⑦-3) リソースアグリゲーターによる制御詳細	
	(別紙⑦-4) (様式第1 別紙2) 経費内訳	
	(別紙⑦-5) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額	
	(別紙⑧) 設置先及び使用先表	
	(別紙⑨) 特定設備の仕様確認表(記入例)	
	(別紙⑩) 発注計画書(記入例)	
	(別紙⑪) 見積依頼書(記入例)	
	(別紙⑫) 見積書(記入例)	
	(別紙⑬) 申請金額整理表	
	(別紙⑭) 発注先選定理由書(記入例)	
	(別紙⑮) 共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担	
	(別紙⑯) 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(記入例)	
	(別紙⑰) 申請者別の資金調達計画について(記入例)	
	(別紙⑱) 連絡窓口表	
	(別紙⑲) 事業概要書	
	(別紙⑳) 複数年度事業における注意事項	
	(別紙㉑) 地方公共団体と民間団体等との共同実施に関するチェックリスト	
	(別紙㉒) 交付申請書ファイリング例	
	(別紙㉓) コージェネレーション設備の補助対象範囲、補助率について	
	(別紙㉔) 提出書類チェックシート	
9.	交付規程(全文)	P. 110

本書に記載された内容が変更になることがあります。変更が生じた場合は公募説明会や財団ホームページにて、その旨をお知らせ致します。

1. 補助金の趣旨

従来の大規模集中電源に依存した硬直的なエネルギー供給システムを脱却するとともに、急速に普及する再生可能エネルギーや未利用熱等を一定規模のエリアで面的に利用することで、地域の特性に応じた効率的なエネルギーの利用を図る地産地消型のエネルギーシステム（以下「分散型エネルギーシステム」という。以下同じ。）が注目を集めています。

しかし、分散型エネルギーシステムは、通常時には大幅な省エネルギー、コストの最小化を実現し、非常時にはコミュニティで一定のエネルギーを確保・融通できる等といった効果を発揮する一方、模範とすべき事業が少ないことやエネルギーシステムの開発や設備の導入に多大なコストを要するため、事業採算性の向上等の課題があります。

本事業は、地域の実情に応じ、先導的な分散型エネルギーシステムの構築に要する経費の一部を補助することにより、分散型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化及び他地域への展開を図ることを目的とします。

2. 実施計画書の要件

- (1) 再生可能エネルギー等を利用し、一定規模のコミュニティの中で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの面的な利用を行うもの、又は将来的な分散型エネルギーシステムの構築に資する先端的技術や新たなシステム構成等で新規性を有し、その技術等における課題等においても解決を見込めるものであること。
- (2) 分散型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域での普及展開に資するものであること。
- (3) 実施計画書に係る事業の計画が合理的かつ実施が確実であること。
- (4) 補助対象経費に、国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の対象経費を含む事業ではないこと。（法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。）
- (5) 補助事業者は、事業完了後の翌年度の4月1日より3年間、導入効果を検証するためのデータ計測を行うこと。なお、その計画を実施計画書へ記載すること。
- (6) 地方公共団体と共同して実施する事業者の交付申請にあたって、事業実施予定地域の地方公共団体及び事業者が一体となって推進する体制であることを要件とし、地方公共団体と事業者の役割分担を実施計画書の中に明確に記載すること。
- (7) 補助事業に関連して特定目的会社や地域新電力等を組成する場合は、その組成が申請時に完了又は確実なものであり、各出資元の詳細が明らかになっていること。
- (8) 当該事業における他省庁含む補助事業の採択実績が過去にある場合は記載すること。（事業化可能性調査、マスタープラン策定、実施設計補助等）また、当該事業に関連して、同一年度で他の補助金に申請若しくは採択されている場合は、その詳細を明確に記載すること。
- (9) 本補助金と国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の同一対象への併用はしないこと。

3. 補助金の内容

(1) 補助事業者

以下の項目をすべて満たす事業者を補助対象とします。

- ① 日本法人（登記法人）である民間会社^{※1}又は民間会社を代表事業者とする共同体若しくは任意団体等であること。（地方公共団体^{※2}が、代表事業者になることはできません。）
- ② 環境省が定める補助金等の交付停止事業者に該当していないこと。
- ③ 事業を円滑に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し、十分な経営基盤を有していること。
- ④ 委託契約等で民間会社に事業を実施させる場合、民間会社に対して確定検査等を行い確定検査等で確認した資料の写し等を事業完了後5年以上保管する体制が取れていること。
- ⑤ 事業を運営・管理できる能力を有しており、事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。

※1 公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業等

※2 地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）

(2) 補助事業

以下の項目をすべて満たす事業を補助対象とします。

- ① 再生可能エネルギー等^{※1}を利用し、一定規模のコミュニティの中^{※2}で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの面的な利用^{※3}を行うもの、又は将来的な分散型エネルギーシステムの構築に資する先端的技術や新たなシステム構成等で新規性を有し、その技術等における課題に向けた解決を見込めるものであること。
- ② 地域内でのエネルギーの最大活用・最適化に寄与する分散型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域等での展開に資するものであること。
- ③ 現在又は将来における事業性が一定程度見込まれるものであること。

※1 再生可能エネルギー等の定義は以下の表のとおりとし、再生可能エネルギーの熱利用設備、再生可能エネルギーの発電設備、その他再生可能エネルギー等に含まれるものを以下『特定設備』（詳細は別紙①、②参照）とします。

特定設備については自費や他の補助事業での導入設備も含める。

※2 公道をまたぐ地域、又は同一敷地内（教育・医療・商業施設、工場等）の複数建物間における融通等を指します。

※3 下表に定義された特定設備に由来する電気又は熱等の形態でエネルギー利用をすることを指し、融通するためのインフラ設備^{※4}は、主に自営線や熱導管等を指していません。

※4 ただし、都市再生特別措置法（平成28年法律第72号）第2条第5項の規定に基づき政令により定められる特定都市再生緊急整備地域において、都市再生特別措置法第19

条の 13 の規定に基づき作成される都市再生安全確保計画に位置付けられる事業のうち、災害時の供給先に「災害発生時の対応の拠点となる施設を含む地区」※5のエネルギーを融通するためのインフラ設備については、国土交通省の補助事業（国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業））の対象となり、当補助事業の補助対象から除外されます。

※5 「災害発生時の対応の拠点となる施設」とは、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月法律第 223 号）第 2 条第 5 項に規定する指定公共機関及び同条第 6 項に規定する指定地方公共機関の施設、「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年厚生労働省医政局長通知）に規定する災害拠点病院、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設をいいます。

なお、国土交通省の補助事業の概要や内容については、下記にお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先） 国土交通省 都市局 市街地整備課

Tel. 03-5253-8111（内線 32738） Fax. 03-5253-1591

再生可能エネルギー等の定義について	
再生可能エネルギー由来の熱利用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱利用 ・ バイオマス熱利用 ・ その他温度差エネルギー利用 （地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等）
再生可能エネルギー由来の発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電 ・ 水力（波力）発電 ・ 地熱発電
その他再生可能エネルギー等に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーション （原動機あるいは燃料電池を使用するもの） ・ 廃熱、空気熱利用 ・ 水素利用

（3）補助事業及び補助対象経費の留意点

- ① 上記（2）の①～③すべての要件を満たす分散型のエネルギーシステムを補助事業とします。
- ② 既存のインフラ設備を活用する場合若しくは融通のためのインフラ設備を増設する場合は、特定設備を含む面的なエネルギー利用全体で新たに最適な制御を構築し、省エネルギー効果が高まる必要があります。
- ③ 同一規格での入れ替え等、特定設備やシステム等の「単なる更新」と財団が判断した場合は、補助対象外となります。

ただし、特定設備の更新において、既存の特定設備が法定耐用年数を超えている若しくは特定設備の規模(設備容量又は能力等)が増加する場合かつ更新により現状と比較してシステム全体で高効率となることを申請者が証明できる場合(任意書式で可)は、当該設備を補助対象経費とします。

- ④ 固定価格買取制度の設備認定を受けた設備は、補助対象外となります。

※ 設備認定を受けた発電設備は補助対象外ですが、バイオマスコージェネレーション(熱電併給)設備においては、廃熱利用設備部分は補助対象となります。

- ⑤ 補助目的以外に使用される設備や中古で導入する設備は、補助対象外となります。

(4) 事業期間

補助対象期間は、原則単年度とします。

ただし、事業の工程上、単年度では事業完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び年度毎の発生経費を明確に区分した事業計画が提出された場合に限り、複数年度にわたる事業として「1事業あたり最大3年度」を上限に、補助対象期間とします。

(5) 複数年度事業について

複数年度事業として申請する場合は、以下の項目にご注意下さい。

- ① 複数年度事業は、事業を継続する年度毎に補助金の交付申請を行い、審査会の採択審査を経て、交付決定後に事業を再開して下さい。なお、本年度の事業完了日から翌年度の交付決定までの事業費は、原則補助対象外となります。したがって、この期間における補助対象事業に対する着手、着工、成果物の授受等は、原則不可となります。
- ② 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度の補助金交付を保証するものではありません。したがって、次年度の交付予定額については、減額を行う場合があります。なお、その場合においても、原則最終年度まで事業を継続する必要があります。
- ③ 次年度の補助金申請額は、原則として、当該事業が採択された事業開始年度(初年度)において申請した事業計画での補助金額の範囲内とします。なお、継続事業の申請時に、前年度に申請された年度の計画の金額の範囲内であれば、費目間での金額変更をすることは可能です。また、補助率については、採択年度の補助率が次年度の補助率の上限となります。
- ④ 次年度に事業自体を取りやめた場合(事業廃止)は、原則として既に交付した補助金の返還が必要となります。
- ⑤ 補助事業者が、補助事業を遂行するための見積、売買、請負その他の契約については、原則単年度ごと行って下さい。ただし、工期等の関係で複数年度にわたる事業を一括で契約せざるを得ない場合は、財団と協議のうえ、見積、発注、契約、納品、支払等について、年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にして下さい。なお、補助対象設備については、原則現地への納品及び設置日が出来高の算定基準となります。
- ⑥ 各年度の補助対象経費については、出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了して下さい。(補助金額が年度を通じて0円という申請は認められません。)また、工事契

約の着手金、前払金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で各費目の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高として、一定の成果物を提示して下さい。

- ⑦ 次年度の事業計画を変更する場合は、次年度の申請時に財団に報告し、財団の指示に従って下さい。

※ その他詳細については、別紙⑳「複数年度事業における注意事項」を参照のこと

(6) 特定設備の要件

導入する特定設備は、別紙①「特定設備の要件」に定める要件を満たす必要があります。

(7) 補助率と要件

① 補助率

- i) 地方公共団体と共同実施する民間団体等^{※1}で下記②要件を満たすもの

: 補助率 2 / 3 以内

※1 地方公共団体と共同実施する民間団体等:

地方公共団体と共同申請する、民間会社、任意団体等

- ii) 民間団体等^{※2}、地方公共団体と共同実施する民間団体で下記②要件を満たさないもの

: 補助率 1 / 2 以内

※2 民間団体等: 民間会社又は任意団体等

- iii) 専ら化石燃料を使用するコージェネレーション設備^{※3} (燃料電池設備及び平成28年度地産地消型再生可能エネルギー面的利用等推進事業費補助金(エネルギーシステムモデル構築事業)に採択された事業に係る設備は除く。)における設備費及び工事費

: 補助率 1 / 3 以内

※3 i)、ii) いずれの場合も、上記コージェネレーション設備の補助率は、iii) が適用されます。ただし、コージェネレーション設備に接続する熱導管、自営線の設備費及び工事費等については、i) 若しくはii) の補助率が適用されます。詳細は、別紙㉓を参照すること。

- ② 「補助率2 / 3以内」とする「地方公共団体と共同実施する民間団体等」の要件

- i) 以下A～Cに定めるすべての要件を満たす必要があります。

A. 地方公共団体が共同申請すること。

(申請時に地方公共団体の代表者印の押印が必要になります。)

B. 地方公共団体と民間団体等が連携して補助事業への普及啓蒙活動を行うこと。

(実施計画書に、地方公共団体のホームページや広報資料への掲載等のPR活動、講演会やセミナー等の計画を記載して下さい。)

C. 事業期間中に、共同申請している地方公共団体が出席する事業者間協議会又は住民説明会を開催すること。

(実施計画書に開催予定時期や対象者等を記載して下さい。)

ii) 以下A～Cのうちいずれか1つ以上の要件を満たす必要があります。

A. 地方公共団体が共同申請する民間団体等に対し、財政面で支援をしていること。

例：当該事業の補助対象外の部分への地方公共団体の補助金等の拠出、補助事業のために設置された特定目的会社等への出資、自治体の条例等による補助対象物への固定資産税の減免措置（いずれも金額、比率は問いません。）等

B. 地方公共団体が補助事業を円滑に進めるために支援をしていること。

例：補助事業に関連する地方公共団体所有の土地の安価又は無償貸付、補助事業者以外の利害関係者（地権者等）に対する優遇措置 等

C. 地方公共団体の計画（地方公共団体が公に提示しているもの、近々策定されることが確実なもの 等）に補助事業が明示的に位置付けられていること。

例：都市再生整備計画、立地適正化計画、都市再生安全確保計画、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画、地方公共団体の議会承認や報告が完了している諸計画、その他法律に基づいて国（出先機関を除く）に協議済みの計画 等

※ 地方公共団体と共同申請し、「補助率2／3以内」として申請する場合は、別紙㊸「地方公共団体と民間団体等との共同実施に関するチェックリスト」の内容を十分に確認の上、提出して下さい。

（8）補助金上限額

3億円／年度

（9）補助対象経費と経費区分

補助対象経費は以下のとおりです。補助対象経費は、補助事業として明確に区分できるもので、かつ事業期間内に完了できる経費であり、更には証拠書類により金額等が確認できる支出のみが対象となります。

費目	内容	備考
設計費	・本事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費及び実施設計に要する経費	・システム設計は、器材及び機器を特定し、それらを整理、配列して目的にかなう装置体系を創りだす設計作業を指します。 ・実施設計は、基本設計によって策定された基本計画の詳細な見直し作業、及び電気設備関係、配管図等の設計作業を指します。 ・EMSに係る設計は、設計費に含めます。 ※工事实施に伴う工事用図面等は、設計費に含めず、工事費に含めます。 ※設計費のみを計上する申請は認められません。（複数年度事業において、初年度に設計費のみの計上

		とする事業は可。)
		<p>(補助対象外経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査費、基本設計費、見積費 ・ 建屋並びに建屋に付属する設備の実施設計 ・ エネルギーシステム設備以外向けの受電設備 (サブ変含む)・燃料供給配管・水供給配管の実施設計 ・ 顧客管理システムや中央監視 (照明統合制御盤・火報等) の実施設計
設備費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に必要な機械装置、制御装置、エネルギーマネジメントシステム (EMS)、配管・配線類及びこれらに付随する設備の導入に要する経費 ・ 本事業に必要な補助対象となる設備が発生する電気や熱等を貯蔵及び変換する設備に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「EMS」とは、コミュニティ・工場・事業所等のエネルギー使用機器を管理し、エネルギーの見える化と併せて、設備を制御し、エネルギー使用量の最適化と低減を図るシステムを指します。 <p>(補助対象経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自営線、熱導管等 ・ EMSに必要なハードウェア等の設備 ・ EMSに必要なソフトウェア (導入拠点での需要予測、最適化計算、最適制御システム等) ・ 運転データ等取得のために必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器 (ただし、データ取得専用を使用するものに限りません。) ・ 特定設備が発生する電気や熱等を貯蔵、変換する設備 <p>(補助対象外経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーマネジメントに直接関わらないハードウェア、ソフトウェア 例：顧客関係管理システム (CRM)、営業支援システム (SFA) 等 ・ 電気や熱を最終的に利用する機器 (空調機器、ロードヒーティング、EVの急速充電器等) ・ 運行、輸送を主目的とした蓄エネルギー設備 (EV、FCV等) ・ 化石由来燃料等の供給設備 ・ 燃料、材料の貯蔵及び加工設備 (燃料タンク、LNGサテライト、バイオマス由来のガス化設備、木質バイオマス用ペレット製造装置及びサイロ等)

		<ul style="list-style-type: none"> ・系統電力を受変電する設備 ・非常時にのみ稼働する設備
工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要な工事及び付帯工事に要する経費 	<p>(補助対象経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費となる設備機器の基礎工事及び配管工事、配線工事、搬入、据付等 ・熱導管、自営線敷設のための掘削工事 <p>(補助対象外経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建屋並びに建屋に付属する設備の設置工事 ・土地造成、整地、地盤改良に準じる基礎工事 ・既存設備の移設・撤去・解体に係る工事 ・植栽及び外構工事 ・化石由来燃料等の供給に関連する工事
諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に必要な経費 (工事負担金(電力、ガス、水道等)、管理費(申請者の出張旅費、会議費等)その他補助事業を実施するために必要な経費) 	<p>(補助対象外経費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の取得費及び賃貸料 ・財団や民間業者との会合のための旅費 ・振込手数料、通信運搬費、消耗品費 ・設備稼働に必要な材料費 (木質バイオマスにおけるペレット、ガスコージェネにおけるLNGガス等) ・普及啓蒙活動にかかる費用 ・外部コンサルティングを用いる場合の費用 ・設備稼働後のデータ計測等に要する費用

(10) 審査方法及び審査基準

財団は、補助事業を選定するために、学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される委員会(以下「審査委員会」とします。)を設置します。補助金交付申請者から提出された実施計画書については、審査委員会に諮り、下記の評価項目に対して審査し、採択案件を選定します。また、必要に応じて申請者に対してヒアリングを実施します。

なお、予算枠を超えた際には、評価の高い事業から順に採択するものとします。

	評 価 項 目	評 価 内 容
1	環境性	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業として特定設備（自費や他の補助事業等での導入設備も含む）を導入することで、システムの省エネルギー、省CO₂の効果が従来方式に比して向上すること。
2	経済性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金を交付することで経済的に成立し、その事業の運用が継続できること。 費用対効果、投資回収年数が優れていること。
3	先導性・新規性	<ul style="list-style-type: none"> 他地域への普及に向けた先導性があり、得られる成果が今後の指針となるものや、幅広い成果の活用が期待されること。 他事業又は当補助金にて過去採択された事業において類似の事例がない若しくは少なく、分散型エネルギー等の課題を解決するための優れた特性を有するものであること。 工場における事業の場合、再生可能エネルギー由来の発電設備、再生可能エネルギー由来の熱利用設備、プロセス廃熱または水素利用設備等が含まれ、再生可能エネルギー・未利用エネルギーを有効に活用する点で優れたシステムであること。 <p>(事例)「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金(以下「VPP補助金」という。)(執行団体:一般財団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。))で採択されたリソースアグリゲーターとの間で、本事業で導入した設備をバーチャルパワープラントのリソースの一部として供出する契約を締結している場合。</p> <p>※上記の場合は、(別紙⑦-3)実施計画書 添付書類「リソースアグリゲーターによる制御詳細」に必要事項を記載すること。</p> <p>(参照: https://sii.or.jp/)</p>
4	事業者適格性	<ul style="list-style-type: none"> 適切な実施体制及び財務基盤を有していること。 設備の保守整備計画について具体的に記載し、かつ補助事業完了後も継続的に実施できること。
5	事業実施確実性	<ul style="list-style-type: none"> 事業内容が具体的に記載されており、かつ実施体制、方法、スケジュールが効率的かつ確実に実施可能なものであること。 事業に必要な機器、システム類の仕様が定まっていること。(基本設計、容量計算が完了している等) 補助事業を達成、継続するための原材料の確保がされていること。 <u>関連する許認可や法規制の検討、事業者間や供給先、近隣との調整、事業用地確保について、完了していること又は確実であること。</u>
6	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> 資金調達先、方法について具体的に記載し、計画に妥当性があること。

7	災害等リスク対応	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時の事業継続性（BCP等）を想定する場合は、非常時のエネルギー供給について検討していること。
8	その他特筆すべき事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における経済の発展、雇用の創出、生活の豊かさの向上に資する等、地域に密着した事業であること。 ・再生可能エネルギーの面的利用について、効率的かつ複合的に利用する等内容が優れていること。
9	加点項目	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地域が福島県内である場合。 ・事業実施地域が地方（三大首都圏の中心都市以外）である場合。

※ 採択等の経過に関する問い合わせには応じられません。採択案件については、財団のホームページに公開します。

4. 予算

(1) 補助金名

(会計) エネルギー対策特別会計

(勘定) エネルギー需給勘定

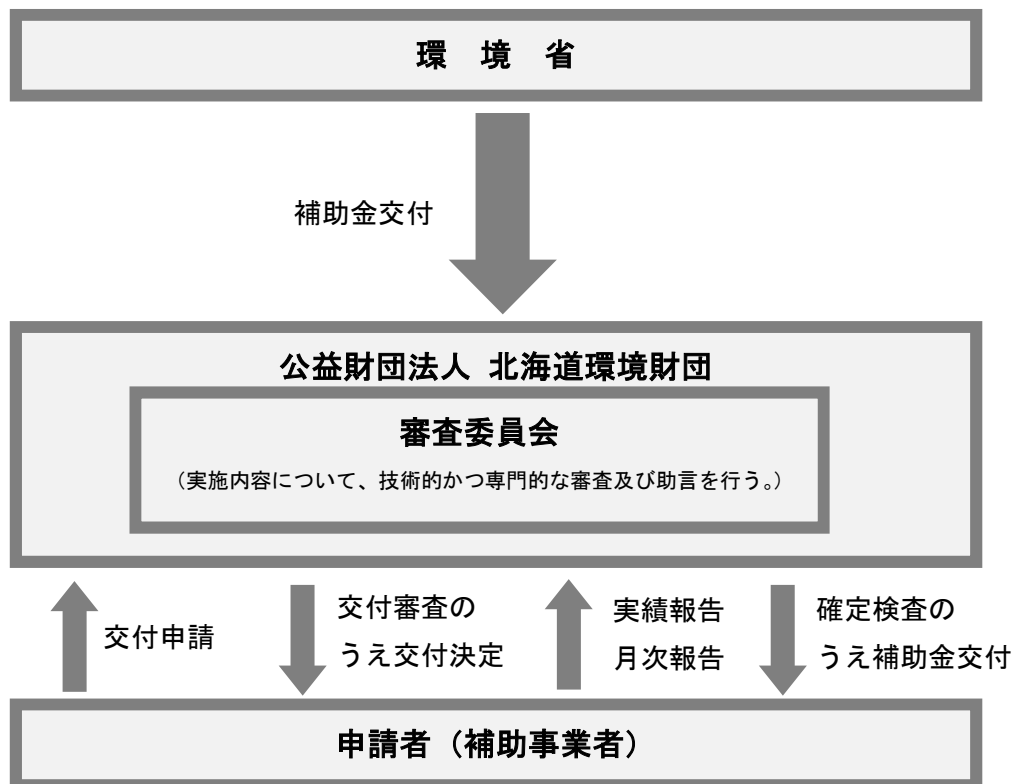
(項) エネルギー需給構造高度化対策

(目) 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金

(目細) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業 (経済産業省連携事業))

(2) 事業スキーム



5. 補助金の手続き

本補助金の手続き概略について以下に記します。

(1) 交付申請（交付規程第5条）

本補助金の交付を希望する事業者は、財団宛に当該年度の補助金交付申請書（様式第1）、実施計画書（様式第1 別紙1）、経費内訳（様式第1 別紙2）を提出して下さい。

(2) 交付決定（交付規程第7条）

財団は補助事業の選定のため、書類審査と審査委員会による審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付決定を行います。

(3) 補助事業の実施

法令、交付規程、公募要領、公募説明会資料、財団ホームページ等に則り、事業を実施して下さい。

(4) 計画変更（交付規程第8条）

補助事業者は、交付申請時の事業の内容を変更、補助対象経費の費目ごとに配分された額の変更、補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります。

尚、事業内容が大幅に変更される計画変更承認申請においては、その申請の妥当性について審査委員会に諮る場合があります。

ただし、各配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減で変更する場合は、計画変更承認申請書の提出は必要ありません。その場合、完了実績報告書（交付規程（様式第11））提出に際して、配分変更後の額、配分変更理由及び配分変更内容が明記された資料を別途提出して下さい。なお、入札による減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として財団の承認を受ける必要はありません。

また、何らかの理由により補助対象経費が増額となる場合であっても、補助金額の増額は原則認められません。

補助金の交付決定後の事情の変更により補助金の額の変更を行う場合には、様式第2による変更交付申請書を財団に提出して下さい。

(5) 実績報告及び確定検査（交付規程第11、12条）

補助事業者は、補助事業が完了した時は、事業完了後30日以内又は2020年2月28日のいずれか早い日までに完了実績報告書（交付規程（様式第11））を財団宛に提出して下さい。また、補助事業の遂行及び収支の状況について、毎月財団に月次報告書を提出して下さい。

財団は補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査（仕様書、見積書、契約書、納品書、試運転報告書、請求書、振込証明書等）及び必要に応じ現地調査等の確定検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知します。

正当な理由なく申請時の補助対象経費と実績報告時の補助対象経費が著しく乖離する場合や事業実施内容が交付申請書どおりでない場合など不相当と認められる場合には、補助金の不交付や減額の措置が取られる場合があります。

確定検査を実施するにあたって補助事業者に用意していただく書類は、交付決定後に別途通知致します。

(6) 補助金の支払い（交付規程第13条）

補助事業者は、財団から確定通知を受けた後、精算払請求書（交付規程（様式第14））を提出して下さい。その後、財団から代表事業者に補助金を支払います。補助金の交付は、代表事業者の支払の完了後となりますのでご留意下さい。本事業では、補助金は代表事業者に一括して銀行振込により支払われます。

(7) データの報告（交付規程第15条）

補助事業者は、設備稼働後より、導入効果を検証するためのデータ計測を行い、効果検証データを事業報告書（交付規程（様式第15））およびその添付資料にて環境大臣宛に提出して下さい。提出が必要となる効果検証データは、事業完了後の翌年度の4月1日より3年間となります。なお、前述期間中の検証データの内容が不明確等、成果として不適切な場合は、検証期間が延長される場合があります。

また、検証データが申請時に記載した値に達しない場合は、補助金の返還が必要になることがあります。

なお、データの計測に関連する諸費用については、補助対象外となります。

(8) 取得財産の管理について（交付規程第8条）

補助金で取得した資産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳及び明細表（交付規程（様式第10））を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、単価50万円以上の資産を処分（転用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前に財団の承認を受ける必要があります。

事業継承・相続などにより所有者が変更となる場合は処分に該当する可能性がありますので、財団にご連絡ください。

(9) 規定違反に対する措置について（交付規程第14条）

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従う必要があります。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられることがあります。

- ① 交付規程第14条第1項、第2項の規定による交付決定の取消、同条第4項の規定による補助金等の返還。
- ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

- ③ 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ④ 財団が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ⑤ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

(10) 暴力団排除に関する誓約について

申請者は補助金の交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」に同意したものとします。

(11) 情報管理及び秘密保持について（交付規程第16条）

交付規程16条に基づき、申請者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用しないものとします。

(12) 利用状況の報告について（交付規程第8条）

交付規程第8条に基づき、補助事業の適正な管理のため、補助金交付により取得した財産等の利用状況を必要に応じ、確認する場合があります。

(13) 補助事業の公表について

交付決定された補助事業については、事業者名、事業概要、事業成果等を財団ホームページや報告書等にて外部に公表させていただきます。また、財団による報告書や資料作成等でご協力いただく場合があります。

6. 補助事業の申請、実施における注意事項

事業者が補助事業を申請及び実施する上での注意点を以下に記します。交付規程及び以下を熟読の上、申請して下さい。

(1) 申請者

申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者及び設備使用者（設備を使用して生産や営業活動（エネルギーマネジメント事業等）を行う者）が異なる場合、原則として「共同申請」となります。

申請者が複数となる場合は、共同申請とし、交付申請書に各々の役割を明確に示し、各事業者間で十分な連携を取り事業を推進して下さい。

なお、地方公共団体は、代表事業者になることはできません。

その他、設備が区分所有となる場合や利害関係者が多数存在する等の場合は、事前に財団までご相談下さい。なお、交付申請書提出後の申請者の追加はできません。

例：共同申請となるケース

- ・リースを利用する場合（申請者：リース会社、設備使用者）
 - ※ 転リース、リースバック契約については、（別紙⑥）を参照のこと。
- ・賃貸借の場合（申請者：賃貸人（設備所有者）、賃借人（設備使用者））
- ・エネルギーサービス事業の場合（申請者：設備所有者、設備使用者、エネルギーサービス事業者）

(2) 事業期間

事業の開始日

- ・事業の開始日とは、補助事業において最初の発注（契約を締結する）日とします。
- ・事業の開始日は、補助事業の交付決定日以降である必要があります。
 - ※ 交付決定前の発注は、原則補助対象外となります。

事業の完了日

- ・事業の完了日とは、補助事業を構成する全ての工事等^{※1, 2}を完了、検収した上で、費用の支払いがすべて完了する日をいいます。
- ・事業の完了日は、2020年2月28日までとする必要があります。
- ・補助事業がやむを得ない理由により、予定の期間内（交付申請書（様式第1）の「4. 補助事業の開始及び完了予定日」に記載した完了予定日まで）に完了することが出来ないと見込まれる場合、事前に遅延報告書（交付規程（様式第7））の提出が必要となります。
 - ※1 複数年度事業については、「3. 補助金の内容（5）複数年度事業について」をご参照下さい。
 - ※2 補助事業を構成する工事等全てが対象となります。補助対象経費であるか否かは関係ありません。現地にて設備の性能が確認され、系統連系や試運転調整が完了している必要があります。

(3) 税金等の扱い

① 消費税等の扱い

消費税等は補助対象外となります。交付申請書に記載する金額は税別として下さい。

(4) 利益等排除

① 利益等排除

補助事業者の自社調達の場合のみ、製造原価をもって補助対象額とします。

(5) 見積、発注先選定

① 見積依頼（別紙⑪）参照

- ・見積依頼は申請者（共同申請の場合は原則として設備の所有者）が書面で行って下さい。
※1、2、3押印は担当者印でも可とします。
- ・交付申請の段階においては、概算見積書（1者）でも可とします。
- ・機種を選定においては、メーカーや型式を指定せず、性能や仕様値で規定して下さい。
- ・見積依頼書は、事業者所定の書式でも可としますが、記載内容は財団の書式（別紙⑪）と同等以上として下さい。
- ・交付申請書（交付規程（様式第1））や完了（交付規程（様式第11））に添付する見積依頼書の写しは、見積依頼先に提出したものの複写として下さい。（確定検査で原本確認を行う場合があります）。
※1 見積依頼書、見積書、契約書（又は注文書、注文請書）、納品書、受領書、請求書、領収書は、発注先と設備の所有者で取り交わすことを原則としますが、設備の所有者以外の共同事業者が取り交わす場合は、共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担（別紙⑮）及び根拠となる契約書等を交付申請書（交付規程（様式第1））に添付して下さい。
※2 記載する件名は、見積依頼書、見積書、契約書（又は注文書、注文請書）、納品書、受領書、請求書、領収書等で統一して下さい。
※3 複数年度事業で、初年度に複数年度の3者見積を取り、発注先を決めた場合、2年度目、3年度目は再度見積を取る必要はありません。ただし、一括発注した場合は2年度目、3年度目に発注先選定理由書（一括見積、発注完了の旨）を提出して下さい。

② 見積書（別紙⑫）参照

- ・交付申請時の概算見積の場合、見積作成担当者の認印の押印で可とします。ただし、実施見積においては、見積作成会社の社印を押印して下さい。
- ・申請書に添付する概算見積書の写しは、交付申請日が見積有効期限内に該当しているかを確認して下さい。
- ・見積書は、見積依頼書に記載の条件を満たし、契約時点で有効なものを提出して下さい。

- ・見積書は、経費の費目（設計費、設備費、工事費、諸経費）にまとめて下さい。
- ・見積書は、補助対象経費と補助対象外経費が分かるように明確に記載して下さい。
- ・見積書は、コージェネレーション設備及び関連工事とその他が分かるように明確に記載して下さい。
- ・複数年度にわたる見積書は年度毎にまとめてください。
- ・一式50万円以上（単体で50万円以上の機器を除く）の見積項目が含まれている場合については、見積項目の内訳を提出して下さい。
- ・設備費などの見積に含まれる諸経費等が一式50万円以上の場合は、その根拠を提示してください。
- ・補助対象経費は、値引き後の金額を記載して下さい。値引きを行う場合は、補助対象経費から値引きをしていることを明確に記載して下さい。
- ・交付申請書（交付規程（様式第1））受領後、財団の担当者より、見積書、見積内訳書等の電子データ提出を要請する場合があるので準備をして下さい。
- ・交付申請書（交付規程（様式第1））や完了実績報告書（交付規程（様式第11））に添付する見積書の写しは、申請者が保管する見積書の複写を提出して下さい。（確定検査で原本確認を行う場合があります）。

③ 発注先選定

- ・補助事業を行うに当たり、売買、請負、委託その他の契約を締結するときは、競争入札（又は3者以上の相見積）を行って下さい。
- ・補助金額は、補助対象経費が最も安価な見積会社の見積金額により決定します。
- ・競争入札（又は3者以上の相見積）においては、適正な競争がなされる必要があります。そのため、次のとおり配慮して下さい。
 - a. 事業者は、発注先に対し他の見積参加者を請負工事の下請けとして使用させない。
 - b. 見積参加者同士が、一般の工事において元請け、下請けの関係にない（総合建設業（ゼネコン）と専門工事業（サブコン）の関係等）。
 - c. 見積を実施する3者のうち、いずれか同士が関係会社の関係にない。
- ・発注先選定後、申請者が選定した会社と更なる減額交渉を実施し、金額を減額することは可とします。
- ・補助事業を行うに当たり、補助対象となる売買、請負、委託その他の契約の締結は、交付決定後に行って下さい。

④ 発注先選定理由書

- ・発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札（又は3者以上の相見積）が著しく困難又は不相当である場合（例：技術上、生産能力上の事由から特定の発注先に限定せざるを得ない場合等）は、事前に財団に発注先選定理由書（別紙⑭）を提出して下さい。なお、理由書の内容や提出の時期により財団にて否認され、該当部分が補助の対象から除外となる場合がありますのでご注意下さい。

- ※ 新築工事等で、建物全体の工事をゼネコンに発注し、補助事業の工事をサブコンに実施させる「コストオン契約」を実施する場合、事前に発注先選定理由書（別紙⑭）及びコストオン契約書（案）を提出し、財団の了解を得る必要があります（（別紙⑥）参照）。
- ※ 採択後、事業者選定時の入札者が2者以下であった場合は、発注先選定理由書を提出して下さい。
- ※ 見積額の妥当性が分かる資料を提出して下さい。

⑤ 契約（発注）

発注にあたり、以下の内容を満たす必要があります。

- ・ 補助事業者（共同申請の場合は原則として設備の所有者）と発注先で請負（売買）契約書、又は注文書と注文請書を取り交わすこと。
- ・ 契約書（又は注文請書）には完了予定日（又は納入予定日）が記載されていること。
- ・ 請負に係る契約書又は注文請書には、原則として収入印紙が付されていること。
- ・ 原則、契約（発注）は単年度毎に行う事。

⑥ その他

インターネットやメール、FAX等により注文を行い、注文書、注文請書を取り交わしていない場合には、補助事業者の発注や購買に関する手続き方法を記載した書類を財団に提出し事前に了解を得るとともに、注文書、注文請書に代わるもの（電子媒体等の印字したもの）を完了実績報告書に添付する必要があります。

（6）発注先への支払い

- ① 当該年度に行われた工事、物品購入等に対しては、原則当該年度中（2020年2月28日）までに対価の支払い及び精算が完了する必要があり、工事の完了、検収と経費の支払いをもって、補助事業の完了となります。
 - ※ 工事の完了、検収、請求がなされる前に支払いが完了した場合、適切な手続きとみなされず、補助対象外経費となります。
 - ※ 複数年度事業については、「3. 補助金の内容（5）複数年度事業について」をご参照下さい。
- ② 補助事業に関する工事、物品購入等の経費の支払い方法は「金融機関からの振込み」とし、支払いの事実を証明できるものとして次に示すいずれかの書類の写しを用意する必要があります。
 - ・ 金融機関が発行した振込証明書等
 - ・ 補助事業者（共同申請の場合、原則として設備の所有者）が発行した支払伝票及び発注先が発行した領収書

(請負契約の場合、原則として領収書には収入印紙が付されていること)

※ 手形、割賦、相殺等、金融機関からの振込以外の支払方法は認められません。

※ 金融機関に対する振込手数料等は原則補助対象とはなりません。ただし、以下の場合には、補助対象として計上することができます。

- ・振込手数料を発注先が負担している場合。
- ・発注先が発行する請求書において、発注先が振込手数料を負担する旨が記載されている場合。
- ・発注先が領収書を発行した際、振込手数料が領収金額の内数になっている場合。

③ 支払委託契約（金融会社等が申請者に代わり工事資金等の費用を立替えて工事会社に支払う契約）は、以下を条件に利用を認めるものとします。なお、申請後の支払方法の変更は原則認められません。

・ 交付申請書に支払委託契約書（案可）の写しを添付

※ 支払委託契約の利用の際、金融会社を共同事業者として登録する必要はありません。

④ 発注先への支払いと同時期に資産を担保設定する場合、財産の取得前であっても事前に財団の承認を受ける必要がありますのでご留意下さい。

7. 補助事業申請に係る提出書類

本事業に交付申請される事業者は、公募期間中に以下の書類の提出をお願いします。

- (1) 交付申請書（様式第1）
- (2) 実施計画書（様式第1 別紙1）
- (3) 経費内訳（様式第1 別紙2）
- (4) 事業概要書（（別紙⑱）参照）
- (5) 連絡窓口表（（別紙⑱）参照）
- (6) 添付書類

1. 実施場所
(1) 実施場所の地図 ※ 最寄り駅がわかるものとして下さい。 ※ 設備の設置先、電力や熱の利用先を明示して下さい。 (2) 設置先及び使用先表（別紙⑧）
2. エネルギーシステム
(1) 分散型エネルギーシステム全体のシステムフロー図 ※ 申請の補助事業の範囲と一体で運用される既存のシステム（設備及び面的融通）がある場合は、これも含めて下さい。 ※ 新設でない場合は現状のシステムフロー図も添付して下さい。 ※ 設備容量、年間エネルギーバランスも付記して下さい。 (2) 分散型エネルギーシステム全体の配置図、配管図 ※ 分散型エネルギーシステムを構成する熱源設備、発電設備の位置を明示して下さい。 ※ 電気、熱等の利用先、熱導管、電力供給線を明示して下さい。 (3) 新たに導入する設備に関するシステムフロー図 ※ 効果検証データ収集のための計測機器、計測内容等も明示して下さい。 (4) 新たに導入する設備に関する配置図、配管図 (5) 新たに導入する設備に関する基礎図 ※ 上記（1）～（5）の書類について、既設、新設（補助対象、補助対象外）、撤去の範囲を色分け等で明示して下さい。 ※ 他の補助金を併用する場合は、上記（1）～（5）の書類について、その区分を色分け等で明示してください。
3. 機器仕様
(1) 分散型エネルギーシステム全体を構成する主な設備の仕様概要 (2) 新たに導入する再生可能エネルギー設備、発電設備、熱源設備の仕様詳細 (3) 特定設備の仕様確認表（別紙⑨） ※ 「5. 環境性・経済性効果の算出」で計算に使用する機器はすべて含めて下さい。

※ 特定設備に関する特記事項を記載して下さい。(別紙②)
4. 電気設備
<p>(1) 特定設備を含む補助事業に係る単線結線図</p> <p>※ 新設でない場合は、現状の単線結線も添付して下さい。</p> <p>(2) 特定設備や補助対象経費に係る配線図</p> <p>※ 単線結線図には発電出力計測のための電力量計の位置を明示して下さい。</p> <p>※ 配線図は、対象設備の配置図上に配線の敷設位置がわかるよう記載して下さい。</p> <p>※ 発電設備を導入する場合にあっては、連系保護装置の位置を明示して下さい。</p> <p>※ 上記(1)～(2)の書類について、既設、新設(補助対象、補助対象外)、撤去の範囲を色分け等で明示して下さい。</p> <p>※ 他の補助金を併用する場合は、上記(1)～(2)の書類について、その区分を色分け等で明示してください。</p>
5. 環境性・経済性効果の算出
<p>(1) 環境性・経済性計算シート(別紙⑤)</p> <p>※ 特定設備の省エネルギー量、省エネルギー率、CO₂排出量、CO₂削減率、費用対効果等を記入するとともに、システムフロー概略図、計算根拠を添付して下さい。</p> <p>(2) 計算に使用した機器性能の根拠資料(仕様書、技術資料等)</p> <p>※ 「3. 機器仕様」に添付した仕様書中の性能を記した部分を抜粋して下さい。</p> <p>※ 補助対象外設備や既設の設備であっても、計算に必要であれば添付して下さい。</p> <p>(3) 計算に使用した電気、熱等の負荷データとその根拠資料</p> <p>※ 必要に応じ、建物ごと、時間や期間ごとに記載して下さい。</p> <p>(4) 計算に使用した各設備の想定稼働データ(負荷、エネルギー消費量)とその根拠資料</p> <p>※ 必要に応じ、時刻や期間別の負荷パターン、運転条件も記載して下さい。</p> <p>(5) 設置した計測器のデータからの省エネルギー量の算出方法</p> <p>※ 計測器の値に記号等を使用し、式で明示して下さい。</p>
6. 事業計画
<p>(1) 発注計画書(別紙⑩)</p> <p>※ すべての発注について記載して下さい。</p> <p>(2) 事業概要書(別紙⑱)</p> <p>(3) 実施のための手続き状況(別紙③)</p> <p>関連する許認可、事業者間・供給先・近隣との調整、事業用地確保について状況及び実施体制・スケジュールなどを記載下さい。</p> <p>(4) 事業PR資料(任意)</p>
7. 見積依頼書の写し、見積書の写し
(1) 「6.(5) 見積・発注先選定」を参照して下さい。

<p>8. 申請者の会社概要（共同申請の場合、地方公共団体を除く全申請者の提出が必要）</p> <p>(1) 会社概要（法人や施設の概要書、パンフレット等）</p> <p>(2) 会社の定款</p> <p>(3) 法人にあつては、履歴事項全部証明書、登記事項証明書又は登記簿謄本の写し ※ 発行日が申請日から3ヵ月以内のもの。</p> <p>(4) 特定目的会社（SPC）、有限責任事業組合（LLP）、民間会社を主提案法人（幹事法人）とする共同体、任意団体等が申請する場合は、主たる出資者又は出費表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの確約書を提出して下さい。（すべての対象法人の法人登録印が必要です。） ※ 補助事業の採択をもって目的会社が設立される等のやむなき事由で、申請者として上記会社概要資料を申請時に準備できない場合、①出資内容及び会社設立時期が確実であること、②会社設立まで事業を代替する法人が存在することを財団に証明できる資料を提出したうえで、代替法人が申請を行い、会社設立後ただちに承継について財団までご連絡ください。</p> <p>(5) 財務諸表（直近2カ年分） ※ 地方公共団体は不要</p>

※以下に該当する場合、必要に応じ追加書類を提出して下さい。

<p>9. 共同申請関係</p> <p>(1) 交付申請書に記載した補助事業に要する経費等の申請者別内訳（別紙⑯）</p> <p>(2) 交付申請書に記載した資金調達計画の申請者別内訳（別紙⑰）</p> <p>(3) 共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担（別紙⑱）及び根拠となる契約書等（設備の所有者以外が実施する場合のみ）</p>
<p>10. 設備所有者と使用者の契約関係</p> <p>設備所有者と設備使用者、及び設備所有者あるいは設備使用者とエネルギー使用者との契約関係</p> <p>(1) 設備所有者と設備使用者間でリース、エネルギーサービス、シェアードESCO、賃貸借、テナント契約等を締結する場合 ①対象設備に関する契約書（案可）の写し ②契約金額に関する料金計算書（案可） ※ 補助金相当額が減額されていることを証明できる書類、又は設備更新により契約金額が増額されない事を証明できる書類</p> <p>(2) 設備所有者あるいは設備使用者とエネルギー使用者間で電気、熱等の需給契約を締結する場合 ①エネルギー需給に関する契約書（案可）の写し ②契約金額に関する料金計算書（案可）</p>
<p>11. 支払委託契約関係</p> <p>(1) 支払委託契約書（案可）の写し（6.（6）発注先への支払い③参照）</p>
<p>12. 発注先選定理由書（申請時点で発注先が決定している場合）</p>

※ やむをえない理由で発注先の選定に際して競争入札（又は3者以上の相見積）を実施しない予定の場合に提出して下さい。（別紙⑭）

※ 必要に応じ、説明のための資料を添付して下さい。

13. 業務委託関係

補助事業の一部を第三者に委託する場合

- (1) 補助事業者と委託先との委託契約書（案可）の写し
- (2) 委託内容を説明する書類
- (3) 委託先に対する監督体制及び検査内容

(7) その他

- ※ 審査にあたって別途資料の提出を要求することがあります。
- ※ 提出いただいた書類は返却しませんので、全てコピーを取り、保管をお願いします。交付申請書（様式第1）についても、原本を財団に提出し、コピーを保管して下さい。交付申請書を二部作成して押印し一部を保管しても、原本のコピーとは認められませんのでご注意下さい。
- ※ 提出いただいた事業概要書（別紙⑲）については、別途公表用として、依頼します。また、別途補助事業に関連した資料の作成を依頼する場合があります。

8. 別紙参照資料

(別紙①)

特定設備の要件

補助対象として導入する特定設備は、以下の要件を満たすこと。

特定設備	要件
太陽熱利用	<ul style="list-style-type: none"> 集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。 ※ただし、追尾式の集光型太陽集熱器で、既に国際規格・基準を取得したものについては補助対象とし、その集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。
温度差エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> 温度差エネルギーを利用する設備が、従来方式に比べて省エネ率 10%以上であること。 熱供給能力が、温水、冷水共に 0.1GJ/h(24Mcal/h)以上であること。
バイオマス共通 (熱利用、発電)	<ul style="list-style-type: none"> バイオマス依存率が 60%以上であること。 ※バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。 $\text{バイオマス依存率} = G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$ <ul style="list-style-type: none"> G : バイオマス利用量 (m³N/h 又は kg/h) H : バイオマス低位発熱量 (MJ/m³N 又は MJ/kg) I : バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m³N/h 又は kg/h) J : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m³N/h 又は MJ/kg) 副燃料として省エネ法に定める燃料 (※) を全体燃料比で常時 10%以上使用 (※) することを前提とするものは、特定設備とはみなさない。 ※省エネ法に定める燃料とは、エネルギーの使用合理化等に関する法律第二条第二項に定める燃料をいい、同施行規則別表第一に記載がある。 ※常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、常時使用に該当しない。
バイオマス熱利用	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用を受けたバイオマス発電においても、廃熱利用設備は特定設備とすることができる。
雪氷熱利用	<ul style="list-style-type: none"> 冷氣、水の流量を調節する機能有設備であって、雪氷熱供給に直接的に供される設備であること。
地中熱利用	<ul style="list-style-type: none"> 暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ※実績報告では全ての太陽電池モジュールの検査成績書 (全モジュールの製造番号、最大出力等の一覧表) を提出すること。
風力発電	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省の発電用風力発電機器に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> 発電効率率 20%以上であること。(低位発熱量基準)
水力発電	<ul style="list-style-type: none"> 発電出力 1,000kW 以下であること。

地熱発電	・特になし。
コージェネレーション設備	<ul style="list-style-type: none"> ・従来方式に比べて省エネルギー率 10%以上であること。 ・特定設備として化石燃料由来のコージェネレーション設備のみを「<u>同一敷地内かつ同一需要家</u>」に導入する事業は補助対象外とする。 ・「平成 3 1 年度燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金」の補助対象設備は除く。 ・化石燃料由来のコージェネレーション設備を導入する場合は、必ず別紙②を参照し、補助対象範囲、補助率について確認したうえで申請すること。
廃熱利用設備	・特になし。
空気熱利用	・空気熱を利用する設備が、省エネ率 10%以上であること。
水素利用設備	・「平成 3 1 年度燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金」の補助対象設備は除く。

(参考) 特定設備ではないが、補助対象となる蓄電システムは、以下の要件を満たすこと。

蓄電システム 機器仕様		目標価格等			
		目標価格 区分	保証 年数	目標価格	
4,800Ah・ セル未満	環境省ZEH事業（平成31年度 ネット・ ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による 住宅における低炭素化促進事業）で登録さ れる蓄電池	家庭用	10年	蓄電容量 1kWh あたり	9.0万円
			11年		9.9万円
			12年		10.8万円
			13年		11.7万円
			14年		12.6万円
	ZEH事業で登録 されない蓄電池		15年以上		13.5万円
				定格出力 1kW あたり	19万円
4,800Ah・セル以上		産業用 業務用	—		

【目標価格等の詳細】

※ 2019年度の目標価格を上回っている場合でも、2018年度目標価格以下の場合は、2019年度補助額の半額で補助を行う。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM規格で定義された初期実効容量の内、計算値と計測値のいずれか低い方が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

参考 URL : <https://www.jema-net.or.jp/cgi-bin/user/summary.cgi?jem=1133>
(一般社団法人日本電機工業会 HP)

※ 家庭用蓄電池の目標価格を判定する保証年数は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」とする。）に登録された年数とする。（原則メーカーの保証年数（無償保証に限る）とする。当該機器製造事業者外の保証（販売店保証等）は含めない。ただし、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。）

※ 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリッド」という）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分け

	<p>られない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1 kWあたり1万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨てとします）</p> <ul style="list-style-type: none">※ 中古品は対象外とする。※ 法規的な定めによる安全上の基準等を全て満たしている設備であること。※ その他対象機器や要件、保証年数等の詳細については、下記まで問い合わせること。 <p>【一般社団法人環境共創イニシアチブ】</p> <p>TEL : 03-5565-3960 Mail : vpp_info@sii.or.jp HP : http://sii.or.jp/</p> <p><受付時間 : 10:00~12:00 13:00~17:00（土曜、日曜、祝日を除く）></p>
--	---

(別紙②)

添付書類 3. (3) ※「特定設備に関する特記事項」の詳細

交付申請書（様式第1）の添付書類「3. 機器仕様」中の「(3) ※特定設備に関する特記事項」に記載すべき特定設備に関する特記事項を以下のとおり定める。

設備	記載内容
太陽熱利用	①太陽集熱器（形式、集熱器総面積、設置角度、設置方位） ※集熱器総面積は、太陽集熱器の集熱器総面積を合計し、㎡単位の小數切捨てとする。 ・蓄熱槽（形式、容量） ・補助熱源（形式、熱源、機器の種類、能力） ・冷凍機（形式、機器の種類、能力） ・集熱器の配置図
温度差 エネルギー利用	①設備及びシステムの概要 ・温度差熱源の種類（海水、河川水、下水等） ・熱源施設（河川や下水場等の名称） ・熱源温度（月単位で記載） ・熱源利用量（熱量、水量等を時間単位、月単位で記載）
バイオマス 熱利用	①設備及びシステムの概要 ・方式：バイオマス〇〇 ※上記〇〇中には、「バイオマス熱利用型製造設備」、「バイオマス熱供給設備」、「コージェネレーション（熱電併給）」のいずれかを記載すること。 ・バイオマスの種類、使用量 ・補助燃料等の種類、使用量（使用量は時間単位、日単位、年単位） ※補助燃料を用いる場合はその投入のタイミングを記載すること。（例：スタートアップ時にのみ、補助燃料を投入。）なお、必要な場合は別途資料を添付すること。 ・バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量（単位重量ベース、低位発熱量） ※「低位発熱量」は、単位重量当たりの低位発熱量（ジュール表記）を記載すること。 ※「低位発熱量」の根拠資料の計算根拠資料を添付すること。 ・バイオマス依存率（発熱量ベース） 〇〇. 〇%（小數点第二位を四捨五入） ※「バイオマス依存率」の計算根拠を添付すること。 （別紙⑤-7「バイオマス依存度計算書」） ・設備の年間稼働時間 〇〇h ・使用燃料の総発熱量及び熱利用量 〇〇MJ（年間及び月別） ・年間総発熱量 〇〇GJ/年、年間熱利用量 〇〇GJ/年
雪氷熱利用	①設備及びシステムの概要 ・雪氷の種類・貯蔵量 〇〇t/年

	<ul style="list-style-type: none"> ・システム種別及び利用形態・用途
地中熱利用	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱交換器の設置方法の種類 ・有効長（全体、1本当たり） ・本数
太陽光発電	<p>①太陽電池出力：kW ※aとbのいずれか低い方の小数点以下を切捨</p> <p>a. 太陽電池モジュール公称最大出力合計(kW)： (内訳)</p> <p>b. パワーコンディショナ定格出力合計(kW)： (内訳)</p> <p>②太陽電池モジュールの設置状況（方位、傾斜角、日陰の有無）</p>
風力発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電システムの出力〇〇kW（〇〇kW×〇基） ・発電システムの構成、特徴 <p>※風車本体の耐風強度、耐雷仕様を証明する書類の提出を求めることがあります。</p> <p>※経済産業省の発電用風力発電機器に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であることを示すこと。</p>
バイオマス発電	<p>①「ガスエンジン」等の発電方式種別を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電出力 〇〇kW（内訳：発電装置所内消費動力〇〇kW、自家消費〇〇kW） ・発電効率 〇〇. 〇%（小数点第二位を四捨五入） ・バイオマスの種類、使用量 ・補助燃料等の種類、使用量（使用量は時間単位、日単位、年単位） <p>（注）補助燃料を用いる場合はその投入のタイミングを記載すること。（例：スタートアップ時にのみ、補助燃料を投入。）なお、必要な場合は別途資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス発熱量、補助燃料等発熱量（単位重量ベース、低位発熱量） <p>（注1）「低位発熱量」は単位重量あたりの低位発熱量（ジュール表記）を記載すること。</p> <p>（注2）「低位発熱量」の根拠資料を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス依存率（発熱量ベース） 〇〇. 〇%（小数点第二位を四捨五入） <p>（注）「バイオマス依存率」の計算根拠を添付すること。</p> <p>（別紙⑤-7「バイオマス依存度計算書」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の年間稼働時間 〇〇h
水力発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系及び使用河川名（水系名、取水河川名、放水河川名） ・ダム及び水力発電所施設名（ダム名、水力発電所名） ・ダム、取水口位置 ・発電方式（ダム式、ダム水路式、水路式） ・使用水量（最大、常時、常尖） ・総落差（取水位、放水位、総落差）

	<ul style="list-style-type: none"> ・有効落差（最大、常時、常尖） ・出力（最大、常時、常尖） ・取水設備（取水口の型式） ・導水路（形式、亘長、内径） ・放水路（形式、亘長、内径） ・水圧管路（条数、長さ、内径） ・水車（種類、容量、台数） ・発電機（種類、容量、台数） ・変圧器（容量、台数） ・発電システムの特徴（設計根拠等も含め記載） ・機器構成図（構成機器と容量等） <p>※有効落差、出力の算定及び水車の種類の選定については、その根拠資料を添付すること。</p>
地熱発電	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電システムの特徴 ・地熱発電所施設名 ・出力（最大、常時） ・発電機（種類、容量、台数） ・変圧器（容量、台数） ・機器構成図（構成機器と容量等）
コージェネレーション設備	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電機（種類、容量、台数）
廃熱利用設備	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃熱発生設備（コージェネレーション、コンプレッサー等） ・廃熱温度（月単位で記載） ・廃熱利用量（熱量、水量等を時間単位、月単位で記載）
空気熱利用	<p>①空気熱利用熱源機（型式、能力、効率、台数、用途（空調・製造プロセス等））</p>
水素利用設備	<p>①設備及びシステムの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの機能及び特徴 ・システム構成図（機器構成、水素製造量等）

(別紙③)

添付書類 6. (3)「実施のための手続き状況」の記載内容

交付申請書(様式第1)の添付書類「6. 事業計画」中の「(3) 実施のための手続き状況」において、特定設備に関する記載事項を以下のとおり定める。

共通 ※下記①、②は必ず記載すること。(②に該当しない場合も「該当せず」とすること。)
①許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項 ※事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。 ※その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。 ●事業用地確保、道路管理者との協議(自営線又は熱導管敷設の場合) ※事業実施に当たって必要なものについては、取得状況を記載すること、所得予定の場合は以下書類及び協議状況、見通し等を記載すること。 ・実施体制 ・実施スケジュール ・契約書(写し)又は案
②電力会社との連系協議状況(発電設備の場合) 系統連系に関する電力会社との協議文書(照会に対する回答分、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録(電力会社の出席者の押印のあるもの)等、電力会社との協議内容が確認できる資料を添付すること。
バイオマス熱利用
③地元住民への説明等 ※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容すべてについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。) ④周辺環境への影響 ※バイオマス熱利用に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値(規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。)への設備の対応計画を記載すること。
雪氷熱利用
③地元住民への説明等 ※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容すべてについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。)
風力発電
③設置場所の詳細 ・設置場所の対象面積と経緯度(度、分、秒) ※複数基ある場合には各風車ごとに記載。経緯度は世界測地系を基準とすること。 ・地目と区画指定状況(荒地、農地、県立公園等) ・施設の所有者 ※自己所有でないときは利用許可書等添付すること。

- ・対象地点の土地の所有者 ※自己所有でないときは利用許可書等を添付すること。
- ・現地写真 ※設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。
- ・風況観測地点 ※地図に位置を明記、風況観測状況写真を添付すること。
- ・地目と区画指定状況（荒地、農地、県立公園等）

④風況条件（建設予定地における風況データ）

風況データの根拠を明らかにすること。風況データを添付すること。

- ・年平均風速 0.0m/s @計測高さ 0m
- ・月平均風速（月平均の風速表）
- ・風力エネルギー密度（ 000W/m^2 ）：年間、風向別
- ・風向出現率（風配図） ※添付すること。
- ・風況曲線 ※添付すること。
- ・年間発電量を試算すること。

※風況精査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び風況精査マニュアルに準じて実施すること。ただし風況観測の期間は、1年間以上であること。

⑤地元調整

- ・設置場所の住民の了解を得ていること。

なお、500kW以上は下記のとおりとする。

- － 地元の市町村の首長の同意書を添付すること。
- － 関係する地元住民への説明会を行い、議事録を作成し参加者又は代表者の確認署名を得て、提出すること。
なお、説明会での説明内容には①風力発電の規模、②工事内容、③環境影響調査結果を含めること。
- － 風車を建設する土地の地権者全員の同意書を入手し提出すること。国有林や自治体所有地等、土地利用許可を得るための手続きに時間を要する場合は、関係行政機関との調整状況が明らかになるように議事録を作成し提出すること。
- － 市町村界付近に建設する場合は、市町村界にかかわらず地元住民に対して説明会等を実施すること。

⑥環境影響調査

- ・電波障害、騒音障害、生態系への影響、景観について十分配慮すること。ただし、500kW以上は下記のとおりとする。

- － 電波障害（現況測定結果、予測結果）
- － 騒音障害（現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果）
- － 生態系（天然記念物等がある場合は、それに対する影響について）
- － 景観

※環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。

※調査項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。

※地元自治体主催にて開催される、当該事業への環境影響調査委員会等の意見書を提出すること。環境影響調査委員会が無い場合には、環境影響評価方法書、環境影響評価書案を関係地域への公告、縦覧を行い評価書案又は縦覧結果を反映した環境影響評価書を提出すること。なお、環境影響評価書は事業開始までに提出のこと。

水力発電
<p>③流況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系及び河川名　：　○級河川　○○水系　○○川 ・河川管理者　※国土交通大臣、都道府県知事等 ・流況曲線 ・流量観測期間　※原則 10 年間とする。 ・豊水量、平水量、低水量、渇水量、最小水量 (m³/s) <p>④環境影響調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音障害 (現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果) ・生態系 (天然記念物等がある場合には、それに対する影響について) ・景観 ・地元調整 <p>※各項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。また、環境影響調査報告書及び協議結果 (承諾書、住民説明会の議事録等) を提出すること。</p>
地熱発電
<p>③周辺環境への影響</p> <p>※地熱発電に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種 規制値 (規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。) に対する環境負荷を対比した資料を添付のこと。</p> <p>④地元住民への説明等</p> <p>※事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容すべてについて記載すること。(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと)。</p> <p>⑤設備の保守計画</p> <p>※設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画概要を記載すること。</p>

※空気熱利用、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、地中熱利用、太陽光発電、コージェネレーション設備、水素利用設備について記載はありませんが、個別に申請内容を確認する中で、追加書類の提出を求める場合があります。

(別紙④-1)

環境性の考え方 (省エネルギー量、省エネルギー率、CO₂排出量・CO₂排出削減率)

1. 換算係数

(1) 燃料の発熱量の扱い

本補助事業において、燃料とは省エネ法（エネルギーの使用合理化等に関する法律）第2条第2項に定める燃料をいい、同施行規則別表第一に記載がある。燃料の発熱量は、同表により以下のとおりとします。

各燃料の発熱量と原油換算（数値はすべて**高位発熱量：HHV基準**）

1GJ 当り原油換算量を 0.0258kLとして、以下の数値より置き換える。

原料	単位	発熱量(GJ)
原油	1kL	38.2
原油のうちコンデンセート	1kL	35.3
揮発油	1kL	34.6
ナフサ	1kL	33.6
ジェット燃料油	1kL	36.7
灯油	1kL	36.7
軽油	1kL	37.7
A重油	1kL	39.1
B・C重油	1kL	41.9
石油アスファルト	1ton	40.9
石油コークス	1ton	29.9
液化石油ガス（LPG）	1ton	50.8
石油系炭化水素ガス	千 m ³ N	44.9
液化天然ガス（LNG）（窒素、水分その他の不純物を分離して液化したものをいう。）	1ton	54.6
その他可燃性天然ガス	千 m ³ N	43.5
原料炭	1ton	29.0
一般炭	1ton	25.7
無煙炭	1ton	26.9
石炭コークス	1ton	29.4
コールタール	1ton	37.3
コークス炉ガス	千 m ³ N	21.1
高炉ガス	千 m ³ N	3.41
転炉ガス	千 m ³ N	8.41

※都市ガスの熱量については、各都市ガス会社に確認して下さい。

※例えば次のエネルギーは上表にないため、原油換算量は0として計算する。

- ・再生可能エネルギー由来の電力、熱
- ・ごみ燃料
- ・VOCガス

(2) 電力の一次エネルギー換算、原油換算の扱い

- ・原則として、省エネ法施行規則第4条により以下の数値を使用します。

昼間 (8:00~22:00) 9,970kJ/kWh

夜間 (22:00~8:00) 9,280kJ/kWh

上記区分が不明な場合は昼間の数値を使用すること。

- ・電力を時間毎に計測し、取りまとめることができる場合は、電気需要平準化時間帯(7~9月及び12~3月の8:00~22:00)において、電力削減量を1.3倍して省エネルギー量を計算することができます。

※参考： 単位の換算について

$$1\text{kW}=3,600\text{kJ/h}=3.6\text{MJ/h}=860\text{kcal/h}$$

$$1\text{kWh}=3,600\text{kJ}=3.6\text{MJ}=860\text{kcal}$$

$$\begin{aligned} \text{換算蒸気 } 1\text{kg} \text{ (} 100^{\circ}\text{Cの飽和水を } 100^{\circ}\text{Cの乾き飽和蒸気に蒸発させる熱量)} \\ = 2,257\text{kJ}=0.627\text{kWh} \end{aligned}$$

2. 環境性の計算方法

(1) 基本の考え方

A : 従来方式における年間の1次エネルギー消費量、CO₂排出量

B : 補助事業方式における年間の1次エネルギー消費量、CO₂排出量

A-B : 省エネルギー量、CO₂排出削減量(従来方式と比較した場合の年間の1次エネルギー削減量、CO₂排出削減量)

省エネルギー率、CO₂排出削減率とは、 $\{(A-B)/A\} \times 100$ をいいます。

(2) 従来方式の考え方

- ・従来方式とは、原則として**特定設備を稼働させないときに、代替となる設備を稼働させた場合の方式**をいいます。(ボイラ、冷凍機、系統電力等)
- ・補助事業と同時期に設備の更新を実施した際は、**原則として更新後の設備を従来方式として扱います。**

(3) 特定設備の環境性の計算方法

「2. 環境性の計算方法」において、以下のとおり扱います。

A : 特定設備を稼働させなかった場合の地産地消型エネルギーシステムの年間1次エネルギー消費量、CO₂排出量

B : 特定設備を稼働させた場合の地産地消型エネルギーシステムの1次エネルギー消費量、CO₂排出量

A－B： 省エネルギー量、CO₂排出削減量（特定設備を稼働させることによる地産地消型エネルギーシステムの年間1次エネルギー削減量、CO₂排出削減量）

※CO₂排出量の算定方法について

CO₂ 排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に定める算定方法によって行うものとする。

（4）従来方式の効率特例

従来方式の効率の算定が困難な場合は省エネ法施行規則第4条第2項に定める「**他人から供給された熱**」の換算係数を使用することを可とします。（事前に財団に説明し、了解を得ることを必要とします。）その場合、以下の換算係数を使用します。

温水、冷水の換算係数 1.36GJ/G

蒸気の換算係数 1.02GJ/GJ

熱の発生量に、上記の数値をかけたものが一次エネルギー消費量となります。

※（4）の特例については、平成29年度に採択された事業者の方のみに適応可能とします。

経済性の計算方法 (費用対効果、投資回収年数)

本補助事業では、投資回収年数を以下の通りとする。

- ・〔費用対効果〕 = 〔省エネルギー量〕 / 〔補助金額〕
- ・〔補助金回収年数〕 = 〔補助金額〕 / 〔補助対象設備稼働後のエネルギーコスト削減額〕
- ・〔事業者側回収年数〕 = 〔補助事業費 - 補助金額〕 / 〔補助対象設備稼働後のエネルギーコスト削減額〕

※複数年度の補助を申請する場合は、補助金額は複数年度の総額とする。

- ・補助対象設備稼働後のエネルギーコスト削減額は、従来方式のエネルギーコストと補助対象設備のエネルギーコストの差額であるが、本補助事業では、原油削減量（省エネルギー量）より、エネルギー種別の削減量を算定し、エネルギーコスト削減額を算定する。また、エネルギーコストは、地域、エネルギー種別、使用量により異なるため、一律に比較することは困難なため、エネルギーコスト削減額の算定方法は以下の通りとする。

(1) 算出方法

a. 燃焼式設備（燃料）の場合

燃料削減量 = 原油削減量 / エネルギー種別の発熱量

エネルギーコスト削減額 = 燃料削減量 × 燃料単価

b. 電気式の場合

電気式の場合は、省エネルギー量算定で電力使用量の削減量（MWh）が算定される。

エネルギーコスト削減額 = 電力使用量削減量 × 電力料金

(2) 単価の設定

a. 実績のある場合は、実績値を単価として設定し、明細を提示すること。

b. 実績のない場合は、根拠のある単価を設定すること。

例：該当地域の電力会社や燃料会社の約款より料金を設定

又は供給契約予定で提示された単価を使用

(別紙⑤)

環境性計算シート（記入例）及び計算根拠の書き方

1. 共通事項

- ・省エネルギー量の根拠、計算の前提となる数値、単位及び式等を具体的に記載すること。
- ・原則として、国際単位系(SI 単位)で記載すること。
- ・電卓で計算過程を追えるように記載すること。
- ・機器仕様は、別紙⑨「特定設備の仕様確認表」と値の整合をとること。
- ・ガスの熱量は、各地域のガス事業者を確認すること。
- ・計算に使用した想定稼働データとその根拠資料を提出すること。必要に応じ、期間や時刻別のデータも提出すること。
- ・計算の前提で根拠が必要な場合は、別紙にて示すこと。
- ・計算に使用したデータが、どの計測器からの数値であることを明らかにすること。

- ・CO₂排出量計算時の電力及び燃料のCO₂排出係数の根拠資料を提出すること。

- ・別紙⑤-1「環境性計算シート」は、特定設備ごと^{※1}と事業全体^{※2}を提出すること。
- ・「費用対効果」・「投資回収年数」^{※3}は事業全体で計算すること。

※1 特定設備は、自費や他の補助事業での導入設備も含まれます。

※2 事業全体は※1（特定設備ごと）を集約したもの。

※3 複数の国庫補助金を併用する場合は、その効果を補助対象経費で按分し、補助事業全体と併記すること。

環境性計算シート

特定設備名称(太陽光発電)		面的利用システム範囲: 構外		
項目		単位	従来方式	補助事業方式
アウトプット	発電量	合計	MWh/年	25.20 ①
		昼間	MWh/年	22.80 ②
			夏季・冬季の昼間	MWh/年
		夜間	MWh/年	1.14 ④
		逆潮流電力	MWh/年	1.26 ⑤
	蒸気発生量	GJ/年		⑥
	温水発生量	GJ/年		⑦
	冷水発生量	GJ/年		⑧
	冷熱発生量	GJ/年		⑨
	水素発生量	GJ/年		⑩
インプット	電力消費量	合計	MWh/年	25.2 ⑪
		昼間	MWh/年	22.80 ⑫
			夏季・冬季の昼間	MWh/年
		夜間	MWh/年	1.14 ⑭
		逆潮流電力	MWh/年	1.26 ⑮
	燃料消費量	GJ/年		⑯
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	290	0 ⑰
	省エネルギー量	kL/年	基準	7.5 ⑱
	省エネルギー率	%	基準	100.0% ⑲
	CO2排出量	t/年	12	0 ⑳
省CO2率	%	基準	100.0% ㉑	
費用対効果	kL/億円			
投資回収年数(補助金回収年数)	年			
投資回収年数(事業者側回収年数)	年			

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メカ 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

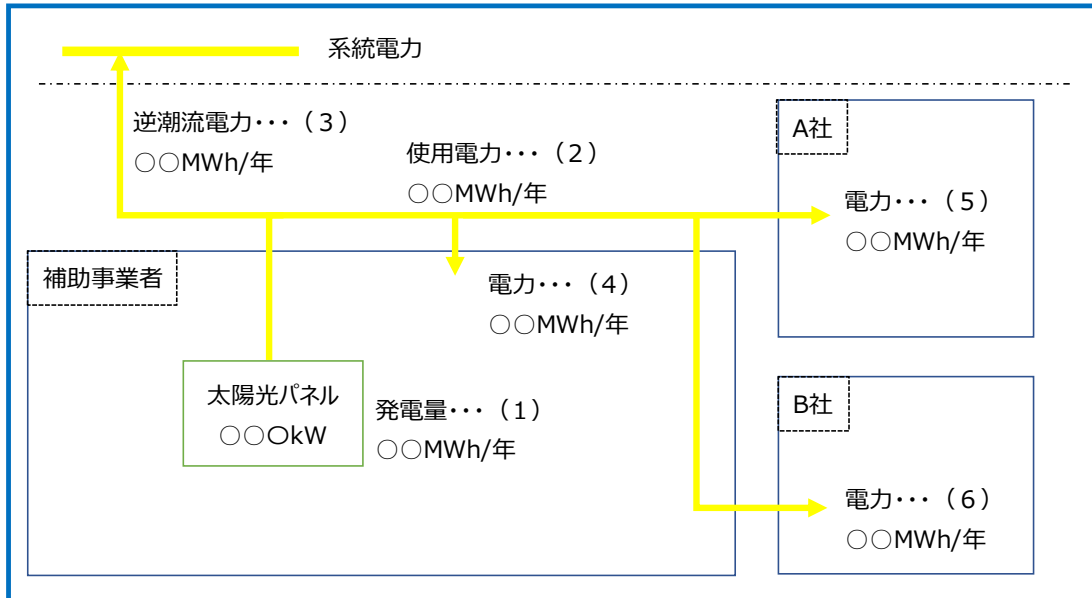
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システム概略フロー図

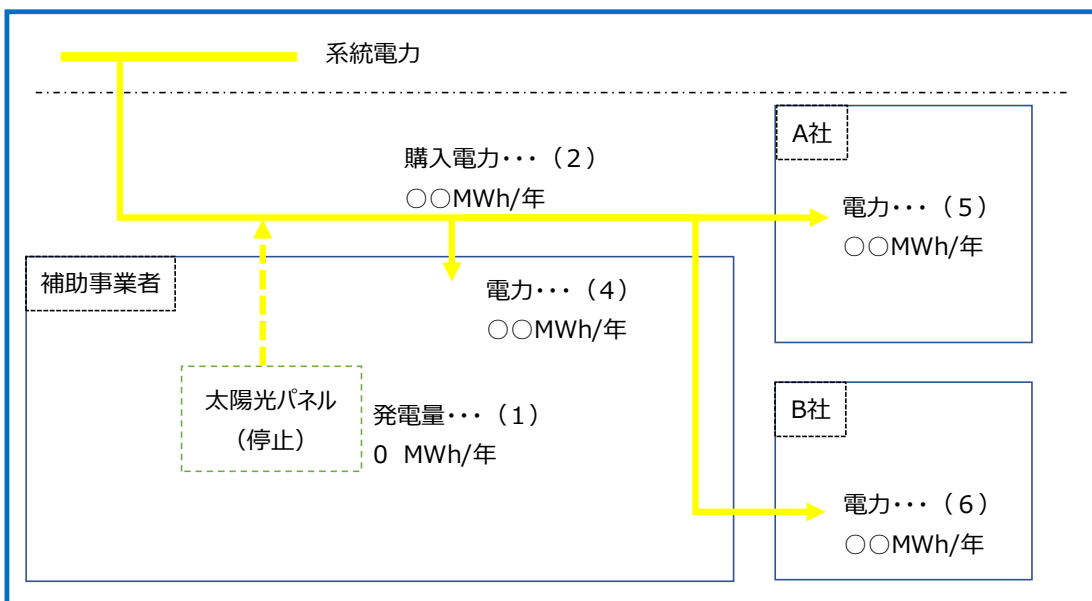
(特定の需要家に太陽光発電で発生した電気を供給。一部逆潮を行う。)

補助事業方式



- (1) 太陽光発電設備からの発生電力量
- (2) 各建物で消費する電力量
- (3) 逆潮する電力量
- (4) ~ (6) 各建物で消費する電力量

従来方式 (補助事業方式において、太陽光発電設備が停止した際の運用)



- (2) 電力会社から購入する電力量

環境性計算シートのための計算シート

特定設備： 太陽光発電

		補助金方式			従来方式			
		PV発電量 kWh	逆潮量 (発電量の内数) kWh	運転時間 時間	買電量 kWh	逆潮量 kWh	一次エネルギー換算 GJ	CO2排出量 t-CO2
4月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	20	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
5月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	20	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
6月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	20	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
7月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	26	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
8月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	26	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
9月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	26	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
10月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	20	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
11月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	20	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
12月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	26	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
1月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	26	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
2月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	26	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
3月	昼間	2,000	100	100	1,900	100	26	0.98
	夜間	100	5	5	95	5	1	0.05
合計	昼間	24,000	1,200	1,200	22,800	1,200	279	12
	昼間 夏季・冬季	14,000	700	700	13,300	700	179	6.87
	夜間	1,200	60	60	1,140	60	11	0.59
	全合計	25,200	1,260	1,260	23,940	1,260	290	12.37

省エネルギー量	GJ/年	290
	kL/年	7.5
省CO2量	t-CO2/年	12.4

※ のセルに数値を入力すると結果がでます。
 のセルは電気負荷平準化時間帯(8:00~22:00)を示します。
PV発電量はパワコン送電端での発電量を入力してください。

上記結果を導くために必要な数値

買電CO2換算係数

0.000491 t-CO2/kWh

計算根拠（少数点以下は四捨五入）

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- ・導入する太陽光発電設備の仕様

発電出力：20kW

- ① $20\text{kW} \times 1,260\text{h}/\text{年}^{*1} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 25.2\text{MWh}/\text{年}$
- ② $20\text{kW} \times 1,200\text{h}/\text{年}^{*1} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 24.0\text{MWh}/\text{年}$
- ③ 平準化時間帯： $20\text{kW} \times 700\text{h}/\text{年}^{*1} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 14.0\text{MWh}/\text{年}$
- ④ 夜間： $20\text{kW} \times 60\text{h}/\text{年}^{*1} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 1.2\text{MWh}/\text{年}$
- ⑤ 逆潮流：計算シートより 1.26MWh/年

※1 運転時間は計算シート参照

- ⑪ 逆潮流分を除いた分を系統から電力を購入。 $25.2\text{MWh}/\text{年} - 1.26\text{MWh}/\text{年} = 23.94\text{MWh}/\text{年}$
- ⑫ 逆潮流分を除いた分を系統から電力を購入。 $24.0\text{MWh}/\text{年} - 1.2\text{MWh}/\text{年} = 22.8\text{MWh}/\text{年}$
- ⑬ 逆潮流分を除いた分を系統から電力を購入。 $14.0\text{MWh}/\text{年} - 0.7\text{MWh}/\text{年} = 13.3\text{MWh}/\text{年}$
- ⑭ 逆潮流分を除いた分を系統から電力を購入。 $1.2\text{MWh}/\text{年} - 0.06\text{MWh}/\text{年} = 1.14\text{MWh}/\text{年}$
- ⑮ 逆潮流分のため、⑤と同値。

※逆潮流が無い場合は、⑪～⑭は①～④と同値。

また、年間データを予測できない場合は、NEDO 太陽光発電導入ガイドブック記載の年間予想発電量の算出式を使用しても可とする。その場合の日射量は NEDO データベースから補助事業予定地のデータをダウンロードし、使用すること。

- ⑰ 従来方式の一次エネルギー消費量は、太陽光発電電力量となる。

$$13.3\text{MWh} \times 9.97\text{GJ}/\text{MWh} \times 1.3 (\text{標準時間帯}) + (22.8 - 13.3)\text{MWh} \times 9.97\text{GJ}/\text{MWh} + 1.14\text{MWh} \times 9.28\text{GJ}/\text{MWh} (\text{夜間}) + 1.26\text{MWh} \times 9.76\text{GJ}/\text{MWh} (\text{逆潮流}) = 290\text{GJ}/\text{年}$$

- ⑱ 省エネルギー量は、 $(290 - 0)\text{GJ}/\text{年} \times 0.0258\text{kL}/\text{GJ} = 7.5\text{kL}/\text{年}$

- ⑲ CO₂ 排出量は排出係数一覧表（実績値）を適用し、

$$25.2\text{MWh}/\text{年} \times 1,000\text{kWh}/\text{MWh} \times 0.000491\text{t-CO}_2/\text{kWh} = 12.37\text{t-CO}_2/\text{年}$$

以上

環境性計算シート

特定設備名称(太陽熱利用)		面的利用システム範囲: 構外			
項目		単位	従来方式	補助事業方式	
アウトプット	発電量	合計	MWh/年		①
		昼間	MWh/年		②
			夏季・冬季の昼間	MWh/年	
		夜間	MWh/年		④
		逆潮流電力	MWh/年		⑤
	蒸気発生量	GJ/年		⑥	
	温水発生量	GJ/年	643	643	⑦
	冷水発生量	GJ/年			⑧
	冷熱発生量	GJ/年			⑨
	水素発生量	GJ/年			⑩
インプット	電力消費量	合計	MWh/年		⑪
		昼間	MWh/年		⑫
			夏季・冬季の昼間	MWh/年	
		夜間	MWh/年		⑭
		逆潮流電力	MWh/年		⑮
	燃料消費量	GJ/年	791		⑯
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	791	0	⑰
	省エネルギー量	kL/年	基準	20	⑱
	省エネルギー率	%	基準	100.0%	⑲
	CO2排出量	t/年	40	0	⑳
省CO2率	%	基準	100.0%	㉑	
費用対効果	kL/億円				
投資回収年数(補助金回収年数)	年				
投資回収年数(事業者側回収年数)	年				

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	温水ボイラ	〇〇社E-987	1	都市ガス13A	温水	157	140	0.90
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

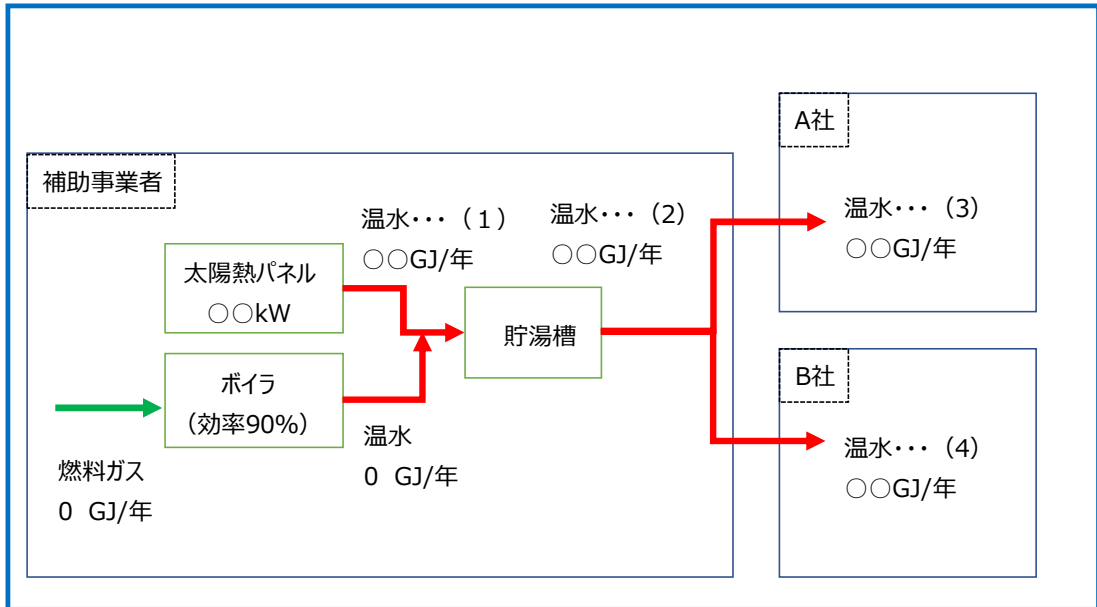
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システム概略フロー図

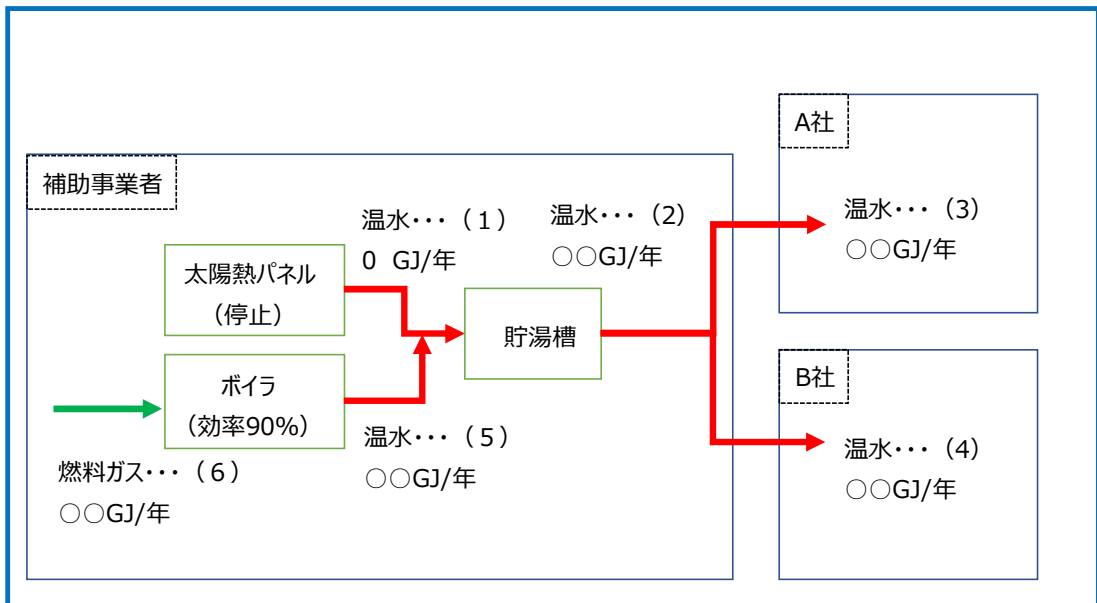
(特定の需要家に太陽熱パネルで発生した温水を供給。)

補助事業方式



- (1) 太陽熱パネルから発生する温水熱量
- (2) 各棟へ供給する温水熱量
- (3) ~ (4) 各棟で消費する熱量

従来方式 (補助事業方式において、太陽熱パネルが停止した際の運用)



- (5) ボイラから供給する温水熱量
- (6) ボイラで消費する燃料ガス量

環境性計算シートのための計算シート

特定設備： 太陽熱利用

		補助金方式		従来方式			
		温水回収熱量 GJ	運転時間 時間	温水供給熱量 GJ	温水回収熱量 燃料換算 Nm3	一次エネルギー換算 GJ	CO2排出量 t
4月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
5月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
6月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
7月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
8月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
9月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
10月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
11月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
12月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
1月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
2月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
3月	昼間	51.0	100	51	1,395	63	3.2
	夜間	2.6	5	3	70	3	0.2
合計		643	1,260	643	17,577	791	40

省エネルギー量	GJ/年	791
	kL/年	20.4
省CO2量	t-CO2/年	40.3

※ のセルに数値を入力すると結果がでます。
 のセルは電気負荷平準化時間帯(8:00~22:00)を示します。

上記結果を導くために必要な数値

- ① 従来方式温水ボイラ効率 (計測結果あるいは機器仕様による)
- ② 燃料種 ←液体/気体
- 燃料高位発熱量
- 燃料低位発熱量
- 燃料CO2換算係数

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- ・導入する太陽熱パネルの仕様

太陽熱パネル：141.7kW (パネル仕様○○W/m²×敷設面積●●m²)

⑦ $141.7\text{kW} \times 1,260\text{h/年}^{*1} \times 3.6\text{MJ/kW} \div 1,000\text{MJ/GJ} = 643\text{GJ/年}$

※1 運転時間は計算シート参照

- ⑩ 補助事業方式はゼロ、従来方式 (太陽熱が停止した場合) はボイラで賄う。
ボイラで消費する燃料消費量は、

$$643\text{GJ/年} \div 0.90 \div 40.6\text{MJ/Nm}^3 = 17,577\text{Nm}^3/\text{年}$$

一次エネルギー消費量は、 $17,577\text{Nm}^3/\text{年} \times 45\text{MJ/Nm}^3 = 791\text{GJ/年}$

- ⑪ 従来方式の一次エネルギー消費量は⑩と同じ

- ⑫ 省エネルギー量は、 $(791-0)\text{GJ/年} \times 0.0258\text{kL/GJ} = 20.4\text{kL/年}$

- ⑬ CO₂ 排出量は燃料消費量と排出係数より算出し、

$$17,577\text{Nm}^3/\text{年} \times 2.29\text{kg-CO}_2/\text{Nm}^3 \div 1,000\text{kg-CO}_2/\text{t-CO}_2 = 40.3\text{ t-CO}_2/\text{年}$$

以上

環境性計算シート

特定設備名称(コージェネレーション設備)		面的利用システム範囲: 構外			
項目		単位	従来方式	補助事業方式	
アウトプット	合計	MWh/年	0	1,728 ①	
	発電量	昼間	MWh/年	0	864 ②
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	0	504 ③
		夜間	MWh/年	0	864 ④
		逆潮流電力	MWh/年	0	0 ⑤
		蒸気発生量	GJ/年	2,657	2,657 ⑥
	温水発生量	GJ/年	2,449	2,449 ⑦	
	冷水発生量	GJ/年		⑧	
	冷熱発生量	GJ/年		⑨	
	水素発生量	GJ/年		⑩	
インプット	合計	MWh/年	2	⑪	
	電力消費量	昼間	MWh/年	1	⑫
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	1	⑬
		夜間	MWh/年	1	⑭
		逆潮流電力	MWh/年	0	⑮
		燃料消費量	GJ/年	6,653	17,280 ⑯
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	24,792	17,280 ⑰	
	省エネルギー量	kL/年	基準	194 ⑱	
	省エネルギー率	%	基準	30.3% ⑲	
	CO2排出量	t/年	1,187	879 ⑳	
	省CO2率	%	基準	25.9% ㉑	
費用対効果	kL/億円				
投資回収年数(補助金回収年数)	年				
投資回収年数(事業者側回収年数)	年				

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	温水ボイラ	〇〇社E-987	1	都市ガス13A	温水	167	142	0.85
2	蒸気ボイラ	△△社D-456	1	都市ガス13A	蒸気	181	154	0.85
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

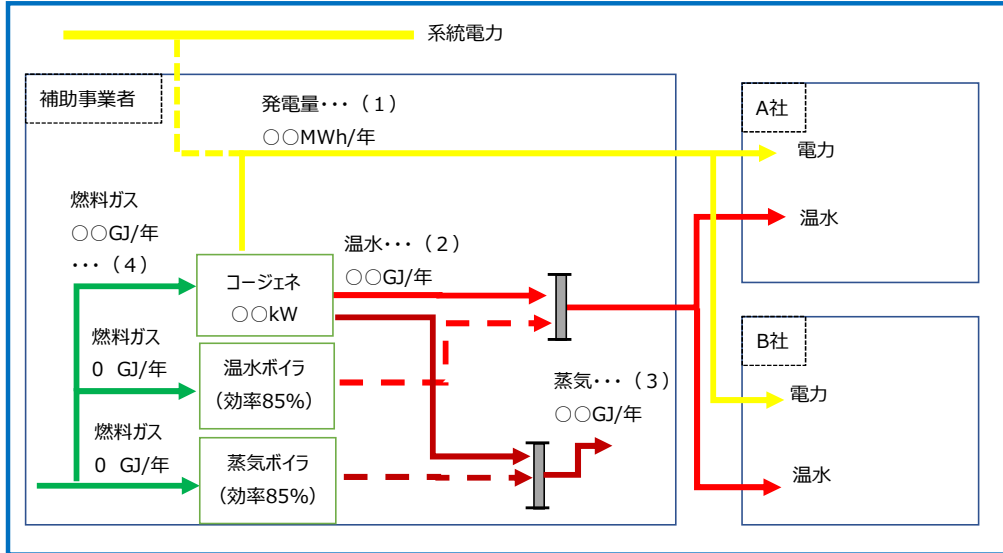
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システム概略フロー図

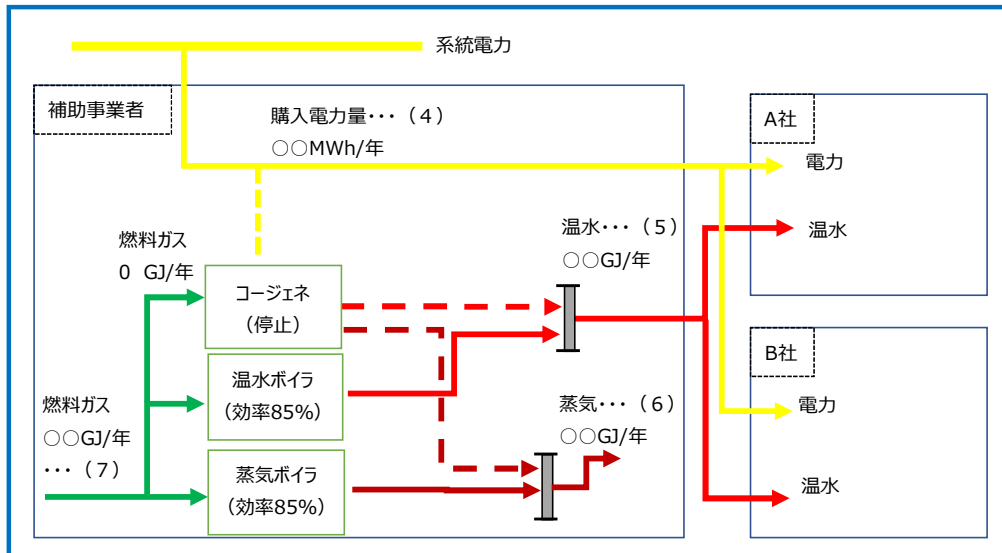
(特定の需要家にコージェネで発生した電気・温水を供給。)

補助事業方式



- (1) コージェネの発電量
 - (2) コージェネからの温水熱量
 - (3) コージェネからの蒸気熱量
 - (4) コージェネで消費する燃料ガス量
- 温水ボイラ、蒸気ボイラからの供給は0

従来方式 (補助事業方式において、コージェネが停止した際の運用)



- (4) 系統から購入した電力量
- (5) 温水ボイラからの温水熱量
- (6) 蒸気ボイラからの蒸気熱量
- (7) 温水ボイラ・蒸気ボイラで消費する燃料ガス量

環境性計算シートのための計算シート

特定設備： コージェネレーションシステム

	補助金方式										従来方式										省CO2量 t-CO2	省CO2率	省工本率	省工本 千円	省工本 千円	省工本 千円	省工本 千円		
	コージェネ発 電量 kWh	補機動力 kWh	実効発電量 kWh	燃料使用量 Nm3	蒸気回収量 kg	蒸気回収熱 量 GJ	温水回収 熱量 GJ	運転時間 時間	一次工本 千円	CO2排出 量 t	買電量 kWh	蒸気供給 熱量 GJ	蒸気回収熱 量 Nm3	温水供給 熱量 GJ	温水回収 熱量 Nm3	燃料消費量 一次工本 千円	一次工本 千円	CO2排出 量 t	省工本 千円	省工本 千円								省工本 千円	省工本 千円
4月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
5月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
6月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
7月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
8月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
9月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
10月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
11月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
12月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
1月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
2月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
3月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	995	49	275.0	7.1	27.6%	13	25.9%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	37	72,000	111	102	200	2,954	277	945	49	225.4	5.8	23.8%	13	25.9%						
合計	昼間	888,000	24,000	864,000	192,000	528,000	1,329	1,224	2,400	440	864,000	1,329	1,224	2,400	38,471	3,326	13,448	594	7,512.3	193.8	29.5%	308	25.9%						
	夜間 夏季・冬季	518,000	14,000	504,000	112,000	308,000	775	714	1,400	256	504,000	775	714	1,400	22,441	1,940	8,473	346	7,512.3	193.8	29.5%	308	25.9%						
合計	888,000	24,000	864,000	192,000	528,000	1,329	1,224	2,400	440	864,000	1,329	1,224	2,400	38,471	3,326	11,344	594	7,512.3	193.8	29.5%	308	25.9%							
合計	1,776,000	48,000	1,728,000	384,000	1,056,000	2,657	2,449	4,800	879	1,728,000	2,657	2,449	4,800	76,941	6,653	24,792	1,187	7,512.3	193.8	29.5%	308	25.9%							

省エネルギー量	GJ/年 kL/年	7,512 193.8
省CO2量	t-CO2/年	307.6
省エネ率	%	30.3%
省CO2率	%	25.9%

※ のセルに数値を入力すると結果がでます。
 のセルは電気負荷平準化時間帯(8:00~22:00)を示します。

上記結果を導くために必要な数値

① 排熱ボイラ蒸気供給圧力	0.78 MPa(G)	2,767 kJ/kg		
排熱ボイラ給水温度	60 ℃	251 kJ/kg		
差		2,516 kJ/kg		
② 従来方式蒸気ボイラ効率	85%	(計測結果あるいは機器仕様による)		
従来方式温水ボイラ効率	85%	(計測結果あるいは機器仕様による)		
③ 従来方式			補助事業方式	
燃料種	気体 ←液体/気体		燃料種	気体 ←液体/気体
燃料高位発熱量	45 MJ/NM3		燃料高位発熱量	45 MJ/Nm3
燃料低位発熱量	40.63 MJ/NM3		燃料低位発熱量	40.63 MJ/Nm3
燃料CO2換算係数	2.29 kg-CO2/Nm3		燃料CO2換算係数	2.29 kg-CO2/Nm3
④ 買電CO2換算係数	0.000491 t-CO2/kWh			

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- ・導入するコージェネレーションの仕様

発電出力：370kW 補機動力：10kW 温水発生量：141.7kW 蒸気発生量：220kg/h

ガス消費量：80Nm³/h

燃料種：都市ガス 13A (45MJ/Nm³)

右辺の数値は、データ表より転記

① $(370-10)\text{kW} \times 4,800\text{h/年} \div 1,000\text{kWh/MWh} = 1,728\text{MWh/年}$

② $(370-10)\text{kW} \times 2,400\text{h/年} \div 1,000\text{kWh/MWh} = 864\text{MWh/年}$

③ $(370-10)\text{kW} \times 1,400\text{h/年} \div 1,000\text{kWh/MWh} = 504\text{MWh/年}$

⑥ $220\text{kg/h} \times 4,800\text{h/年} \times 2,516\text{kJ/kg} \div 1,000\text{MJ/GJ} = 2,657\text{GJ/年}$

⑦ $141.7\text{kW} \times 4,800\text{h/年} \times 3.6\text{MJ/kWh} \div 1,000\text{MJ/GJ} = 2,449\text{GJ/年}$

⑪ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。ゆえに、①と同値。

⑬ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。ゆえに、③と同値。

⑯ コージェネの燃料消費量は、

$$80\text{Nm}^3/\text{h} \times 4,800\text{h/年} \times 45\text{MJ/Nm}^3 \div 1,000\text{MJ/GJ} = 17,280\text{GJ/年}$$

コージェネが停止した場合は、ボイラで温水及び蒸気を発生させる。

蒸気ボイラの燃料消費量は、 $2,657\text{GJ/年} \div 90\% \div 40.6\text{MJ/Nm}^3 = 72,667\text{Nm}^3/\text{年}$

温水ボイラの燃料消費量は、 $2,449\text{GJ/年} \div 90\% \div 40.6\text{MJ/Nm}^3 = 66,961\text{Nm}^3/\text{年}$

合計は $139,628\text{Nm}^3/\text{年} \times 45\text{MJ/Nm}^3 = 6,283\text{GJ/年}$

⑰ 従来方式の一次エネルギー消費量は、

$$(864-504)\text{MWh/年} \times 9.97\text{GJ/MWh} + 504\text{MWh/年} \times 9.97\text{GJ/MWh} \times 1.3 + 864\text{MWh (夜間)} \\ \times 9.28\text{GJ/MWh} + 6,283\text{GJ} = 24,423\text{GJ/年}$$

⑱ 省エネ量： $(24,423-17,280)\text{GJ/年} \times 0.0258\text{kL/GJ} = 184\text{kL/年}$

⑳ CO₂ 排出量：従来方式 $1,728\text{MWh/年} \times 0.491\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 139,628\text{Nm}^3/\text{年} \\ \times 2.29\text{kg-CO}_2/\text{Nm}^3 \div 1,000\text{t-CO}_2/\text{kg-CO}_2 = 1,168\text{t-CO}_2/\text{年}$

補助事業方式 $17,280\text{GJ/年} \times 2.29\text{kg-CO}_2/\text{Nm}^3 \div 1,000\text{t-CO}_2/\text{kg-CO}_2 = 879\text{t-CO}_2/\text{年}$

備考：

- ・複数の特定設備がある場合は⑱⑳は事業全体で計算してよい。
- ・計算に使用した電力負荷、蒸気負荷、温水負荷及びコージェネ稼働、ボイラ稼働等の時間別データ (夏季、冬季、中間期) を添付すること。

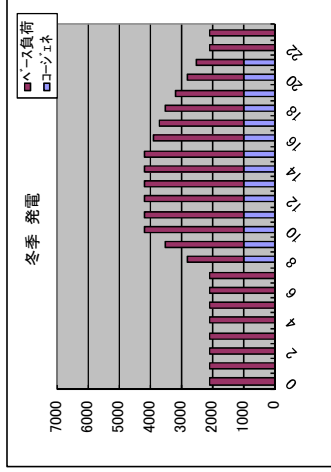
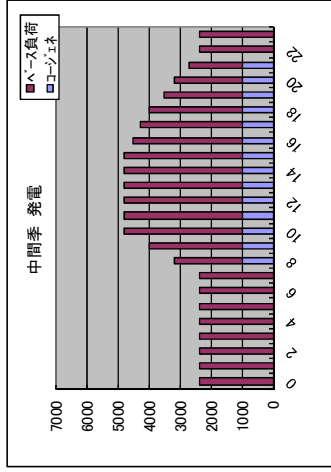
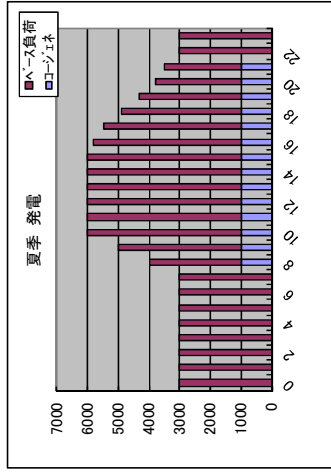
(シミュレーション計算の場合は各代表データ)

以上

(参考)

計算に使用した電力の想定負荷データと特定設備の想定稼働データ

時	夏季電力負荷(7~9月)		中間季電力負荷(4~6月, 10~11月)		冬季電力負荷(12~3月)	
	現状	導入後	現状	導入後	現状	導入後
	電力量 kW	買電量 kW	電力量 kW	買電量 kW	電力量 kW	買電量 kW
0	3000	0	2400	0	2100	0
1	3000	0	2400	0	2100	0
2	3000	0	2400	0	2100	0
3	3000	0	2400	0	2100	0
4	3000	0	2400	0	2100	0
5	3000	0	2400	0	2100	0
6	3000	0	2400	0	2100	0
7	3000	0	2400	0	2100	0
8	4000	980	3200	980	2800	980
9	5000	980	4000	980	3500	980
10	6000	980	4800	980	4200	980
11	6000	980	4800	980	4200	980
12	6000	980	4800	980	4200	980
13	6000	980	4800	980	4200	980
14	6000	980	4800	980	4200	980
15	6000	980	4800	980	4200	980
16	5800	980	4500	980	3900	980
17	5500	980	4300	980	3700	980
18	4900	980	4000	980	3500	980
19	4300	980	3500	980	3200	980
20	3800	980	3200	980	2800	980
21	3500	980	2700	980	2500	980
22	3000	0	2400	0	2100	0
23	3000	0	2400	0	2100	0
合計	102800	13720	82200	13720	72100	13720
				68480		58380



同様に熱負荷のデータも添付すること。

(別紙⑤-4)

環境性計算シート

特定設備名称(ジェネリンク)		面的利用システム範囲: 構外				
項目		単位	従来方式	補助事業方式		
アウトプット	合計	MWh/年			①	
	発電量	昼間	MWh/年			②
		夏季・冬季の昼間	MWh/年			③
		夜間	MWh/年			④
		逆潮流電力	MWh/年			⑤
		蒸気発生量	GJ/年			⑥
	温水発生量	GJ/年	1,354	1,354	⑦	
	冷水発生量	GJ/年	4,055	4,055	⑧	
	冷熱発生量	GJ/年			⑨	
	水素発生量	GJ/年			⑩	
インプット	合計	MWh/年			⑪	
	電力消費量	昼間	MWh/年			⑫
		夏季・冬季の昼間	MWh/年			⑬
		夜間	MWh/年			⑭
		逆潮流電力	MWh/年			⑮
		燃料消費量	GJ/年	5,219	4,134	⑯
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	5,219	4,134	⑰	
	省エネルギー量	kL/年	基準	28	⑱	
	省エネルギー率	%	基準	20.8%	⑲	
	CO2排出量	t/年	266	210	⑳	
	省CO2率	%	基準	20.8%	㉑	
費用対効果	kL/億円					
投資回収年数(補助金回収年数)	年					
投資回収年数(事業者側回収年数)	年					

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	温水ボイラ	〇〇社	1	都市ガス13A	温水	276	235	0.85
2	吸収冷凍機	△△社	1	都市ガス13A	冷水	270	352	1.30
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

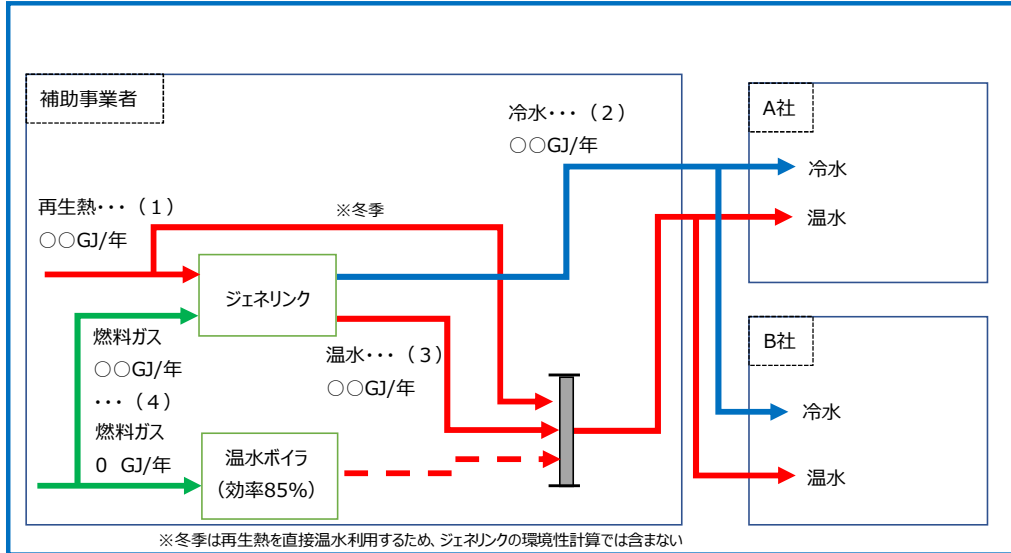
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システム概略フロー図

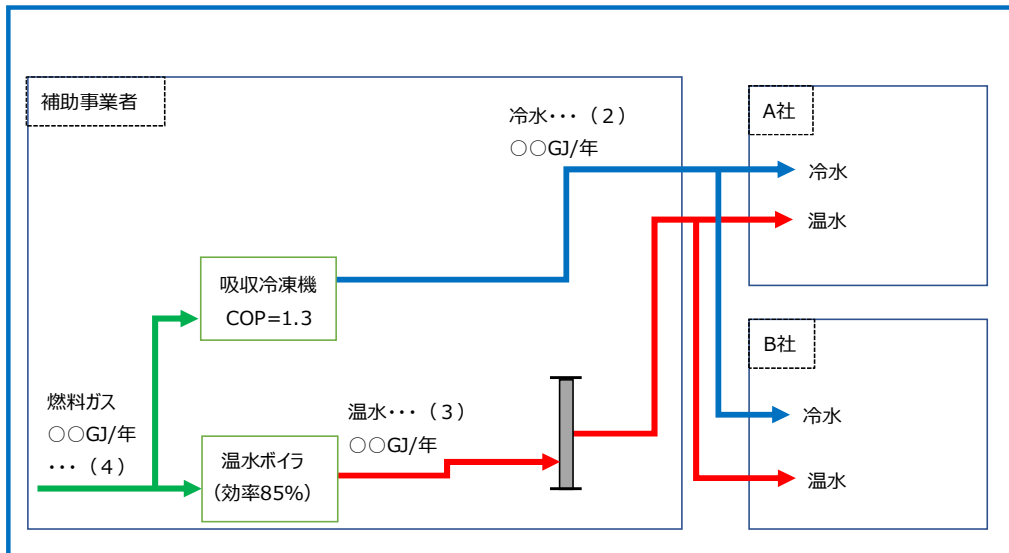
(特定の需要家にジェネリックで発生した冷水・温水を供給。)

補助事業方式



- (1) 再生可能エネからの入力熱量
 - (2) ジェネリックからの冷水供給熱量
 - (3) ジェネリックからの温水供給熱量
 - (4) ジェネリックで消費する燃料ガス量
- 温水ボイラからの供給は0

従来方式 (補助事業方式において、ジェネリックが停止した際の運用)



- (1) 再生可能エネからの入力熱量
- (2) 吸収冷凍機からの冷水熱量
- (3) 温水ボイラからの温水熱量
- (4) 吸収冷凍機・温水ボイラで消費する燃料ガス量

環境性計算シートのための計算シート

特定設備： 空調機

月	時間	補助金方式										従来方式					省CO2率		
		冷熱供給量		燃料供給		燃料使用量		温水回収熱		運転時間		一次エネルギー換算		CO2排出		省工率		省CO2量	省CO2率
		GJ	GJ	Nm3	Nm3	GJ	GJ	時間	時間	GJ	GJ	t	t	G	KL				
4月	昼間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
	夜間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
5月	昼間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
	夜間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
6月	昼間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
	夜間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
7月	昼間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
	夜間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
8月	昼間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
	夜間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
9月	昼間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
	夜間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
10月	昼間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
	夜間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
11月	昼間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
	夜間	253		3,349		200	151	8	4,798	216	11	65	17	30.2%	3	30.2%			
12月	昼間		169	4,785		200	215	11	4,899	220	11	5	0.1	2.3%	0	2.3%			
	夜間		169	4,785		200	215	11	4,899	220	11	5	0.1	2.3%	0	2.3%			
1月	昼間		169	4,785		200	215	11	4,899	220	11	5	0.1	2.3%	0	2.3%			
	夜間		169	4,785		200	215	11	4,899	220	11	5	0.1	2.3%	0	2.3%			
2月	昼間		169	4,785		200	215	11	4,899	220	11	5	0.1	2.3%	0	2.3%			
	夜間		169	4,785		200	215	11	4,899	220	11	5	0.1	2.3%	0	2.3%			
3月	昼間		169	4,785		200	215	11	4,899	220	11	5	0.1	2.3%	0	2.3%			
	夜間		169	4,785		200	215	11	4,899	220	11	5	0.1	2.3%	0	2.3%			
合計	4-11月	4,055	0	53,588	1,567	3,200	2,411	123	76,772	3,455	176	1,043	26.9	483.2%	53	483.2%			
	12-3月	0	1,354	38,277	0	1,600	1,722	88	39,194	1,764	90	41	1.1	18.7%	2	18.7%			
	全合計	4,055	1,354	91,865	1,567	4,800	4,134	210	115,967	5,219	266	1,085	28.0	20.8%	55	20.8%			

省エネルギー量	GJ/年	1,085
	kL/年	28.0
省CO2量	t-CO2/年	55.2
省工率	%	20.8%
省CO2率	%	20.8%

※ のセルに数値を入力すると結果が得られます。
 のセルは電気負荷平準化時間帯(8:00~22:00)を示します。

上記結果を導くために必要な数値

- ① 従来方式NC COP(冷房) 1.30 (計測結果あるいは機器仕様による)
 従来方式温水ボイラ効率 0.85 (計測結果あるいは機器仕様による)

- ② 従来方式
 燃料種
 燃料高位発熱量
 燃料低位発熱量
 燃料CO2換算係数

気体 ←液体/気体
 45 MJ/Nm3
 40.63 MJ/Nm3
 2.29 kg-CO2/Nm3

- 補助事業方式
 燃料種
 燃料高位発熱量
 燃料低位発熱量
 燃料CO2換算係数

気体 ←液体/気体
 45 MJ/Nm3
 40.63 MJ/Nm3
 2.29 kg-CO2/Nm3

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- ・導入するジェネリックの仕様 100RT (冷凍：352kW、加熱：235kW)
燃料消費量：270kW (廃温水無)、189kW (廃温水有、冷凍のみ)
燃料種：都市ガス 13A (45MJ/Nm³)

- ・再生可能熱量 136kW

右辺の数値は、データ表より転記

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- ⑦ 暖房時、再生熱は直接利用するため、計算には含めずジェネリックによる加熱のみとする。

$$235\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 1,600\text{hr} \div 1,000\text{GJ/MJ} = 1,354\text{GJ/年}$$

- ⑧ 冷房時、再生熱利用とジェネリックによる冷水発生量を下記に示す。

$$352\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 3,200\text{hr} \div 1,000\text{GJ/MJ} = 4,055\text{GJ/年}$$

- ⑩ ジェネリックの燃料消費量は、

$$\text{温水} \quad 270\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 1,600\text{hr} \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 38,277\text{Nm}^3$$

$$\text{冷水} \quad 189\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 3,200\text{hr} \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 53,588\text{Nm}^3$$

$$\text{合計} : 91,865\text{Nm}^3/\text{年} \times 45\text{MJ/Nm}^3 \div 1,000\text{GJ/MJ} = 4,134\text{GJ/年}$$

ジェネリック停止時は吸収冷凍機及び温水ボイラで冷温水を発生させる。

$$\text{温水ボイラ} : 1,354\text{GJ/年} \div 0.85 \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 39,194\text{Nm}^3$$

$$\text{吸収冷凍機} : 4,055\text{GJ/年} \div 1.30 \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 76,772\text{Nm}^3$$

$$\text{合計} : 115,967\text{Nm}^3/\text{年} \times 45\text{MJ/Nm}^3 \div 1,000\text{GJ/MJ} = 5,219\text{GJ/年}$$

- ⑪ ⑩と同値

- ⑫ 省エネ量：(5,219－4,055)GJ/年×0.0258kL/GJ = 28kL/年

- ⑬ 省CO₂排出量：(115,967－91,865)Nm³/年×2.29k-CO₂/Nm³÷1,000t-CO₂/kg-CO₂
=55.2t-CO₂/年

備考：

- ・複数の特定設備がある場合は⑫⑬は事業全体で計算してよい。
- ・計算に使用した冷水負荷、温水負荷及びジェネリック稼働、ボイラ稼働等の時間別データ (夏季、冬季、中間期) を添付すること。
(シミュレーション計算の場合は各代表データ)

(別紙⑤-5)

環境性計算シート

特定設備名称(地中熱・熱回収HP)		面的利用システム範囲: 構内				
項目	単位	従来方式	補助事業方式			
アウトプット	合計	MWh/年		①		
	発電量	昼間	MWh/年		②	
		夏季・冬季の昼間	MWh/年		③	
		夜間	MWh/年		④	
		逆潮流電力	MWh/年		⑤	
		蒸気発生量	GJ/年		⑥	
	温水発生量	GJ/年	518	518	⑦	
	冷水発生量	GJ/年	864	864	⑧	
	冷熱発生量	GJ/年			⑨	
	水素発生量	GJ/年			⑩	
インプット	合計	MWh/年	60	86	⑪	
	電力消費量	昼間	MWh/年	30	43	⑫
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	11	28	⑬
		夜間	MWh/年	30	43	⑭
		逆潮流電力	MWh/年			⑮
		燃料消費量	GJ/年	15,011	0	⑯
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	1,287	910	⑰	
	省エネルギー量	kL/年	基準	10	⑱	
	省エネルギー率	%	基準	29.3%	⑲	
	CO2排出量	t/年	64	42	⑳	
省CO2率	%	基準	33.9%	㉑		
費用対効果	kL/億円					
投資回収年数(補助金回収年数)	年					
投資回収年数(事業者側回収年数)	年					

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

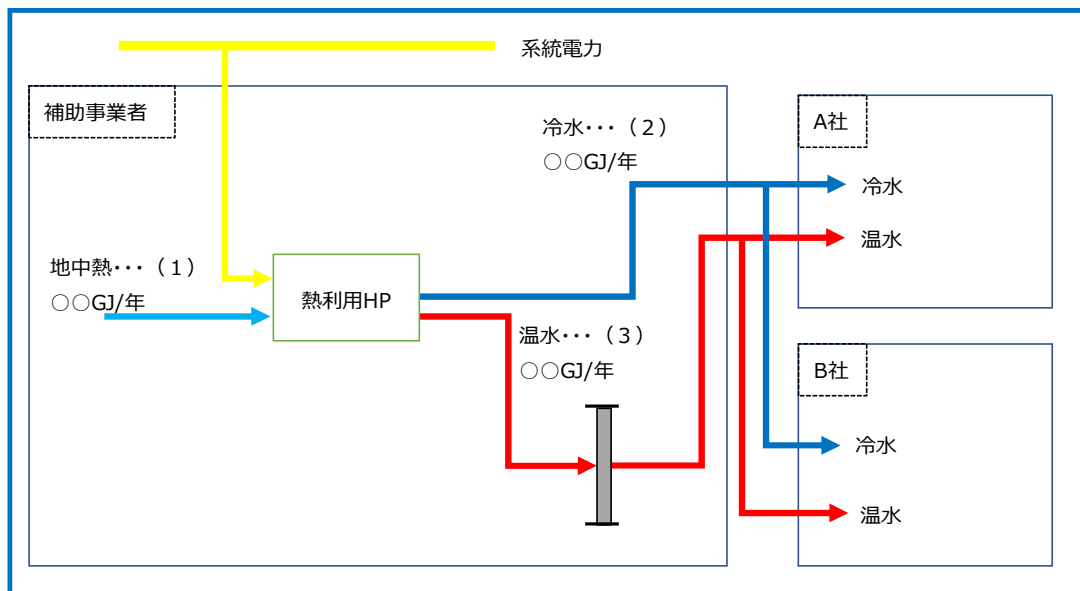
NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	温水ボイラ	〇〇社	1	都市ガス13A	温水	212	180	0.85
2	水冷HPチラー	〇〇社	1	電気	冷水	45	180	4.0
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

- 注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること
 注2: 算出根拠も必ず提出すること。
 注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。
 注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。
 注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。
 注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。
 フロー図等で示すこと。

システム概略フロー図

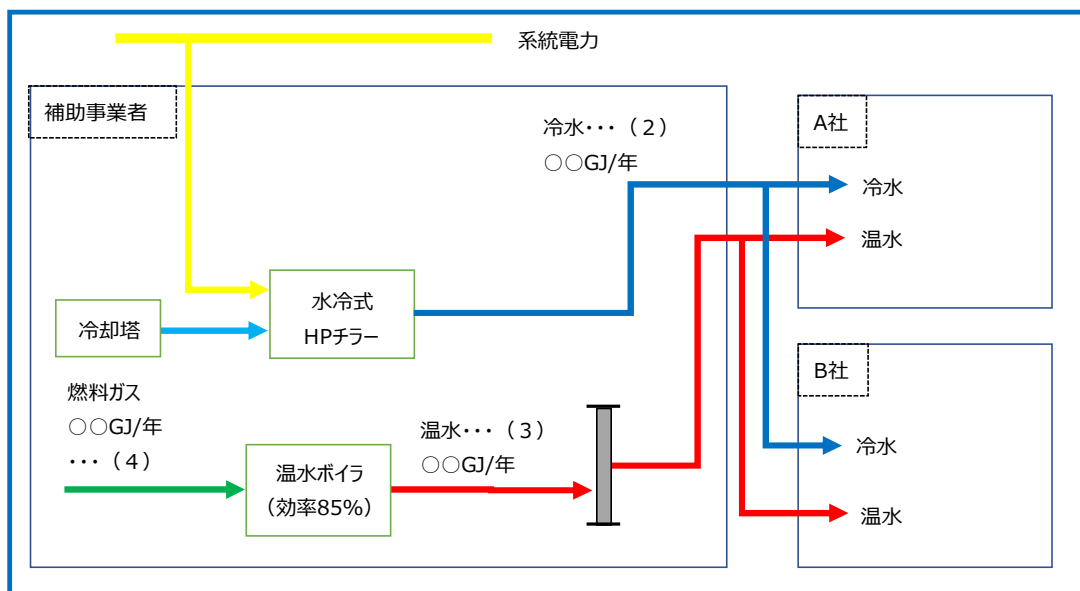
(特定の需要家に地中熱を利用した熱回収HPからの冷水・温水を供給。)

補助事業方式



- (1) 地中熱からの入力熱量
- (2) 熱利用HPからの冷水熱量
- (3) 熱利用HPからの温水熱量

従来方式 (補助事業方式において、地中熱利用しない場合)



- (2) HPチラーからの冷水熱量
- (3) 温水ボイラからの温水熱量
- (4) 温水ボイラで消費する燃料ガス量

◆温度差エネルギー利用による省エネルギー量の考え方

ヒートポンプが【地中熱】を冷房時の冷却水、暖房時のヒートポンプに利用する。

1. 前提条件

- ・地産地消型エネルギーシステム：冷却水およびヒートポンプ熱源に【地中熱】を利用する。
- ・従来方式：冷暖房運転 水冷HPチラーで冷暖房

※設備は24時間稼働させる。

2. 省エネルギー量の計算

(1) 地産地消型エネルギーシステム

- ・月別の【地中熱】温度、負荷率からヒートポンプの効率、電力使用量を求める。
電力消費量[MWh] = 冷暖房負荷(GJ) ÷ 効率 ÷ 3.6(GJ/MWh)
- ・電力使用量を一次エネルギー量に換算する
昼間：一次エネルギー量[GJ] = 電力消費量[MWh] × 9.97[GJ/MWh]
夜間：一次エネルギー量[GJ] = 電力消費量[MWh] × 9.28[GJ/MWh]

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
モード	暖房	暖房	暖房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	暖房	
水温度(°C)	17.2	16.4	17.3	18.3	20.1	23.2	24	25.4	25.5	23.1	22.4	19.6	
効率	3.9	3.9	3.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	3.9	
負荷(GJ) 昼間	64.8	64.8	64.8	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	64.8	691
負荷(GJ) 夜間	64.8	64.8	64.8	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	64.8	691
電力(MWh) 昼間	4.6	4.6	4.6	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	4.6	43
電力(MWh) 夜間	4.6	4.6	4.6	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	4.6	43
換算係数	9.97												
換算係数	9.28												
換算係数	1.3	1.3	1.3	1	1	1	1.3	1.3	1.3	1	1	1.3	
電気1次エネルギー(GJ)	103	103	103	59	59	59	68	68	68	59	59	103	910

(2) 従来方式

- ・月別の【地中熱】温度、負荷率からヒートポンプの効率、電力使用量を求める。
電力消費量[MWh] = 冷暖房負荷(GJ) ÷ 効率 ÷ 3.6(GJ/MWh)
- ・電力使用量を一次エネルギー量に換算する
昼間：一次エネルギー量[GJ] = 電力消費量[MWh] × 9.97[GJ/MWh]
夜間：一次エネルギー量[GJ] = 電力消費量[MWh] × 9.28[GJ/MWh]

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
モード	暖房	暖房	暖房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	冷房	暖房	
負荷(GJ) 昼間	64.8	64.8	64.8	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	64.8	691
負荷(GJ) 夜間	64.8	64.8	64.8	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	54.0	64.8	691
効率	0.85	0.85	0.85	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	0.85	
電力(MWh) 昼間				3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75		30
電力(MWh) 夜間				3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75		30
換算係数	9.97												
換算係数	9.28												
換算係数	1.3	1.3	1.3	1	1	1	1.3	1.3	1.3	1	1	1.3	
低位発熱量(MJ/Nm3)	40.63	40.63	40.63										40.63
燃料消費量(Nm3)	3752.7	3752.7	3752.7										3752.7
高位発熱量(MJ/Nm3)	45	45	45										45
1次エネルギー(GJ)	169	169	169	72	72	72	83	83	83	72	72	169	1,287

(1)と(2)の一次エネルギー量の差が省エネルギー量となる。

※電気需要平準化時間帯に対し電力削減量を1.3倍しない場合は、分けて計算する必要はない。
※例では機器の定格出力=負荷としているが、実際には実負荷で計算すること。根拠となるデータを添付すること。

	アウトプット				インプット		
	蒸気発生量	温水発生量	冷水発生量	蒸気発生量	電力消費量	燃料消費量	1次エネルギー
	GJ/年				MWh/年	GJ/年	
従来		518	864		60		1,287
補助事業		518	864		86		910
省エネルギー量		9.7	KL/年		省エネ率	29.3	%

環境性計算シートのための計算シート

特定設備： 排熱回収HP

		補助金方式						従来方式				省エネルギー量 kJ	省エネ率	省CO2量 t-CO2	省CO2率
		冷熱供給量 GJ	温熱供給量 GJ	電力使用量 kWh	運転時間 時間	一次エネルギー換算 GJ	CO2排出量 t	電力使用量 kWh	燃料消費量 Nm3	一次エネルギー換算 GJ	CO2排出量 t				
4月	昼間	54		3,061	100	31	1.5	3,750	0	37	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
	夜間	54		3,061	100	28	1.5	3,750	0	35	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
5月	昼間	54		3,061	100	31	1.5	3,750	0	37	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
	夜間	54		3,061	100	28	1.5	3,750	0	35	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
6月	昼間	54		3,061	100	31	1.5	3,750	0	37	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
	夜間	54		3,061	100	28	1.5	3,750	0	35	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
7月	昼間	54		3,061	100	40	1.5	3,750	0	49	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
	夜間	54		3,061	100	28	1.5	3,750	0	35	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
8月	昼間	54		3,061	100	40	1.5	3,750	0	49	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
	夜間	54		3,061	100	28	1.5	3,750	0	35	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
9月	昼間	54		3,061	100	40	1.5	3,750	0	49	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
	夜間	54		3,061	100	28	1.5	3,750	0	35	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
10月	昼間	54		3,061	100	31	1.5	3,750	0	37	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
	夜間	54		3,061	100	28	1.5	3,750	0	35	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
11月	昼間	54		3,061	100	31	1.5	3,750	0	37	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
	夜間	54		3,061	100	28	1.5	3,750	0	35	1.8	0.2	18.4%	0.3	18.4%
12月	昼間		65	4,615	100	60	2.3	0	1,876	84	4.3	0.6	29.2%	2.0	47.3%
	夜間		65	4,615	100	43	2.3	0	1,876	84	4.3	1.1	49.3%	2.0	47.3%
1月	昼間		65	4,615	100	60	2.3	0	1,876	84	4.3	0.6	29.2%	2.0	47.3%
	夜間		65	4,615	100	43	2.3	0	1,876	84	4.3	1.1	49.3%	2.0	47.3%
2月	昼間		65	4,615	100	60	2.3	0	1,876	84	4.3	0.6	29.2%	2.0	47.3%
	夜間		65	4,615	100	43	2.3	0	1,876	84	4.3	1.1	49.3%	2.0	47.3%
3月	昼間		65	4,615	100	60	2.3	0	1,876	84	4.3	0.6	29.2%	2.0	47.3%
	夜間		65	4,615	100	43	2.3	0	1,876	84	4.3	1.1	49.3%	2.0	47.3%
合計	昼間	432	259	42,951	1,200	511	21	30,000	7,505	670	31.9	4.1		10.8	
	夜間	162	259	27,645	700	358	14	11,250	7,505	484	22.7	3.2		9.1	
	夏季・冬季	432	259	42,951	1,200	399	21	30,000	7,505	616	31.9	5.6		10.8	
	夜間	432	259	42,951	1,200	399	21	30,000	7,505	616	31.9	5.6		10.8	
全合計	864	518	85,903	2,400	910	42.2	60,000	15,011	1,287	63.8	9.7	29.3%	21.7	33.9%	

省エネルギー量	GJ/年	377
	kL/年	9.7
省CO2量	t-CO2/年	21.7
省エネ率	%	29.3%
省CO2率	%	33.9%

※ のセルに数値を入力すると結果がでます。
 のセルは電気負荷平準化時間帯(8:00~22:00)を示します。

上記結果を導くために必要な数値

- ① 従来方式HP COP(冷房) 4 (計測結果あるいは機器仕様による)
 従来方式温水ボイラ効率 0.85 (計測結果あるいは機器仕様による)
- ② 買電CO2換算係数 0.000491 t-CO2/kWh
- ② 従来方式
 燃料種 ←液体/気体
 燃料高位発熱量 45 MJ/Nm3
 燃料低位発熱量 40.63 MJ/Nm3
 燃料CO2換算係数 2.29 kg-CO2/Nm3

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- ・導入する廃熱回収 HP の仕様 冷凍：50kW、加熱：60kW ×3 台
COP：4.9 (冷却)、3.9 (加熱)

右辺の数値は、データ表より転記

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

⑦ $180\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 800\text{hr} \div 1,000\text{GJ/MJ} = 518\text{GJ/年}$

⑧ $150\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 1,600\text{hr} \div 1,000\text{GJ/MJ} = 864\text{GJ/年}$

⑩ 従来方式では、ボイラを使用して温水を発生させる。

$$518\text{GJ/年} \times 1000\text{MJ/GJ} \div 0.85 \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 15,011\text{Nm}^3/\text{年}$$

⑪ 補助事業方式での一次エネルギー消費量は、

$$27,645\text{MWh} \times 9.97\text{GJ/MWh} \times 1.3 + (42,951 - 27,645)\text{MWh} \times 9.97$$

$$+ 42,951\text{MWh} \times 9.28 = 910\text{GJ/年}$$

従来方式では

$$30\text{MWh} \times 9.97\text{GJ/MWh} \times 1.3 + (30 - 11.25)\text{MWh} \times 9.97$$

$$+ 30\text{MWh} \times 9.28 + 15,011\text{Nm}^3 \times 45\text{MJ/Nm}^3 \div 1000\text{GJ/MJ} = 1,287\text{GJ/年}$$

環境性計算シート

特定設備名称(バイオガスコージェネレーション設備)		面的利用システム範囲: 構外				
項目	単位	従来方式	補助事業方式			
アウトプット	合計	MWh/年	0	71.3	①	
	発電量	昼間	MWh/年	0	71.3	②
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	0	41.6	③
		夜間	MWh/年	0	0.0	④
		逆潮流電力	MWh/年	0	0	⑤
		蒸気発生量	GJ/年	0	0	⑥
	温水発生量	GJ/年	420.9	420.9	⑦	
	冷水発生量	GJ/年			⑧	
	冷熱発生量	GJ/年			⑨	
	水素発生量	GJ/年			⑩	
インプット	合計	MWh/年	71.3		⑪	
	電力消費量	昼間	MWh/年	71.3		⑫
		夏季・冬季の昼間	MWh/年	41.6		⑬
		夜間	MWh/年	0.0		⑭
		逆潮流電力	MWh/年	7.2		⑮
		燃料消費量	GJ/年	583	0	⑯
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	1,418	0	⑰	
	省エネルギー量	kL/年	基準	37	⑱	
	省エネルギー率	%	基準	100.0%	⑲	
	CO2排出量	t/年	65	0	⑳	
	省CO2率	%	基準	100.0%	㉑	
費用対効果	kL/億円					
投資回収年数(補助金回収年数)	年					
投資回収年数(事業者側回収年数)	年					

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	温水ボイラ	〇〇社E-987	1	都市ガス13A	温水	222	200	0.80
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

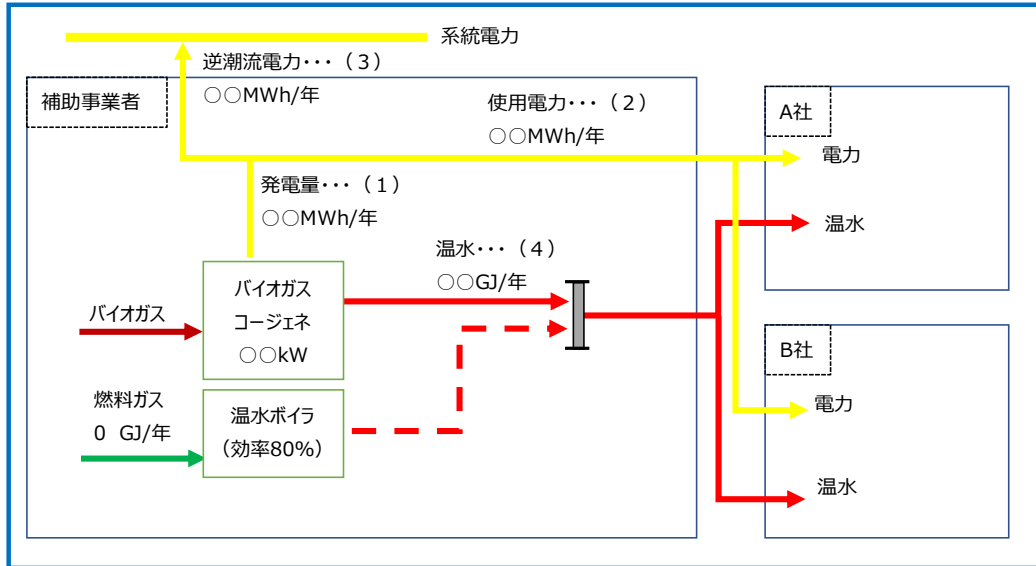
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システム概略フロー図

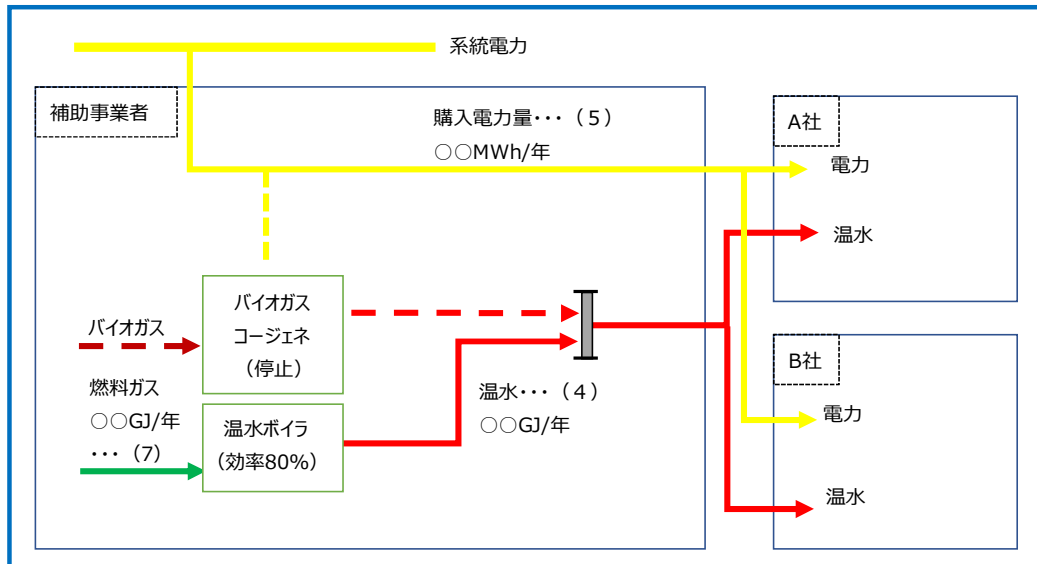
(バイオガスコージェネで発生した電気・温水を利用。発電電力の一部を系統に逆潮。)

補助事業方式



- (1) バイオコージェネの発電量
 - (2) バイオコージェネから特定需要家に送る電力
 - (3) バイオコージェネから系統に逆潮する電力
 - (4) バイオコージェネからの温水熱量
- 温水ボイラからの供給は 0

従来方式 (補助事業方式において、コージェネが停止した際の運用)



- (5) 系統からの購入電力
- (6) 温水ボイラからの供給分
- (7) 温水ボイラで消費する燃料ガス量

計算根拠 (少数点第二位を四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- ・ バイオガスコージェネレーション×4台

定格出力：25.0kW 温水回収量：40.6kW 燃料種：バイオガス 100%

- ① $(25.0\text{kW} - 1.0\text{kW}) / \text{台} \times 4 \text{台} \times 720\text{h}/\text{年} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 71.28\text{MWh}/\text{年}$
- ② 夜間は発電しないので、①と同値。
- ③ $(25.0\text{kW} - 1.0\text{kW}) / \text{台} \times 4 \text{台} \times 420\text{h}/\text{年} \div 1,000\text{kWh}/\text{MWh} = 41.58\text{MWh}/\text{年}$
- ⑦ $40.6\text{kW} \text{台} \times 4 \text{台} \times 720\text{h}/\text{年}^{*1} \times 3.6\text{MJ}/\text{kWh} \div 1,000\text{MJ}/\text{GJ} = 420.9\text{GJ}/\text{年}$ ※表1を参照
- ⑪ コージェネが停止した場合は、系統から電力を購入。値は①と同値。
- ⑫ $71.28\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ昼間発電量) $- 7.2\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ昼間売電量)
 $= 64.08\text{MWh}/\text{年}$
- ⑬ $41.58\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ夏季・冬季昼間発電量) $- 4.2\text{MWh}/\text{年}$ (コージェネ夏季・冬季昼間売電量) $= 37.38\text{MWh}/\text{年}$
- ⑮ コージェネが停止した場合は、売電分を系統から購入。値は⑤と同値。
- ⑯ コージェネの燃料消費量は、100%バイオガスなので、0GJ/年
コージェネが停止した場合は、ボイラで温水を発生させるので、
 $420.9\text{GJ}/\text{年} \div 80\% \div 40.63\text{MJ}/\text{Nm}^3 = 12,950\text{Nm}^3/\text{年}$
 $12,950\text{Nm}^3 \times 45.0\text{MJ}/\text{Nm}^3 = 583\text{GJ}/\text{年}$
- ⑰ 従来方式の一次エネルギー消費量は、
 $(64.08 - 37.38)\text{MWh}/\text{年} \times 9.97\text{GJ}/\text{MWh} + 37.38\text{MWh}/\text{年} \times 9.97\text{GJ}/\text{MWh} \times 1.3 + 7.2 \times 9.76$
 $\text{GJ}/\text{MWh} + 582.8\text{GJ} = 1333.5\text{GJ}/\text{年}$
- ⑱ 省エネ量： $(1333.5 - 0)\text{GJ}/\text{年} \times 0.0258\text{kL}/\text{GJ} = 34.4\text{kL}/\text{年}$
- ⑳ CO₂ 排出量：従来方式 $64.08\text{MWh}/\text{年} \times 0.491\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 12,950\text{Nm}^3/\text{年}$
 $\times 2.29\text{k-CO}_2/\text{Nm}^3 \div 1,000\text{t-CO}_2/\text{kg-CO}_2 = 61\text{t-CO}_2/\text{年}$

備考：

- ・ 複数の特定設備がある場合は⑱⑳は事業全体で計算してよい。
- ・ 計算に使用した電力負荷、温水負荷及びコージェネ稼働、ボイラ稼働等の時間別データ (夏季、冬季、中間期) を添付すること。
(シミュレーション計算の場合は各代表データ)

バイオマス依存率計算書 (バイオマス熱利用及びバイオマス発電)

	種類		構成比	A. バイオマス (燃料)利用量	B. バイオマス (燃料)低位発熱量	バイオマス (燃料)発熱量
			%	kg/h	MJ/kg	MJ/h
バイオマス燃料	紙くず	紙類	#DIV/0!			0
		新聞紙	#DIV/0!			0
		紙管	#DIV/0!			0
	木くず	草・木	#DIV/0!			0
		おがくず	#DIV/0!			0
		木片	#DIV/0!			0
		ベニア・合板・化粧板	#DIV/0!			0
		集成材・ボード	#DIV/0!			0
	く織 ず維	木綿	#DIV/0!			0
		羊毛	#DIV/0!			0
	その他	一般雑芥	#DIV/0!			0
		廃油(動植物系)	#DIV/0!			0
		その他	#DIV/0!			0

	種類		構成比	C. 非バイオマス (燃料)利用量	D. 非バイオマス (燃料)低位発熱量	非バイオマス (燃料)発熱量
			%	kg/h	MJ/h	MJ/h
非バイオマス燃料	廃プラスチック類	ポリエチレン(PE)	#DIV/0!			0
		ポリプロピレン(PP)	#DIV/0!			0
		ポリスチレン(PS)	#DIV/0!			0
		発泡スチロール	#DIV/0!			0
		FRP樹脂	#DIV/0!			0
		フェノール樹脂	#DIV/0!			0
		熱可塑性樹脂	#DIV/0!			0
		混合樹脂製品	#DIV/0!			0
		PETボトル	#DIV/0!			0
		皮革類	#DIV/0!			0
	くゴ ずム	タイヤ	#DIV/0!			0
		合成ゴム	#DIV/0!			0
	織 維 く ず	ナイロン布	#DIV/0!			0
		アクリル布	#DIV/0!			0
		ビニロン布	#DIV/0!			0
		ポリエステル布	#DIV/0!			0
	その他	廃油(石油系)	#DIV/0!			0
その他		#DIV/0!			0	
構成比の合計			#DIV/0!			② 0

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1, 2, 3\cdots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1, 2, 3\cdots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1, 2, 3\cdots} (C_m \times D_m)} \times 100 = \frac{\text{①}}{\text{①} + \text{②}} \times 100 = \frac{0}{0 + 0} \times 100 = 0\%$$

・バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料にする場合はバイオマス依存率を100%とする。

環境性計算シート

特定設備名称(事業全体)		面的利用システム範囲: 構外			
項目		単位	従来方式	補助事業方式	
アウトプット	発電量	合計	MWh/年	0	1,728 ①
		昼間	MWh/年	0	864 ②
			夏季・冬季の昼間	MWh/年	0
		夜間	MWh/年	0	864 ④
		逆潮流電力	MWh/年	0	0 ⑤
	蒸気発生量	GJ/年	2,657	2,657 ⑥	
	温水発生量	GJ/年	2,688	4,321 ⑦	
	冷水発生量	GJ/年	4,919	4,919 ⑧	
	冷熱発生量	GJ/年		⑨	
	水素発生量	GJ/年		⑩	
インプット	電力消費量	合計	MWh/年	1,788	86 ⑪
		昼間	MWh/年	894	43 ⑫
			夏季・冬季の昼間	MWh/年	515
		夜間	MWh/年	894	43 ⑭
		逆潮流電力	MWh/年	0	0 ⑮
	燃料消費量	GJ/年	9,744	21,414 ⑯	
	一次エネルギー消費量合計	GJ/年	29,170	22,323 ⑰	
	省エネルギー量	kL/年	基準	177 ⑱	
	省エネルギー率	%	基準	23.5% ⑲	
	CO2排出量	t/年	1,408	1,132 ⑳	
	省CO2率	%	基準	19.6% ㉑	
費用対効果	kL/億円				
投資回収年数(補助金回収年数)	年				
投資回収年数(事業者側回収年数)	年				

特定設備以外で、計算に関わる設備の仕様等

NO	設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
1	温水ボイラ	〇〇社E-987	1	都市ガス13A	温水	167	142	0.85
2	蒸気ボイラ	△△社D-456	1	都市ガス13A	蒸気	181	154	0.85
3	温水ボイラ	〇〇社E-987	1	都市ガス13A	温水	276	235	0.85
4	吸収冷凍機	△△社	1	都市ガス13A	冷水	270	352	1.30
5	温水ボイラ	〇〇社	1	都市ガス13A	温水	212	180	0.85
6	水冷HPチラー	〇〇社	1	電気	冷水	45	180	4.0
7								
8								
9								
10								

注1: 特定設備の再生可能エネルギー利用量、省エネルギー量を記入するとともに、計算根拠も添付すること

注2: 算出根拠も必ず提出すること。

注3: 特定設備が複数台ある場合で一つの表で記載できない場合は、表を追加して作成すること。

注4: 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠となる資料を添付すること。

注5: 計算に使用した特定設備の想定稼働データとその根拠となる資料を添付すること。

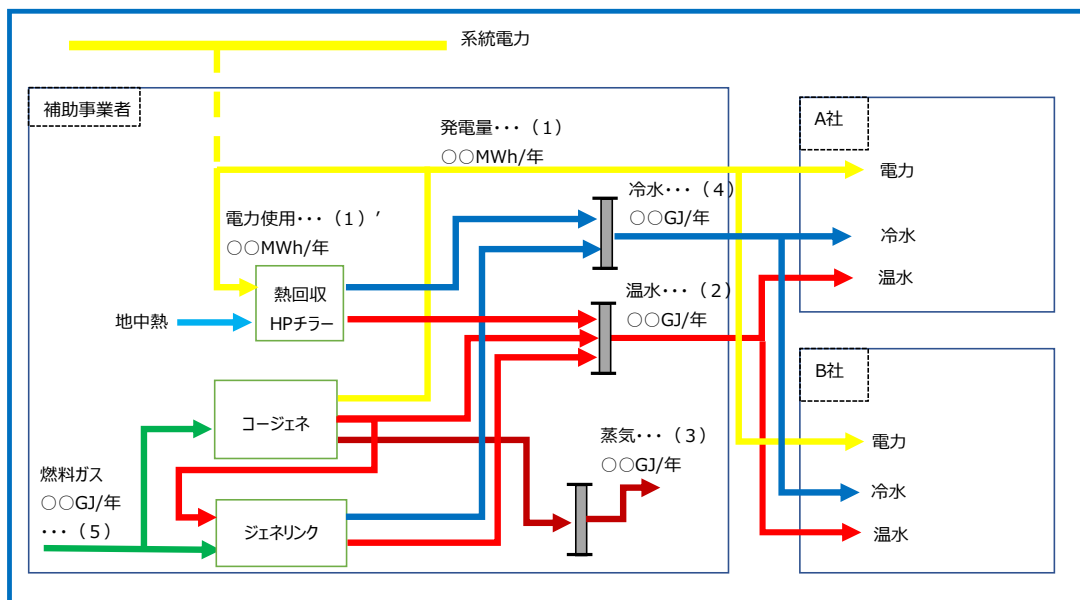
注6: 計算に使用した電力や熱の負荷データが、どの計測器からの数値であるか明らかにすること。

フロー図等で示すこと。

システム概略フロー図

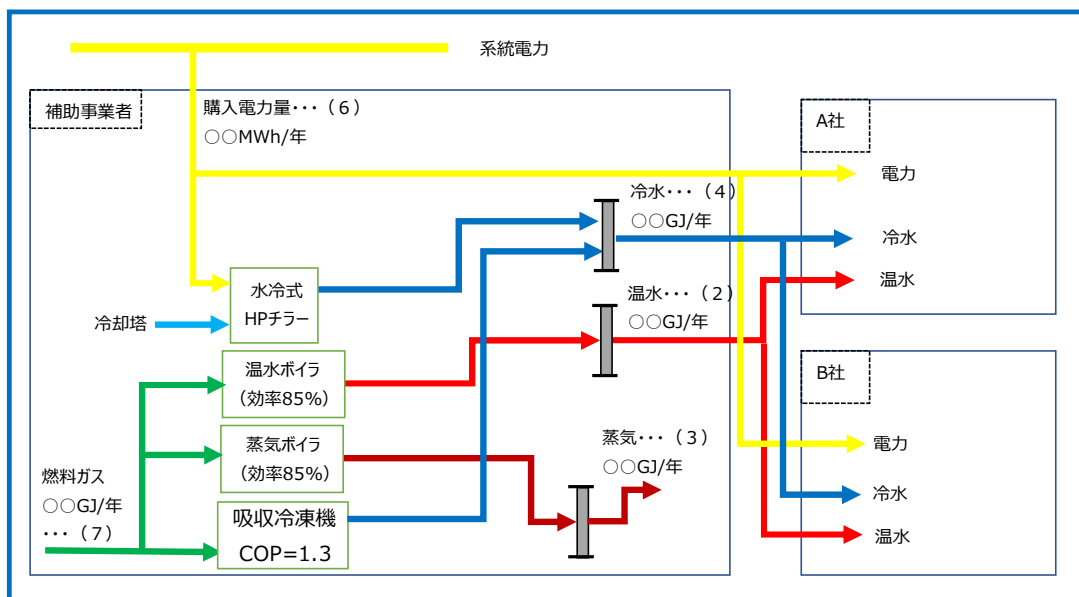
(事業全体：特定設備毎を集約したもの)

補助事業方式



- (1) コージェネの発電量 及びHPチラーの消費電力
- (2) コージェネ・HPチラー・ジェネリンクからの温水熱量 (冬季)
- (3) コージェネからの蒸気熱量
- (4) ジェネリンク・HPチラーからの冷水熱量 (夏季)
- (5) コージェネ・ジェネリンクで消費する燃料ガス量

従来方式 (コージェネ、ジェネリンク、熱回収HPを使用しない場合の運用)



- (6) 系統から購入した電力量 (HPチラーの消費電力含)
- (7) 温水ボイラ・蒸気ボイラ・吸収冷凍機で消費する燃料ガス量

環境性計算シートのための計算シート

特記事項：コージェネレーションシステム+ゾナリング+地中熱利用用子

コージェネの負荷取組値は、ゾナリングの取入値に
合わせるため、後述方法では、裏注
欄参照

月別	コージェネ													ゾナリング						地中熱利用用子						補助方式						PP予						従来方式	
	コージェネ			コージェネ			コージェネ			コージェネ			コージェネ			コージェネ			コージェネ			コージェネ			コージェネ			コージェネ			コージェネ			従来方式					
	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2	電力	燃料	CO2						
	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg	kWh	kWh	kg						
4月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
5月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
6月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
7月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
8月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
9月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
10月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
11月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
12月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
1月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
2月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
3月	昼間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	901	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,115	56	164.2	5.5	19.2%	10	17.5%	17.5%						
	夜間	74,000	2,000	72,000	16,000	44,000	111	102	200	253	3,349	98	200	54	3,061	100	889	46	72,000	111	3,206	0	4,798	3,750	0	1,063	56	164.2	4.2	15.4%	10	17.5%							
昼間	888,000	24,000	864,000	192,000	528,000	1,329	1,224	2,400	2,028	677	45,933	783	2,400	432	259	42,951	1,200	11,218	566	864,000	1,329	408	38,471	11,817	57,983	30,000	7,505	15,664	704										
夜間	518,000	14,000	504,000	112,000	308,000	775	714	1,400	760	677	29,186	294	1,400	162	259	27,645	700	6,712	337	504,000	775	408	22,441	11,817	33,992	11,250	7,505	10,887	426										
夏季・冬季	888,000	24,000	864,000	192,000	528,000	1,329	1,224	2,400	2,028	677	45,933	783	2,400	432	259	42,951	1,200	11,106	566	864,000	1,329	408	38,471	11,817	57,983	30,000	7,505	13,506	704										
夜間	1,776,000	48,000	1,728,000	384,000	1,056,000	2,657	2,449	4,800	4,055	1,354	91,865	1,567	4,800	864	518	85,903	2,400	22,323	1,132	#####	2,657	816	78,941	23,633	115,967	60,000	15,011	29,170	1,408	6,847.0	176.7	23.5%	276	19.6%					
全合計																																							

省エネルギー量	GJ/年	6,847
	kL/年	176.7
省CO2量	t-CO2/年	276.3
省エネ率	%	23.5%
省CO2率	%	19.6%

※ のセルに数値を入力すると結果がでます。
 のセルは電気負荷平準化時間帯(8:00~22:00)を示します。

上記結果を導くために必要な数値

① 排熱ボイラ蒸気供給圧力	0.78 MPa(G)	2,767 kJ/kg			
排熱ボイラ給水温度	60 °C	251 kJ/kg			
差		2,516 kJ/kg			
② 従来方式蒸気ボイラ効率	85%	(計測結果あるいは機器仕様による)			
従来方式温水ボイラ効率	85%	(計測結果あるいは機器仕様による)			
従来方式NC COP(冷房)	1.30	(計測結果あるいは機器仕様による)			
従来方式HP COP(冷房)	4	(計測結果あるいは機器仕様による)			
従来方式HP COP(暖房)	3.3	(計測結果あるいは機器仕様による)			
③ 従来方式			補助事業方式		
燃料種	気体 ←液体/気体		燃料種	気体 ←液体/気体	
燃料高位発熱量	45 MJ/Nm3		燃料高位発熱量	45 MJ/Nm3	
燃料低位発熱量	40.63 MJ/Nm3		燃料低位発熱量	40.63 MJ/Nm3	
燃料CO2換算係数	2.29 kg-CO2/Nm3		燃料CO2換算係数	2.29 kg-CO2/Nm3	
④ 買電CO2換算係数	0.000491 t-CO2/kWh				

計算根拠 (少数点以下は四捨五入)

省エネルギー計算シートの計算根拠を下記に示す。

- 導入するコージェネレーションの仕様

発電出力：370kW 補機動力：10kW 温水発生量：141.7kW 蒸気発生量：220kg/h
ガス消費量：80Nm3/h

燃料種：都市ガス 13A (45MJ/Nm3)

- 導入するジェネリンクの仕様

100RT (冷凍：352kW、加熱：235kW)

燃料消費量：270kW (廃温水無)、189kW (廃温水有、冷凍のみ)

燃料種：都市ガス 13A (45MJ/Nm3)

再生可能熱量 136kW (冷房時、コージェネ廃熱回収 141.7kW を利用：放熱 4%考慮)

- 導入する廃熱回収 HP の仕様 冷凍：50kW、加熱：60kW ×3 台

COP：4.9 (冷却)、3.9 (加熱)

右辺の数値は、データ表より転記

- ① $(370 - 10)kW \times 4,800h/年 \div 1,000kWh/MWh = 1,728MWh/年$ (コージェネ)
- ② $(370 - 10)kW \times 2,400 h/年 \div 1,000kWh/MWh = 864MWh/年$ (コージェネ)
- ③ $(370 - 10)kW \times 1,400h/年 \div 1,000kW/MW = 504MWh/年$ (コージェネ)
- ⑥ $220kg/h \times 4,800h/年 \times 2,516kJ/kg \div 1,000MJ/GJ = 2,657GJ/年$ (コージェネ)
- ⑦ $141.7kW \times 4,800h/年 \times 3.6MJ/kWh \div 1,000MJ/GJ = 2,449GJ/年$ (コージェネ)
 $235kW \times 3.6(MJ/h)/kW \times 1,600hr \div 1,000GJ/MJ = 1,354GJ/年$ (ジェネリンク)
 $180kW \times 3.6(MJ/h)/kW \times 800hr \div 1,000GJ/MJ = 518GJ/年$

補助事業方式：2,449GJ/年+1,354GJ/年+518GJ/年 = 4,321GJ/年

従来方式ではコージェネから発生する温水をジェネリンクへの廃熱投入に利用するため、
 $141.7\text{kW} \times 3,200\text{hr} \times 3.6\text{MJ/kWh} \div 1,000\text{MJ/GJ} = 1,633\text{GJ/年}$ は考慮しない。

従って、 $(2,449-1,633)\text{GJ/年} + 1,354\text{GJ/年} + 518\text{GJ/年} = 2,668\text{GJ/年}$

⑧ $352\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 3,200\text{hr} \div 1,000\text{GJ/MJ} = 4,055\text{GJ/年}$ (ジェネリンク)

$150\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 1,600\text{hr} \div 1,000\text{GJ/MJ} = 864\text{GJ/年}$ (HP チラー)

補助事業方式：4,055GJ/年+864GJ/年 = 4,919GJ/年 従来方式：同値。

⑪ 補助事業方式：地中熱利用 HP チラーの消費電力 86MWh/年

従来方式：①+水冷 HP チラーの消費電力

$1,728\text{MWh/年} + 60\text{MWh/年} = 1,788\text{MWh/年}$

⑬ 補助事業方式：地中熱利用 HP チラーの消費電力 28MWh/年

従来方式：③+水冷 HP チラーの消費電力

$504\text{MWh/年} + 30\text{MWh/年} = 534\text{MWh/年}$

⑯ コージェネの燃料消費量は、

$80\text{Nm}^3/\text{h} \times 4,800\text{h/年} \times 45\text{MJ/Nm}^3 \div 1,000\text{MJ/GJ} = 17,280\text{GJ/年}$

ジェネリンクの燃料消費量は、

温水 $270\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 1,600\text{hr} \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 38,277\text{Nm}^3$

冷水 $189\text{kW} \times 3.6(\text{MJ/h})/\text{kW} \times 3,200\text{hr} \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 53,588\text{Nm}^3$

合計： $91,865\text{Nm}^3/\text{年} \times 45\text{MJ/Nm}^3 \div 1,000\text{GJ/MJ} = 4,134\text{GJ/年}$

コージェネ、ジェネリンクを使用しない場合は、吸収冷凍機、温水ボイラ、蒸気ボイラ
で冷水、温水及び蒸気を発生させる。

コージェネ分従来方式：

蒸気ボイラの燃料消費量は、 $2,657\text{GJ/年} \div 85\% \div 40.6\text{MJ/Nm}^3 = 76,941\text{Nm}^3/\text{年}$

温水ボイラの燃料消費量は、 $816\text{GJ/年} \div 85\% \div 40.6\text{MJ/Nm}^3 = 23,633\text{Nm}^3/\text{年}$

(冷房時はコージェネ温水をジェネリンクへ投入するため、計算に入れない)

ジェネリンク分従来方式：

温水ボイラ： $1,354\text{GJ/年} \div 0.85 \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 39,194\text{Nm}^3$

吸収冷凍機： $4,055\text{GJ/年} \div 1.30 \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 76,772\text{Nm}^3$

廃熱回収 HP 分従来方式：

温水ボイラ： $518\text{GJ/年} \times 1000\text{MJ/GJ} \div 0.85 \div 40.63\text{MJ/Nm}^3 = 15,011\text{Nm}^3/\text{年}$

合計： $76,941 + 23,633 + 39,194 + 76,772 + 15,011 = 231,551\text{Nm}^3/\text{年}$

一次エネルギー消費量は $231,551\text{Nm}^3/\text{年} \times 45\text{MJ/Nm}^3 = 10,420\text{GJ/年}$

⑰ 補助事業方式の一次エネルギー消費量は、

$(43-28)\text{MWh/年} \times 9.97\text{GJ/MWh} + 28\text{MWh/年} \times 9.97\text{GJ/MWh} \times 1.3 + 43\text{MWh (夜間)}$
 $\times 9.28\text{GJ/MWh} + (17,280 + 4,134)\text{GJ} = 22,323\text{GJ/年}$

従来方式の一次エネルギー消費量は、

$(894-515)\text{MWh/年} \times 9.97\text{GJ/MWh} + 515\text{MWh/年} \times 9.97\text{GJ/MWh} \times 1.3 + 894\text{MWh (夜間)}$

$\times 9.28\text{GJ/MWh} + 10,420\text{GJ} = 29,170\text{GJ/年}$

⑱ 省エネ量： $(29,170 - 22,323)\text{GJ/年} \times 0.0258\text{kL/GJ} = 177\text{kL/年}$

⑳ CO₂ 排出量：従来方式 $1,788\text{MWh/年} \times 0.491\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 231,551\text{Nm}^3/\text{年}$

$\times 2.29\text{k-CO}_2/\text{Nm}^3 \div 1,000\text{t-CO}_2/\text{kg-CO}_2 = 1,408\text{t-CO}_2/\text{年}$

補助事業方式 $86\text{MWh/年} \times 0.491\text{t-CO}_2/\text{MWh} + 475,865\text{Nm}^3/\text{年} \times 2.29\text{k-CO}_2/\text{Nm}^3$

$\div 1,000\text{t-CO}_2/\text{kg-CO}_2 = 1,132\text{t-CO}_2/\text{年}$

費用対効果： $172\text{kL/年} \div \text{補助金総額} = \text{〇〇〇kL/億円}$

補助金回収年数： $\text{補助金総額} \div \text{エネルギー削減コスト} = \text{〇〇年}$

事業者側回収年数： $(\text{補助事業費} - \text{補助金総額}) \div \text{エネルギー削減コスト} = \text{〇〇年}$

備考：

- ・ 計算に使用した電力負荷、蒸気負荷、温水負荷及びコージェネ稼働、ボイラ稼働等の時間別データ（夏季、冬季、中間期）を添付すること。

（シミュレーション計算の場合は各代表データ）

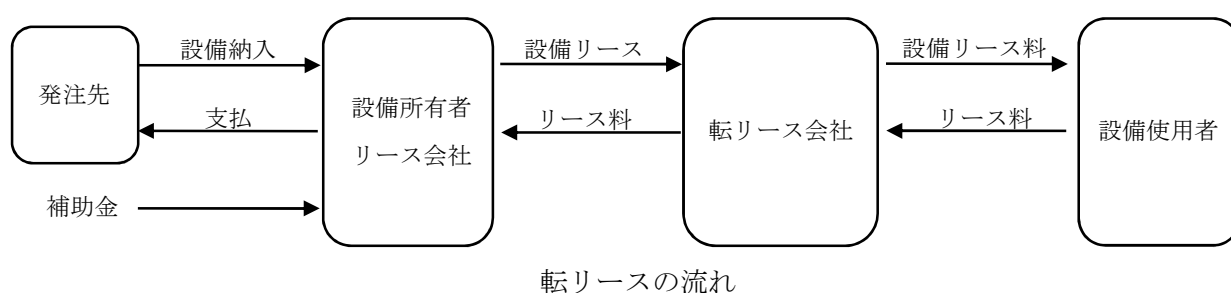
- ・ 回収年数算出に必要な電気料金、燃料単価の根拠資料を添付すること。

各種契約の取扱い

1. 転リース

(1) 転リースとは

転リースとは、リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引を指します。



(2) 転リースを利用した事業の扱い

① 転リース会社が補助事業に必要な一定の役割^{*1}を担う必要があります。単にリース会社から設備使用者の間に入ってリースするだけのものは認められません。

※1 操業管理・メンテナンス・電気や熱の販売等

② リース会社・転リース会社・設備使用者の3者共同申請とする必要があります。

③ 各リースの契約において、設備を財産処分期間使用できる契約とする必要があります。

④ 実施計画書（様式第2）「3. 実施体制」に3者の関係と役割分担を記載して下さい。

⑤ 交付申請書及び完了実績報告書に以下の書類^{*2}を添付して下さい。

- ・リース会社と転リース会社、転リース会社と設備使用者、各リース契約書の写し
- ・各リース契約金額に関する料金計算書（補助金相当額が減額されていることを証明できる書類）

※2 交付申請書に添付する資料は案で可

⑥ 事業の完了は、設備所有者（リース会社）が発注者へ経費の支払いを行った日とします。

2. リースバック

(1) リースバックとは

使用者が事業用資産を売却し、それをそのまま使用しながら買い主（設備所有者＝リース会社）に使用料を支払う方式を指します。

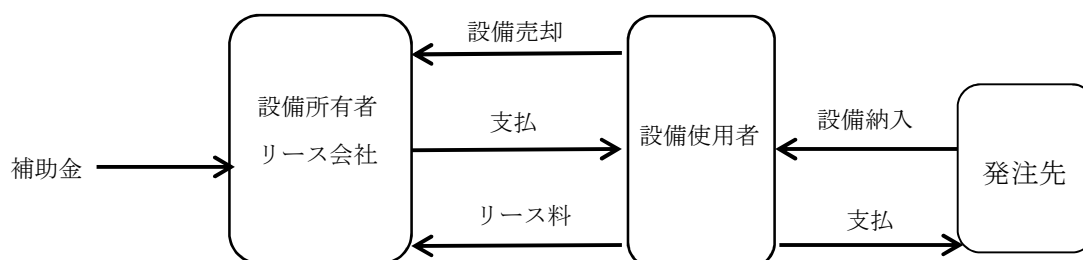
(2) リースバックの流れ

- ①設備使用者が発注先から設備等を購入し、支払います。
- ②設備使用者は、リース会社に設備を売却します。
- ③リース会社は設備使用者に対し、購入した設備をリースします。

(3) リースバックを利用した事業の扱い

- ①リースバックを利用する場合は、財団に内容を説明し、事業形態について了解を得る必要があります。
- ②補助金は、共同事業者のうちリース会社（設備の所有者）に支払われます。
- ③設備使用者がリース会社に支払う代金に補助金分が除外されており、かつ申請者間の転売で発生する手数料等は補助対象経費から除外されている必要があります。
- ④実施計画書（様式第2）「3. 実施体制」に3者の関係と役割分担を記載して下さい。
- ⑤事業の完了は、事業者間の売買（所有権の移動）がなされた日とします。
- ⑥完了実績報告書には、以下の間で取り交わされた契約書（発注書、発注請書）、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

リース会社 ⇔ 設備使用者
設備使用者 ⇔ 発注先



リースバックの流れ

3. コストオン契約

(1) コストオン契約とは

コストオン契約とは、発注者が予め専門工事会社（サブコン）を指定し工事金額を決定の上、専門工事を統括する元請会社（ゼネコン）とその統括管理費用を上乗せした工事請負契約を締結する契約方式を指します。専門工事会社、発注者、発注者が選定した元請会社とのコストオン契約を締結するとともに、同契約に基づき、元請会社と専門工事会社で下請工事契約を締結します。

(2) コストオン契約の流れ

- ①申請者が全体工事を発注するゼネコンを決定します。
- ②申請者が、サブコンに見積依頼し、相見積もりを行います。

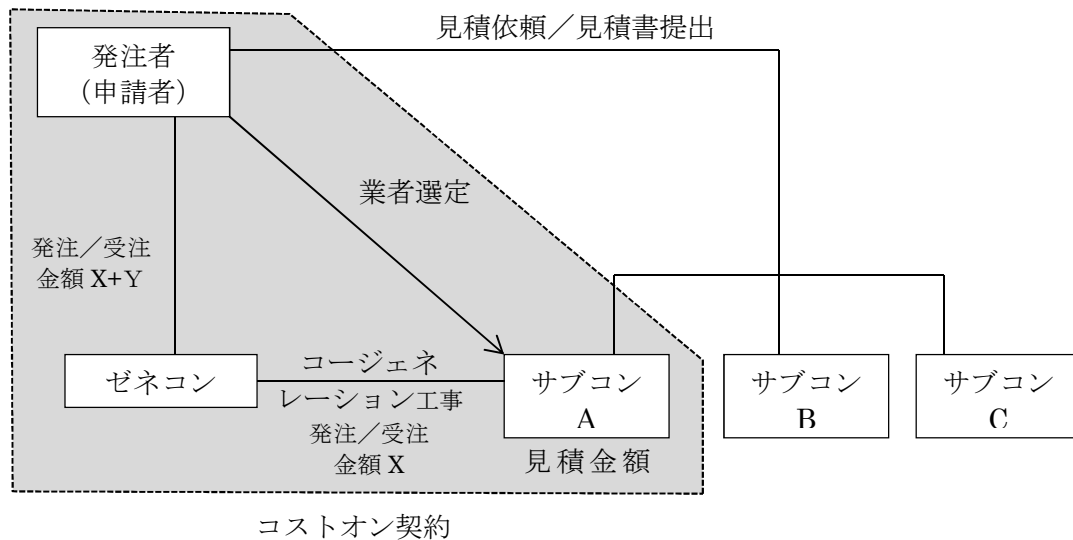
- ③申請者がサブコンを選定します（金額X）。
- ④申請者、ゼネコン、サブコンでコストオン契約を締結します。
- ⑤ゼネコン、申請者間で工事契約を締結します。
（コージェネレーションの工事金額はX+Y、Yはゼネコンの管理費）。
- ⑥ゼネコン・サブコン間でコージェネレーション工事契約を締結します（金額X）。
- ⑦サブコンはゼネコンに工事完了報告及び請求を行います（金額X）。
- ⑧ゼネコンはサブコンの工事を検収後、申請者に工事完了報告及び請求を行います（工事金額X+Y）。
- ⑨申請者はゼネコンからの請求に基づき、工事金額X+Yを支払います。
- ⑩ゼネコンはサブコンに金額Xを支払います。
- ⑪補助事業の開始は、申請者とゼネコンとの契約締結日とし、事業の完了日は申請者がゼネコンへ経費の支払いが完了した日とします。
- ⑫完了実績報告書には、コストオン契約書及び以下の間で取り交わされた契約書（発注書、発注請求書）、納品書、請求書、支払いを証明する書類の写しが追加で必要となります。

設備所有者 ⇔ ゼネコン

ゼネコン ⇔ サブコン

(3) コストオン契約の承認

- ・事前に申請者から発注選定理由書の提出及び財団の了解を得る必要があります。
- ・新築工事等でやむをえず本方式を取る必要がある場合を除いては、競争入札（又は三者以上の相見積）を実施して下さい。



(別紙⑦-1)
(様式第1)

番 号
年 月 日

公益財団法人北海道環境財団
理事長 小林 三樹 殿

法人にあっては、法人登録印を、個人にあっては実印を押印して下さい。

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））
交付申請書

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

5 その他参考資料

当年度の事業完了日は、2月28日までとすること

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。
- 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

(別紙⑦-2)

(様式第1 別紙1)

民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）
実施計画書

事業名				
事業実施の団体名				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業の主たる実施場所 * 実際に補助事業を行う場所（図面を添付する）			
	共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者	
氏名			役職名	電話・FAX 番号
<事業の目的・概要>				
【目的】				
【概要】				
* 補助事業及び導入する設備等の概要（内容・規模等）を記入する。				
<低炭素化に資する環境対策への取組>				
* 過去・将来における低炭素化に向けての取組を記入する。				
<事業の性格>				

【他の補助金との関係】

* 他の国の補助金等（固定価格買取制度を含む。）への応募状況等を記入する。

【許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項】

* 補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について記入する。

【設備の保守計画】

* 導入する設備の保守計画を記入する。

<事業実施スケジュール>

* 事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記入する。

* 実施スケジュールは別紙を添付してもよい。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

注2 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

※6. (3)「実施のための手続き状況」(別紙3)を添付すること。

(継続事業としての申請者の場合)

マスター工程表を添付すること。

※VPP 補助金におけるリソースアグリゲーターと連携する場合は、別紙⑦-3「リソースアグリゲーターによる制御詳細」に必要事項を記載し提出すること。

リソースアグリゲーターによる制御詳細

リソースアグリゲーター概要	アグリゲーター名：〇〇株式会社 法人番号：1234567890123 業種： 本社所在地：〒000-0000 東京都中央区〇〇 代表者：代表取締役社長 〇〇 〇〇 資本金：〇〇億円 従業員数：〇〇人 担当者：〇〇部課長 〇〇 〇〇					
V P P 補助金における事業概要	(記入例) 制御したリソースにより拠出した電力を、送配電事業者へ調整力として提供する。					
上記事業概要のイメージ図	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>(図示例)</p> <pre> graph TD Grid[送配電事業者、小売電気事業者等] -- OpenADR --> Parent[親アグリゲーター ●●株式会社] Parent --> RA1[リソースアグリゲーター] Parent --> RA2[リソースアグリゲーター] Parent --> RA3[リソースアグリゲーター 〇〇株式会社] RA3 --> A[A] RA3 --> B[B] RA3 --> C[C] </pre> </div> <div style="width: 50%;"> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 親アグリゲーター名及び該当リソースアグリゲーター名を明記すること（リソースアグリゲーターが親アグリゲーターを兼ねている場合は、その旨が分かるようにすること）。 親アグリゲーターが取引する想定相手先を明示すること（ここでは、送配電事業者、小売電気事業者等を記載）。 該当リソースアグリゲーターが制御する対象設備をすべて記載し、その中で本事業で導入するものを明示すること。 </div> </div>					
制御対象設備		対象	設備名	台数	設備出力 (kW)	制御見込 (kW)
※該当リソースアグリゲーターが制御する設備は、本事業で導入するもの以外も全てを記入すること	設備 A	○	CGS	0	0	0
	設備 B	×				
	設備 C	×				
制御開始予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日					

(別紙⑦-4)

(様式第1 別紙2)

民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）
に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較 して少ない方の 額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較 して少ない方の 額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/●	
	円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目		金額	積算内訳		
(記載例) 事業費 設計費 設備費 ・ ・ 工事費 ・ ・ 諸経費 ・		○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	材料名 (数量) × (単価) = 金額		
合計		円			
購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

注 補助金の配分額等の詳細は別紙⑦-5に記載すること

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

区 分	費 目	内 容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象 経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費		円	円		円
	設備費					
	工事費					
	諸経費					
合 計						

(注1) 本資料別表1 (p.112) の「補助対象経費の区分および補助率について」の内容欄に記載の費目をもとに、費用を出来るだけ分かりやすく分解して示すこと。また、各内容の算定根拠も必要に応じ添付資料で示すこと。

(注2) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味する。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注3) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注4) 補助率には、1/2 (民間団体等)、2/3 (地方公共団体と共同実施する民間団体等) のいずれかを記載すること。なお、設備費のうち、1/3の補助率になる設備については段を分けて記載すること。

(注5) 「補助金の額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額 (1円未満は切り捨て) を指す。

設備費及び工事費は(参考)平成31年度分の表の費目合計を転記してください。
補助率は「1/2 あるいは 1/3、又は 2/3 あるいは 1/3」と記載してください。

(参考)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (2019 年度)

区分	費目	内容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象 経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費		円	円		円
	設備費		円	円		円
	コージェネ設備以外		円	円		円
	コージェネ設備		円	円		円
	工事費		円	円		円
	コージェネ設備以外		円	円		円
	コージェネ設備		円	円		円
	諸経費		円	円		円
合計			円	円		円

平成29年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金 (交付番号)

【補助金交付番号】 ○○○○○○○○

交付決定通知書記載の補助金の額 平成31年度 金○○○○○○○○円

平成30年度地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金 (交付番号)

【補助金交付番号】 ○○○○○○○○

交付決定通知書記載の補助金の額 平成31年度 金○○○○○○○○円

H29年度及びH30年度からの継続案件は、交付決定時の交付番号・補助金額を記載のこと。

(参考)

H29 年度及び H30 年度からの継続案件は、H30 年度の実績を記載下さい。

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (2020 年度)

区分	費目	内 容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象 経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費		円	円		円
	設備費		円	円		円
	コ-ジ-ェ設備以外		円	円		円
	コ-ジ-ェ設備		円	円		円
	工事費		円	円		円
	コ-ジ-ェ設備以外		円	円		円
	コ-ジ-ェ設備		円	円		円
	諸経費		円	円		円
合 計			円	円		円

(記入例)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額 (2019 年度)

区分	費目	内 容 (注1)	補助事業に 要する経費 (注2)	補助対象 経費 (注3)	補助率 (注4)	補助金の額 (注5)
事業費	設計費	システム設計	2,000,000 円	1,500,000 円	2/3	1,000,000 円
	設備費		180,000,000 円	150,000,000 円		80,000,000 円
	コージェネ設備以外	太陽光発電設備 ターボ冷凍機 EMS 設備 他	120,000,000 円	90,000,000 円	2/3	60,000,000 円
	コージェネ設備	コージェネ設備	60,000,000 円	60,000,000 円	1/3	20,000,000 円
	工事費		100,000,000 円	90,000,000 円		40,000,000 円
	コージェネ設備以外	据付工事 配管・配線工事	40,000,000 円	30,000,000 円	2/3	20,000,000 円
	コージェネ設備	CGS 据付工事 CGS 配管・配線工事	60,000,000 円	60,000,000 円	1/3	20,000,000 円
	諸経費		0 円	0 円	2/3	0 円
	合 計		282,000,000 円	241,500,000 円		121,000,000 円

諸経費欄には、申請者の出張経費、会議費等の必要経費を計上して下さい。

(別紙⑧)

設置先及び使用先表

補助金申請者が分かるように該当()
内に○印を記入してください。

◆エネルギー供給設備の設置先

法人名 (建物所有者)		申請者
住所	(-)	()
施設名称		

◆エネルギー供給設備の所有者

法人名 (設備所有者)		申請者
住所	(-)	()
施設名称		
エネルギー設備	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	

◆エネルギー供給設備の使用者

法人名 (供給事業者)		申請者
住所	(-)	()
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	

◆エネルギー供給事業者

法人名 (供給事業者)		申請者
住所	(-)	()
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	

◆エネルギーの使用先

法人名 (使用者)		申請者
住所	(-)	()
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	
法人名 (使用者)		申請者
住所	(-)	()
施設名称		
供給エネルギー	電力 蒸気 温水 冷水 その他 ()	

(別紙⑨)

補助金交付番号							

(左は、申請時は空欄とすること)

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））
特定設備の仕様確認表

(1) 特定設備(申請値)					仕様値		
設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率
太陽光発電設備	〇〇社 A-111	1	太陽光	電気	0	130	—
ガスエンジン発電機	△△社 B-222	1	都市ガス13A	電気	900	370	0.41
蒸気焚吸収冷凍機	××社 E-555	1	排熱蒸気	冷水	1000	1200	1.2

【下表は、申請時は空欄とすること】

(2) 特定設備(実績値)					仕様値		
設備名称	製造メーカー 型式	台数	入力 エネルギー	出力 形態	消費量 (kW)	出力 (kW)	効率

※ 導入する特定設備が多数の場合は、記入枠を増やして全数記入すること。

※ 導入する特定設備が要件を満たしているか判断できる仕様書（カタログ等）を添付すること。

(別紙⑩)

補助金交付番号							

(左は、申請時は空欄とすること)

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 （民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））
 発注計画書

No	年 月 日	発 注 計 画
1	年 月 日	概算見積依頼（〇〇(株)）
2	年 月 日	概算見積回答（〇〇(株）： 〇〇, 〇〇〇円）
3	年 月 日	実施見積依頼（〇〇(株）、 (株)△△、 □□(株)）
4	年 月 日	実施見積回答（〇〇(株）：〇〇, 〇〇〇円）
5	年 月 日	実施見積回答（(株)△△：〇〇, 〇〇〇円）
6	年 月 日	実施見積回答（□□(株）：〇〇, 〇〇〇円）
7	年 月 日	契約締結（〇〇(株）：〇〇, 〇〇〇円）
8	年 月 日	中間報告
9	年 月 日	納品
10	年 月 日	検収
11	年 月 日	請求
12	年 月 日	支払い完了
13	年 月 日	実績報告
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

(別紙①)

依頼日：2019年〇月〇日

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書（記入例）

××株式会社

施設部

霞ヶ関 一男

印

依頼書は、見積件名ごと、見積依頼先ごとに作成して下さい。

担当者印で可

見積件名	コージェネレーション設備新設工事	
納入場所	〇〇〇株式会社	
工期	2019年7月1日～2020年1月10日	
見積書提出期限	2019年5月27日	
引き合い仕様書	有り	無し
添付図面	有り	無し
見積条件		
<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見積項目は、下記①～④の経費に分類すること。 ●一式で50万円以上の場合、見積項目の内訳を記載すること。(単体で50万円以上の機器除く。) ●値引きを行う際は、どの見積項目に対して行うか明確にすること。 <p>※詳細は、引き合い仕様書、図面を参照して下さい。</p> <p>引き合い仕様書、図面の添付状況等により、記載内容を変更・削除して下さい。</p> <p>① 設計費 コージェネレーション設備新設工事に伴う設計費用</p> <p>② 設備費 ガスエンジン〇kW 発電効率〇% (詳細は別紙見積仕様書参照)</p> <p>③ 工事費 機器の運搬、搬入、据え付け、各種配管、電気工事に必要な費用</p> <p>④ 諸経費 交通費、安全対策費、一般管理費</p> <p>依頼書は、事業者所定の書式でも可とします。ただし、依頼書への記載内容は、記入例と同等以上であること。</p>		

(別紙⑫)

見積番号： ○○○○○○○○
○○年○○月○○日

見積書

宛先
件名
引渡場所
納期
見積有効期限
支払い条件

会社名
住所

TEL:
FAX:

概算見積もりは私印で可。
実施見積もりの際は社印を押印すること。

見積依頼書、仕様書と同じ件名とすること。

見積有効期限は申請日が含まれるようにして下さい。

見積金額

(上記金額に消費税は含みません)

複数年度事業で、複数年度を一括見積する場合は、実施年度ごとにまとめること。

番号	品名	数量	単位	単価	金額
2019年度 (平成31年度)					
1	設計費				2,000,000
1-1	補助対象				1,500,000
	(1) ○○○	10	枚 (A 3)	100,000	1,000,000
	(2) △△△	5	枚 (A 3)	100,000	500,000
	(3) 諸経費				
1-2	補助対象外				
	(1) ●●●				
	(2) 諸経費				
2	設備費				
2-1	補助対象				
2-1-1	1. コーゾ [®] エネ設備以外				
	(1) ×××				
	(2) □□□				
	(3) 諸経費				
2-1-2	2. コーゾ [®] エネ設備				
	(1) ×××				
	(2) □□□				
	(3) 諸経費				
2-2	補助対象外				
2-2-1	1. コーゾ [®] エネ設備以外				
	(1) ×××				
	(2) 諸経費				
2-2-2	2. コーゾ [®] エネ設備				
	(1) ×××				
	(2) 諸経費				
3	工事費				
3-1	補助対象				
3-1-1	1. コーゾ [®] エネ設備以外				
	(1) ×××				
	(2) 諸経費				
3-1-2	2. コーゾ [®] エネ設備				
	(1) ×××				
				
	以下「設備費」と同様				
				小計	
				消費税	
2020年度					
1	設計費				2,000,000
1-1	補助対象				1,500,000
	(1) ○○○	10	枚 (A 3)	100,000	1,000,000
				
				小計	
				消費税	

補助対象経費と補助対象が経費が明確に区分されている。

「出精値引き」や「調整費」等の記載のないようにして下さい。

複数年度事業で、複数年度を一括見積する場合は、実施年度ごとにまとめること。

(別紙⑬)

補助金申請番号

(左は、申請時は空欄とすること)

**2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業(経済産業省連携事業))
申請金額整理表**

1. 全体計画

見積り名	補助事業に要する経費					補助対象経費					合計	
	設計費	設備費	工事費	諸経費	合計	設計費	設備費	工事費	諸経費	合計		
								コソノエ設備以外	コソノエ設備			
合計												

補助金の額				
補助率				
費目	設計費	設備費	工事費	諸経費
合計	0	0	0	0

複数年度計画の場合、単年度ごとの申請金額を記載すること。
コピーして前年度分記入すること。

2. 単年計画
2019年度

見積り名	補助事業に要する経費					補助対象経費					合計	
	設計費	設備費	工事費	諸経費	合計	設計費	設備費	工事費	諸経費	合計		
								コソノエ設備以外	コソノエ設備			
合計												

補助金の額				
補助率				
費目	設計費	設備費	工事費	諸経費
合計	0	0	0	0

(別紙⑭)

公益財団法人
北海道環境財団 御中

〇〇年〇月〇日

発注先選定理由書（記入例）

社印もしくは発注責任者印

申請者	〇〇〇株式会社△△△部 □□ □□ 印
見積件名	〇〇〇工事
発注予定先	□□社
提出理由	<input type="checkbox"/> 複数年度計画で、初年度に一括発注しているため <input type="checkbox"/> 発注予定先が最も安価な見積業者ではないため <input type="checkbox"/> その他（ ）
選定理由	
<p>(注)財団内の審査で合理的理由として認められない場合、補助金額の確定作業において、該当部分を補助の対象から除外する場合があります。</p> <p><u>合理的理由として原則認められない例</u></p> <ul style="list-style-type: none">・導入したい設備の代理店なので・メーカーに直接見積を取るのが最も安価・構内業者だから・施工の信頼性が高いから・対応が早いから	

(別紙⑮)

共同申請における見積依頼から領収書受取までの役割分担

書類等	発行者	受取者	書類等の発行、受取が設備所有者と発注先（候補）とで交わされない場合、その理由。 ※根拠となる契約書を添付すること。
見積依頼書			
見積書			
見積書			
注文書			
注文請書			
物件受領書			
納品書			
受領書（検収書）			
請求書			
支払い行為			
領収書			

(別紙⑯)

補助事業に要した経費等の申請者別内訳について（記入例）

共同申請の場合、費用負担有無に関わらず、
全申請者分を作成ください。（地公体も含む）

合 計

費 目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	1,200,000 円	1,200,000 円	1/2	600,000 円
II. 設備費	7,000,000 円	6,000,000 円	-	2,750,000 円
コ-ジ-ェネ設備以外	5,500,000 円	4,500,000 円	1/2	2,250,000 円
コ-ジ-ェネ設備	1,500,000 円	1,500,000 円	1/3	500,000 円
III. 工事費	3,500,000 円	3,400,000 円	-	1,500,000 円
コ-ジ-ェネ設備以外	2,300,000 円	2,200,000 円	1/2	1,100,000 円
コ-ジ-ェネ設備	1,200,000 円	1,200,000 円	1/3	400,000 円
IV. 諸経費	500,000 円	500,000 円	1/2	250,000 円
合 計	12,200,000 円	11,100,000 円		5,100,000 円

〇〇〇〇株式会社

費 目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	1,200,000 円	1,200,000 円	1/2	600,000 円
II. 設備費	7,000,000 円	6,000,000 円	-	2,750,000 円
コ-ジ-ェネ設備以外	5,500,000 円	4,500,000 円	1/2	2,250,000 円
コ-ジ-ェネ設備	1,500,000 円	1,500,000 円	1/3	500,000 円
III. 工事費	0 円	0 円	-	0 円
コ-ジ-ェネ設備以外	0 円	0 円	1/2	0 円
コ-ジ-ェネ設備	0 円	0 円	1/3	0 円
IV. 諸経費	0 円	0 円	1/2	0 円
合 計	8,200,000 円	7,200,000 円		3,350,000 円

※「補助対象経費」×「補助率」の金額
を記入して下さい。
但し、I. II. III. IV. の各区分毎に1円未満
は切り捨てして下さい。

△△△△株式会社

費 目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設計費	0 円	0 円	1/2	0 円
II. 設備費	0 円	0 円	-	0 円
コ-ジ-ェネ設備以外	0 円	0 円	1/2	0 円
コ-ジ-ェネ設備	0 円	0 円	1/3	0 円
III. 工事費	3,500,000 円	3,400,000 円	-	1,500,000 円
コ-ジ-ェネ設備以外	2,300,000 円	2,200,000 円	1/2	1,100,000 円
コ-ジ-ェネ設備	1,200,000 円	1,200,000 円	1/3	400,000 円
IV. 諸経費	500,000 円	500,000 円	1/2	250,000 円
合 計	4,000,000 円	3,900,000 円		1,750,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑰)

申請者別の資金調達計画について（記入例）

共同申請の場合、費用負担有無に関わらず、
全申請者分を作成ください。（地公体も含む）

合 計

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	5,550,000 円	6,650,000 円	0 円	12,200,000 円

〇〇〇〇株式会社

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	3,600,000 円	4,600,000 円	0 円	8,200,000 円

△△△△株式会社

調 達 先	補 助 金	自 己 資 金	借 入 金	合 計
調達金額	1,950,000 円	2,050,000 円	0 円	4,000,000 円

※ 金額に消費税等は含まないこと。

(別紙⑱)

(別紙⑱)事業概要書

補助金交付申請の総額	00,000,000円
2019年度申請額	0,000,000円

【提出時の注意事項】
 ※本書式の【注意】等、「赤字」「青字の例」は、削除の上で、ご提出ください。

補助事業の名称

申請日：〇〇年〇〇月〇〇日

<input type="radio"/>	代表申請者	〇〇〇
<input checked="" type="radio"/>	共同申請者	〇〇〇
<input checked="" type="radio"/>	地方公共団体	〇〇〇

【本資料作成上の注意（共通）】
 ※本資料は審査委員が申請内容の審査を実施するための重要な資料となりますので、**各注意事項を熟読のうえ**作成を行って下さい。

- ① 文字の大きさは14pt以上とすること（図表内は12pt以上）。
- ② 既定のフォント（Meiryo UI）を使用すること。
- ③ 各項目の枚数については、各ページ右上部に指定された上限に収まる形で記載を行うこと。
- ④ 図表（写真、パス、位置図、区域図、配置図、エネルギーフロー、体制図、スキーム図、グラフ、線表等）などを用い、ビジュアルに表現すること。
- ⑤ 説明にあたっては可能な限り定量的な説明を行うこと。
- ⑥ 枠線については、適宜変更を行い、行の追加等を行うこと。

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）） 事業概要書

1. 補助事業の概要

1枚

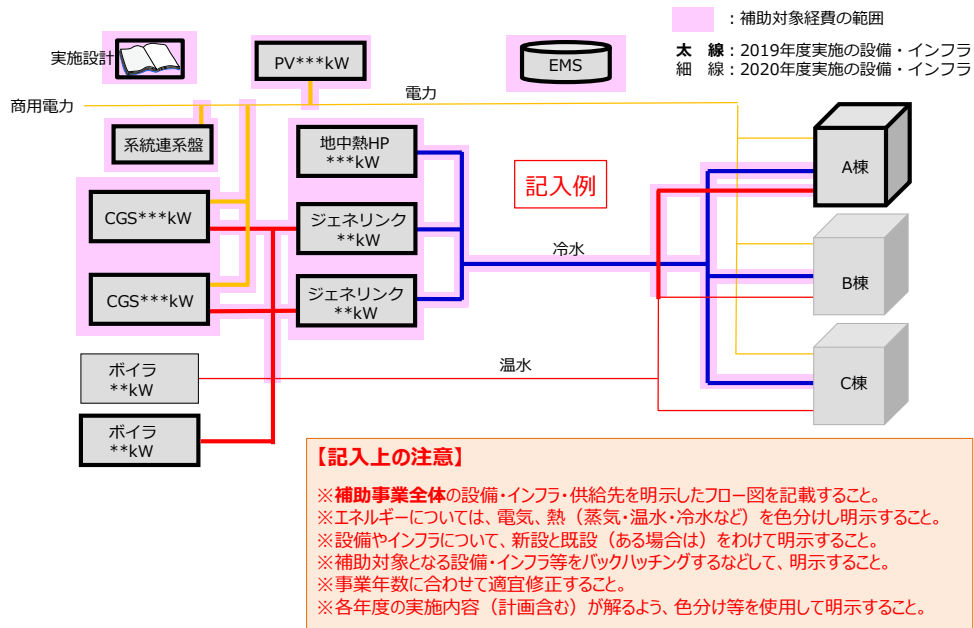
青字は例

(1) 事業概要		(4) 事業イメージ	
主な事業者		<p>【記入上の注意】 ※図（写真、位置図、区域図、配置図、エネルギー概念図、等）を用いわかりやすく表現すること。</p>	
事業地	〇〇県△△市□□		
施設名称			
面的利用エリア面積	約〇〇〇m ²		
事業構成の概要	需要地：既築、設備：増設、面：増設		
主な再生可能エネルギー	地中熱、廃熱利用		
面的利用先			
面的融通するエネルギー	電気・蒸気・冷水・温水		
主な導入設備	ガスコジェネ 350kW×1台、地中熱HP バイオマスボイラ200kW×1台		
事業期間（稼働予定）	2019年8月～2020年2月（2020年4月稼働予定）		
省エネ効果見込	省エネ量：〇〇kL/年、省エネ率：〇〇%	<p>【記入上の注意】 ※図（写真、位置図、区域図、配置図、エネルギー概念図、等）を用いわかりやすく表現すること。</p>	
(2) 事業の特徴			
<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用し、建物とスマートエネルギーセンターを連携し、エネルギー需給を一括管理・最適制御するSENEMSを日本初で開発し、導入。 外気状況・空調機等建物のエネルギー利用状況・熱源機の運転状況等を把握し、リアルタイムに空調機制御を行う等の需給の最適制御を行う。 			
(3) 導入効果		<p>【記入上の注意】 ※箇条書きとすること。 ※3項目以内にまとめること。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 〇〇〇 △△△ □□□ 			

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）） 事業概要書

2. エネルギーシステムフロー

1枚



2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））事業概要書

2

3. 補助事業内容、および事業の環境性、経済性

1枚以内

青字は例

(1) 補助事業の特定設備

補助事業で導入する特定設備	現状（既存システム）における特定設備（該当する場合）
太陽熱 地中熱 ガスエンジン・ジェネレーション 7,800kW×2台 排熱利用（蒸気ジェネリンク） 3,000kW×2台	太陽光発電設備 500kW（継続利用） ガスエンジン・ジェネレーション 1,500kW×1台（撤去）

(2) 補助事業の主な事業内容：単年事業

2019年度 計画	2020年度 計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリンク設置工事 ・太陽光発電設備工事 ・冷温熱面的融通インフラ工事 ・EMS導入 	

(3) 補助事業の補助対象経費、および補助金額

	2019年度（千円）			2020年度（千円）		
	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額
総額	750,000	200,000	100,000			

【記入上の注意】
環境性・経済性については「補助対象」の範囲で記載すること。

(4) 環境性・経済性

環境性				経済性	
省エネルギー量	省エネルギー性	CO2削減量	省CO2率	補助金の省エネ費用対効果	事業の投資回収年数
550 kL/年	32.3 %	120 t/年	25.3 %	55 kL/億円	12.5 年

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））事業概要書

3

4. 事業内容の先導性、新規性

3枚以内

(1) 地産地消型エネルギーシステムとしての技術的および事業面での先導性・新規性

【要旨】
■ ○○○
■ △△△
■ □□□

【記入上の注意】
※箇条書きとすること。
※3項目以内にまとめること。

【詳細】

【記入上の注意】 図表等も用いてわかりやすく具体的に記載してください。

※本事業で構築される地産地消型エネルギーシステム（電力システムに係る計画、熱供給に係る計画、再生可能エネルギー導入に係る計画等）で、**技術的な先導性・新規性等や工夫点**について、具体的に記載すること。

※既存のエネルギーシステム等と比較したエネルギー事業の**先導性**について簡潔に記載すること。
その際、経済産業省及び他省庁等も含めて、過去に類似の事業がある場合にはその相違点を明確化し、その違い及び意義を具体的にかつ詳細に記載すること。

(2) エネルギーマネージメントの取り組み概要

【要旨】
■ ○○○
■ △△△
■ □□□

【記入上の注意】
※箇条書きとすること。
※3項目以内にまとめること。

【詳細】

【記入上の注意】 図表等も用いてわかりやすく簡潔に記載してください。

※面的融通の最適制御やデマンドレスポンスの活用等、導入するエネルギーマネージメントシステムについて、その**取り組み概要や制御の考え方、手法、期待すべき効果**などを具体的に記載すること。

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）） 事業概要書

4

5. 事業者適格性、事業実施の確実性、資金計画

2枚以内

【要旨】
■ ○○○
■ △△△
■ □□□

【記入上の注意】
※箇条書きとすること。
※3項目以内にまとめること。

【詳細】

【記入上の注意】 以下の視点で、図表等も用いてわかりやすく簡潔に記載してください。

※本事業を実施するにあたり実施方法が合理的であること（実施体制（役割分担）、外部企業等との連携、地域との協力体制）について簡潔に記載すること。

※事業の実施スケジュール（都市計画、各種許認可取得、設計、施工に関する工期、エネルギー供給、サービスの開始時期等もわかるように）について簡潔に記載すること。

※本事業を実施するにあたり必要とされる専門性が整っていること、補助事業完了後も継続的に事業が実施できること等について簡潔に記載すること。

※資金計画、および事業者の財務基盤、事業実績、当期決算見込み（地方公共団体等は除く）などについて簡潔に記載すること。

※関連する許認可や法規制、事業者間や供給先、近隣との調整、事業用地確保の検討状況について詳しく記載すること。

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）） 事業概要書

5

6. 災害等リスク対応、その他特筆すべき事項

2枚以内

【要旨】

- ○○○
- △△△
- □□□

【記入上の注意】

- ※箇条書きとすること。
- ※3項目以内にまとめること。

【詳細】

【記入上の注意】 以下の視点で、図等も用いてわかりやすく具体的に記載してください。

- ※本事業において検討している災害等のリスク対応について、定量的かつ具体的に記載すること。
- ※本事業における取り組みが、いかに他地域への普及可能性で優れているものであるかについて具体的に記載すること。
また、補助事業者として本事業の普及に資する取り組みがあれば具体的に記載すること。
- ※地域における経済の発展、雇用の創出、生活の豊かさの向上に資する等、地域に密着した事業という点で特筆すべき事項を具体的に記載すること。
- ※地方公共団体の都市計画等の上位計画、関連する計画との連携がある場合にはその状況について具体的に記載すること。

(別紙⑱)

連絡窓口表

申請者名		〇〇株式会社
連絡担当窓口	氏名 (ふりがな)	
	所属 (部署名)	
	役職	
	住所 (郵送先)	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

※申請者が複数となる場合は、代表事業者より選出して下さい。

(別紙⑳)

【複数年度事業における注意事項】

- ① 着工前写真は、採択年度ごとに撮影すること。
- ② 事業計画書の費目ごとの積算内容に対応した発注仕様書とすること。
- ③ 年度ごとの申請であり、事業計画全体の中の当該年度分計画のみを実施すること。
また、前年度事業完了から次年度事業の交付決定日までの間の事業については、原則補助対象外となる。
(例 5月1日に交付決定をされた事業は、3月～4月に行った事業が補助対象外となる。)
- ④ 発注(発注区分)については、発注全体と年度ごとの内容の区別を明確にすること。
- ⑤ 実施計画書で計画した工事などの実績に応じた支払を、その年度の事業完了予定日までに完了すること。^{※1}
- ⑥ 発注、検収の年度ごとの関係を明確にすること。^{※2}
- ⑦ 事業計画の内容を変更する場合、計画変更の申請が都度必要であるが、複数年度にわたる事業において、次年度以降の計画変更(例えば、2～3年目の間での実施項目、金額の入替等)をする場合は、継続事業としての交付申請時に、別紙⑦-2(様式第1 別紙1)において、計画変更の内容について明示した事業計画書を提出すること。ただし、年度途中の事業内容の変更については、原則どおり都度計画変更申請が必要である。^{※3}

(※1) 各年度の事業において、契約の着手金、前払金などを支払ったとしても、各年度の事業完了時点で申請書の補助対象として計上した「設計費」、「設備費」、「工事費」、「諸経費」の費目ごとにその金額相当の成果品(設計図書、設備機器購入、工事实績)が無い場合は、補助対象外となる。また、事業完了時に現地に搬入していない材料を購入した場合も原則補助対象外となる。

(※2) 契約金を設備計上している場合は、支払い相当の設備検収がない場合は補助対象外となる。

(※3) 採択初年度に申請した各年度の補助金額は、それが上限となり、計画変更が認められたとしても、その各年度の補助金額を超えて補助金を支払うことはできないので留意すること。

事業全体のスケジュール

次年度交付決定日
(想定)

年月 項目	2019年				2020年												2021年		
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
システム 設計		発注		支払															
A 設備 製作																			
A 設備 基礎工事																			
A 設備 据付工事																支払			
B 設備 製作																			
B 設備 据付工事																			支払
(補助対象外)																			
C 設備 据付工事																			
D 設備 据付工事																			支払

次年度の交付決定日以降に「着手・着工」すること（対象外工事はこの限りではない）。

2年目以降は、前年度事業完了から交付決定日までの間（3~4月を含む）の事業は、補助対象外。

次年度の交付決定までは、申請者は次年度の工事等に原則「着手・着工」してはならない（受注業者からの成果物等の授受も含む）。

(別紙④)

【地方公共団体と民間団体等との共同実施に関するチェックリスト】

公募要領「3. 補助金の内容 (7) 補助率と要件 ②補助率2/3以内とする要件」

i) 必須要件 (下記、A～C のすべての要件が必要「公募要領. 3. (7) ②」)

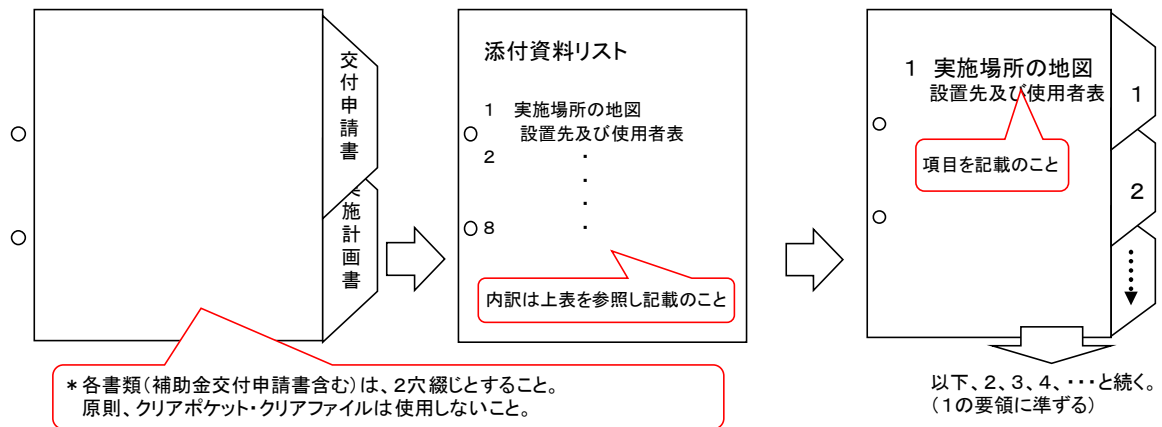
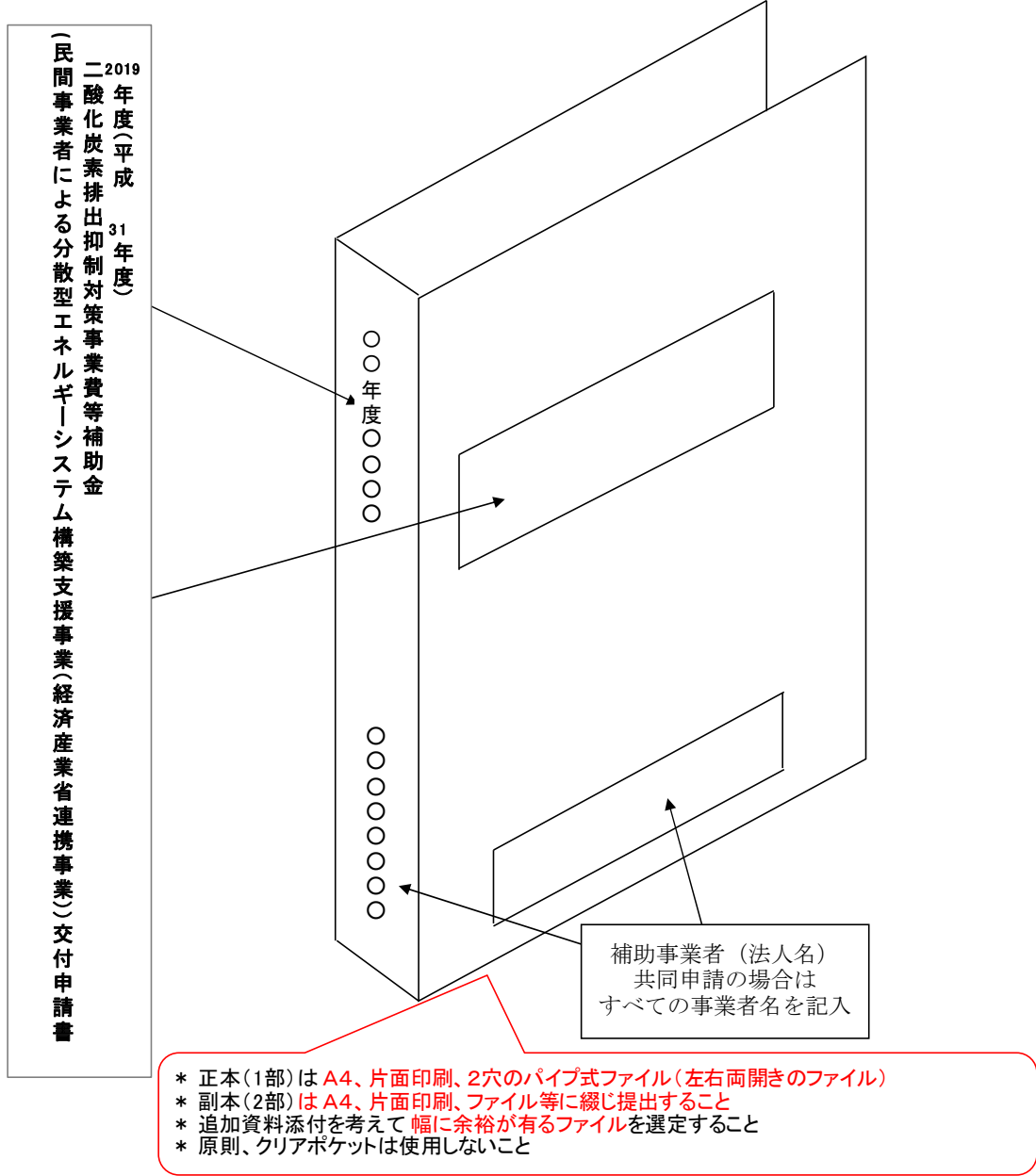
必須要件		チェック欄 該当に○	概要の記載 (・記載項目例)	確認できる 添付資料 資料番号を記載
A. 地方公共団体の共同申請				様式第1
B. 地方公共団体と 民間団体等が連携した 本事業の普及啓蒙活動 (右記いずれか1つ以上)	ホームページへの掲載		・掲載先 (HP の名称等) ・掲載時期 (予定を含む) など	
	広報資料への掲載		・掲載先 (広報資料の名称・概要等) ・掲載時期 (予定を含む) など	
	講演会やセミナーの開催		・名称 ・主催 ・地方公共団体の関わり ・開催予定日	
	その他 PR 活動		・名称 ・実施時期	
C. 事業期間中に 地方公共団体が出席する 協議会等の開催 (右記いずれか1つ以上)	事業者間協議会		・開催予定時期 ・地方公共団体の出席予定者	
	住民説明会		・開催予定時期 ・地方公共団体の出席予定者	
	その他		・会議体の名称 ・開催予定時期 ・主催者 ・地方公共団体の出席予定者	

ii) 選択要件（下記、A～C いずれか1つ以上の要件が必要「公募要領：3.（7）②」）

必須要件		チェック欄 該当に○	概要の記載 (・記載項目例)	確認できる 添付資料 <small>資料番号を記載</small>
<p>A. 地方公共団体による 共同申請する民間団体 に対する <u>財政面での支援</u></p> <p>(右記いずれか1つ以上)</p> <p>【必要】支援の概要を示す 資料の添付は必須</p>	<p>地方公共団体からの <u>補助金等の拠出</u></p> <p>(当該事業の補助対象外 の部分に対して)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等の名称 ・補助金の対象と金額 	
	<p>補助事業のために設置 された<u>特定目的会社へ の出資</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・出資の期日 ・出資比率 	
	<p>補助事業のために設置 された<u>地域新電力への 出資</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・出資の期日 ・出資の比率 	
	<p>補助対象物への固定資 産税の減免措置</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象物 ・減免措置の概要 	
	<p>その他財政面での支援</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・具体的支援の概要 	
<p>B. 地方公共団体による <u>補助事業を円滑に 進めるための支援</u></p> <p>(右記いずれか1つ以上)</p> <p>【必要】支援の概要を示す 資料の添付は必須</p>	<p>補助事業に関連し所有 する土地の貸与</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・土地貸与の概要 	
	<p>補助事業以外の 利害関係者に対する 優遇措置</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・対象利害関係者と利 害関係の内容 ・優遇措置の概要 	
	<p>その他支援 <small>(構想普及支援事業の共同実施等)</small></p>		<ul style="list-style-type: none"> ・優遇措置の概要 	
<p>C. 地方公共団体の計画に <u>補助事業が明示的に 位置付けられていること</u></p> <p>(右記いずれか1つ以上)</p> <p>※計画とは、 地方公共団体が <u>公に掲示しているもの、 近々策定されることが 確実なもの</u></p> <p>【必要】明示的に位置づけ られていること、あるいは 策定が確実であることを示 す資料の添付は必須</p>	<p>都市再生整備計画</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・計画に明示的位置づ けの時期 	
	<p>立地適正化計画</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・計画に明示的位置づ けの時期 	
	<p>都市再生安全確保計画</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・計画に明示的位置づ けの時期 	
	<p>地球温暖化対策推進法 に基づく実行計画</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・計画に明示的位置づ けの時期 	
	<p>議会承認や報告が完了 した諸計画</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・計画の名称 ・計画に明示的位置づ けの時期 	
	<p>その他法律に基づいて 国に協議済みの計画</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・計画の名称 ・計画に明示的位置づ けの時期 	

(別紙②)

交付申請書ファイリング例



(別紙②)

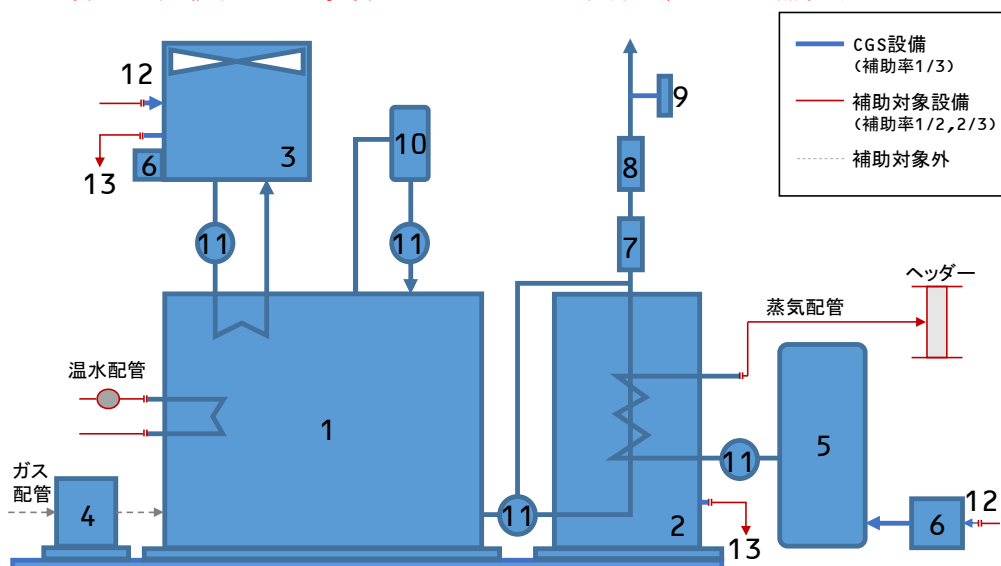
コージェネレーション設備の補助対象範囲、補助率について (機械設備)

No.	名称	備考
1	発電機	建築確認申請したエンクロージャーは、建屋とみなし補助対象外
2	廃ガスボイラー	
3	冷却塔	他の設備と兼用の場合は、CGS 設備とみなす
4	ガス圧縮機	
5	給水(軟水)タンク	他の設備と兼用の場合は、CGS 設備とみなす
6	水処理装置	他の設備と兼用の場合は、CGS 設備とみなす
7	廃ガス処理装置	尿素脱硝装置、尿素タンク、配管も補助対象
8	排気サイレンサー	
9	排ガス分析装置	
10	潤滑油タンク	長期運転のための外部タンク用潤滑油は補助対象外
11	ポンプ	CGS 設備用のポンプは、補助率 1/3 とする
12	給水配管	
13	排水配管	

※消火設備、照明設備、警報設備(ガス漏れ・CO・火災・地震等)は、安全上必要であり、かつ強固に固定されたものであり、導入する CGS 専用である場合は、CGS 設備として補助対象(補助率 1/3)とする。

※計装設備(流量計・温度計・蒸気流量計等)は、補助率 1/2 とする。ただし、電力会社・ガス会社との取引用計量器は補助対象外。

※図中の CGS 設備(補助率 1/3)に関わる工事費も補助率 1/3 とする。見積書には、CGS 設備に関わる工事項目を分けて記載すること。分けられていない場合は、全ての補助率を 1/3 とします。



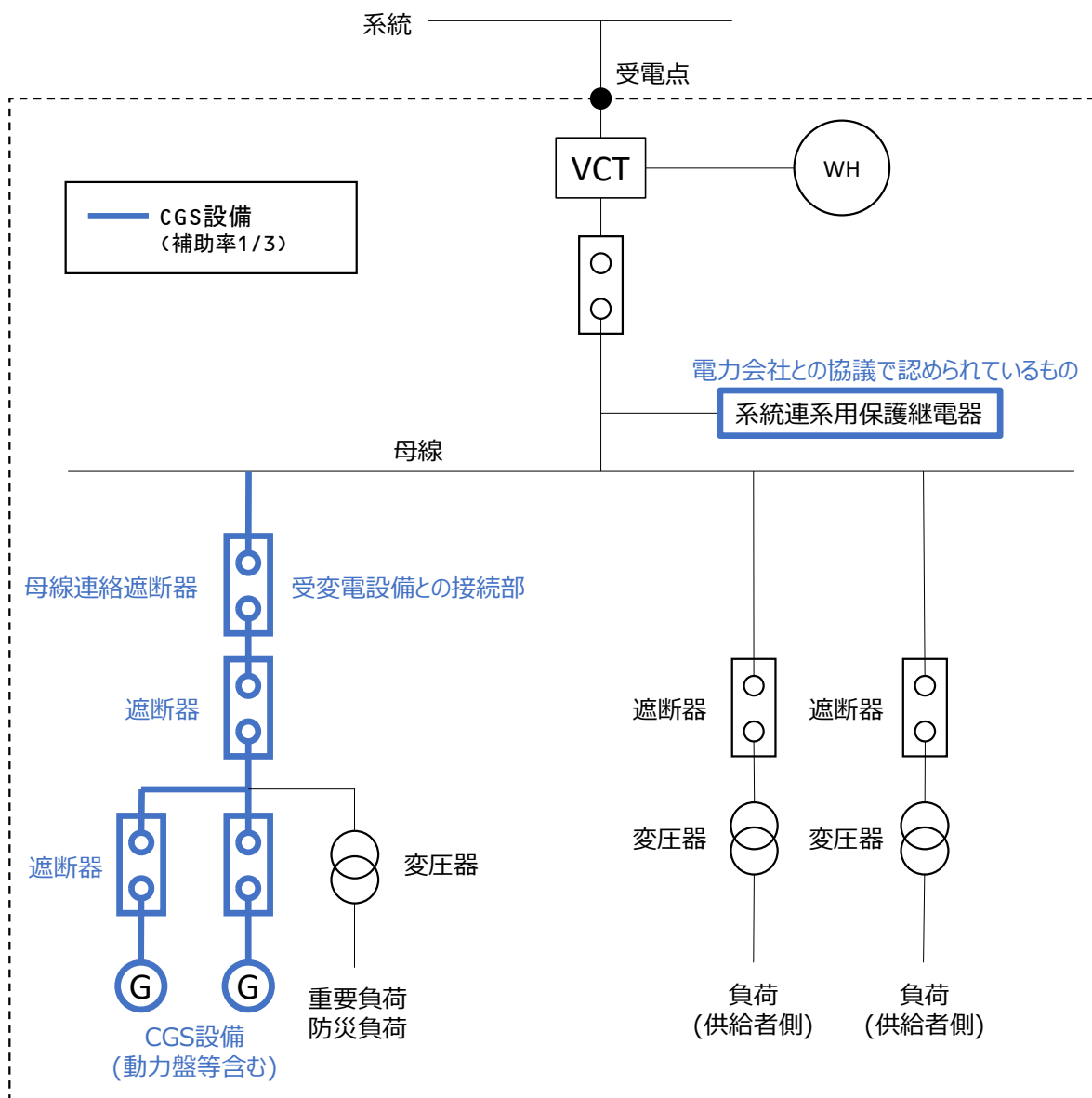
コージェネレーション設備の補助対象範囲、補助率について（電気設備）

※CGS 設備と CGS 設備以外の特定設備で兼用となる電気設備(分電盤・動力盤含む)は、CGS 設備に適用する補助率(1/3)とする。

※計装設備(電力量計等)は、補助率 1/2 とする。ただし、電力会社との取引用計量器は補助対象外。

※CGS 設備を新設する場合に、既存設備を流用する場合は、改造費用を補助対象とする。

※図中の CGS 設備(補助率 1/3)に関わる工事費も補助率 1/3 とする。見積書には、CGS 設備に関わる工事項目を分けて記載すること。分けられていない場合は、全ての補助率を 1/3 とします。



(別紙⑭)

交付申請 提出書類チェックシート

- 本事業の申請書類を提出する際は、以下の表を用いて提出書類の確認を行ってください。
- チェックした資料（正本1部、副本2部）をA4片面印刷でパイプ式ファイルに綴じ、インデックスにより仕切り、下表の通り番号等を振ってください（書類に直接インデックスシール等を貼らないこと）。副本はA4片面印刷でインデックスにより仕切り、ファイル等に収納して提出してください。添付書類詳細は、公募要領を確認のこと。
- 本チェックシートも提出書類とともに提出してください（ファイルの先頭に綴じ込むこと）。
- 資料一式を格納した、電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚も併せて提出してください。
- 正本1部、副本2部、電子媒体の内容は添付書類も含めて同じものとしてください。

様式	提出書類名	チェック	インデックス
本紙	提出書類チェックシート		※不要
別紙⑩	連絡担当窓口表		連絡窓口表
様式第1	交付申請書(様式第1)		交付申請書
	実施計画書(様式第1 別紙1)		実施計画書
	経費内訳(様式第1 別紙2)		経費内訳
別紙⑱	事業概要書(継続事業用) ※A4 2アップ(1枚に2ページ)片面に印刷し、ファイルすること。		事業概要書

<添付資料>

資料No.	項目事項	チェック	インデックス
1	実施場所の地図 設置先及び使用先表(別紙⑧)		1
2	地産地消型エネルギーシステム全体のシステムフロー図、配置図、配管図 新たに導入する設備に関するシステムフロー図、配置図、配管図、基礎図 ※既設、新設(補助対象、補助対象外)、撤去の範囲を色分け等で明示してください。 ※他の補助金を併用する場合は、その区分を色分け等で明示してください。		2
3	地産地消エネルギーシステム全体を構成する主な設備の仕様概要 新たに導入する再生可能エネルギー設備、発電設備、熱源設備の仕様詳細 特定設備の仕様確認表(別紙⑨)		3
4	特定設備や補助対象設備に係る単線結線図、配線図		4
5	環境性計算シート 計算に使用した機器性能の根拠資料(仕様書・技術資料等) 計算に使用した電力や熱の負荷データとその根拠資料 計算に使用した各設備の想定稼働データとその根拠資料 設置した計測器データからの省エネルギー量の算出方法		5
6	発注計画書(別紙⑩) 実施のための手続き状況 事業PR資料(任意)		6
7	見積依頼書の写し(別紙⑪) 見積書の写し(別紙⑫) 申請金額整理表(別紙⑬)		7
8	会社概要(会社、事業所のパンフレット) 会社の定款 履歴事項全部証明書または登記簿謄本の写し(発行日が申請日から3か月以内のもの) 財務諸表(直近2か年分)		8

※以下は該当する場合に添付

9	<共同申請の場合> 補助事業に要する経費等の申請者別内訳について(別紙⑯参照) 申請者別の資金調達計画について(別紙⑰参照) 共同申請における見積依頼書から領収書発行までの役割分担と根拠資料(別紙⑮参照) <地方公共団体との共同実施の場合> 地方公共団体と民間団体等との共同実施に関するチェックリスト(別紙⑰参照) 地方公共団体の計画に本事業が位置付けられていることの写し 地方公共団体の普及啓発事業を実施することを記した書類		9
10	リース・エネルギーサービス・賃貸借等に関する契約書(案可)の写し、料金計算書等 電力・熱の受給契約書(案可)の写し、料金計算書等		10
11	支払委託契約書(案可)の写し		11
12	発注先選定理由書(別紙⑭)		12
13	業務委託契約書(案可)の写し、説明書類		13
14	特定設備を更新する申請の場合の更新後のシステム全体が高効率となる証明書(任意書式)		14

9. 交付規程

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））
交付規程

平成31年4月9日北環財第8号
公益財団法人北海道環境財団制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）（平成29年度及び平成30年度の経済産業省の補助事業である「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金」で採択された複数年度事業をいう））の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））交付要綱（平成31年4月1日付け環地温発第19040117号。以下「交付要綱」という。）及び民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）実施要領（平成31年4月1日付け環地温発第19040118号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人北海道環境財団（以下「財団」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表において財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する

者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表に掲げる補助対象経費と財団が必要と認める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行う

ものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

- 十一 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業）で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十四 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けたものは当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 財団は、第8条第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣又は財団は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、当該年度期間中（2月28日まで）に完了しなかったときは、当該会計年度の3月13日までに様式第12による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前二項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ財団の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するとともに、環境省及び経済産業省に報告を行うものとする。
- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、財団が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 財団は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部

又は一部を取消しすることができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 財団は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（事業報告書の提出）

- 第15条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

- 第16条 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（その他）

- 第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月9日から施行する。

(別記)

2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業(経済産業省連携事業))
実施計画書の要件

- (1) 再生可能エネルギー等を利用し、一定規模のコミュニティの中で電気又は熱等の融通を最適に制御し、エネルギーの面的な利用を行うもの、又は将来的な分散型エネルギーシステムの構築に資する先端技術や新たなシステム構成等で新規性を有し、その技術等における課題等においても解決を見込めるものであること。
- (2) 分散型エネルギーシステムの構築に関するノウハウの共有化を図り、他地域での普及展開に資するものであること。
- (3) 実施計画書に係る事業の計画が合理的かつ実施が確実であること。
- (4) 補助対象経費に、国からの補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の対象経費を含む事業ではないこと。(法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められているものを除く。)
- (5) 補助事業者は、事業完了後の翌年度の4月1日より3年間、導入効果を検証するためのデータ計測を行うこと。なお、その計画を実施計画書へ記載すること。
- (6) 地方公共団体と共同して実施する事業者の交付申請にあたって、事業実施予定地域の地方公共団体及び事業者が一体となって推進する体制であることを要件とし、地方公共団体と事業者の役割分担を実施計画書の中に明確に記載すること。
- (7) 補助事業に関連して特定目的会社や地域新電力等を組成する場合は、その組成が申請時に完了又は確実なものであり、各出資元の詳細が明らかになっていること。
- (8) 当該事業における他省庁含む補助事業の採択実績が過去にある場合は記載すること。
(事業化可能性調査、マスタープラン策定、実施設計補助等) また、当該事業に関連して、同一年度で他の補助金に申請若しくは採択されている場合は、その詳細を明確に記載すること。
- (9) 本補助金と国からの補助金(負担金、利子補給金並びに適正化法第2代4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)の同一対象への併用はしないこと。

別表 1

補助対象経費

補助事業				
補助対象 経費の区分	費目	内容	補助率	単年度あたりの 補助金の上限額
事業費	設計費	・本事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費及び実施設計に要する経費	1/2 以内 (民間団体等)	3 億円
	設備費	・本事業に必要な機械装置、制御装置、監視装置、エネルギーマネージメントシステム (EMS)、配管・配線類及びこれらに付随する設備の導入に要する経費 ・本事業に必要な補助対象となる設備が発生する電気や熱等を貯蔵及び変換する設備に要する経費	2/3 以内 (地方公共団体と共同実施する民間団体等)	
	工事費	・本事業に必要な工事及び付帯工事に要する経費	1/3 以内 (専ら化石燃料を使用するコージェネレーション設備における設備費及び工事費)	
	諸経費	・本事業に必要な経費 (工事負担金 (電力、ガス、水道等)、管理費 (旅費、会議費等) その他本事業を実施するために必要な経費)		

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

個人情報の取扱事項

本補助事業の申請等に記載していただく「個人情報」については、財団が個人情報の保護のために必要な保護対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、交付申請書等の提出に当たっては、ご本人の同意をいただいたうえで、記載くださいますようお願いいたします。

(1) 個人情報の取扱い

個人情報は、財団の「個人情報保護規程※」に従い、適切な取扱い及び保護に努めます。

※規程については、ホームページにて公開しておりますので、そちらでご確認ください。

(2) 利用目的

提供いただいた個人情報は、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間事業者による分散型エネルギーシステム構築支援事業（経済産業省連携事業））の運営管理のための連絡以外には利用しません。

(3) 個人情報の第三者への開示

提供いただいた個人情報は、当該規程に定める場合を除き、環境省及び財団以外の第三者に本人の同意なく開示・提供することはありません。また、個人情報を取扱う業務を外部事業者に委託することはありません。

(4) 個人情報の管理

提供いただいた個人情報は、専用のデータベース等に保管し、第三者が当該個人情報に不当に触れることがないように、個人情報へのアクセスの管理、個人情報の持出し手段の制限、外部からの不正なアクセスの防止のための措置、その他の個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人情報のために必要かつ適切な措置を講じます。

また、利用目的に関し保有する必要がなくなった時点で、個人情報を破棄・削除いたします。

(5) 個人情報保護管理者

公益財団法人北海道環境財団 事務局長 柴田 真年

(6) 個人情報の取扱いに関する窓口

公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 電話 011-206-1573